

令和2年旭市議会第4回定例会会議録目次

第1号（11月25日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
議長報告事項	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案上程	4
議案第 1号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 2号 令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について	
議案第 3号 旭市出張所設置条例の制定について	
議案第 4号 旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定について	
議案第 5号 旭市公営企業の設置等に関する条例の制定について	
議案第 6号 旭市公告式条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 7号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 8号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	
議案第 9号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第10号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
議案第11号 旭市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第12号 旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	
議案第13号 旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制 定について	

議案第14号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第15号 旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第16号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案第17号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
提案理由の説明並びに政務報告	5
議案の補足説明	12
散 会	27

第 2 号 (11月30日)

議事日程	29
本日の会議に付した事件	29
出席議員	29
欠席議員	29
説明のため出席した者	29
事務局職員出席者	30
開 議	31
議案質疑	31
議案第8号から議案第10号直接審議 (先議)	59
議案第16号、議案第17号直接審議 (先議)	60
常任委員会議案付託	61
散 会	61

第 3 号 (12月2日)

議事日程	63
本日の会議に付した事件	63
出席議員	63
欠席議員	63
説明のため出席した者	63
事務局職員出席者	64

開 議	6 5
一般質問	6 5
4 番 林 晴 道	6 5
2 0 番 高 橋 利 彦	8 0
1 1 番 宮 澤 芳 雄	9 6
2 番 平 山 清 海	1 0 6
散 会	1 1 4

第 4 号 (12月3日)

議事日程	1 1 5
本日の会議に付した事件	1 1 5
出席議員	1 1 5
欠席議員	1 1 5
説明のため出席した者	1 1 5
事務局職員出席者	1 1 6
開 議	1 1 7
一般質問	1 1 7
6 番 米 本 弥 一 郎	1 1 7
1 8 番 木 内 欽 市	1 2 4
9 番 高 木 寛	1 3 8
1 5 番 伊 藤 房 代	1 5 5
議案上程	1 6 9
議案第18号 財産の取得について (学習用タブレット端末等)	
議案第19号 財産の取得について (小中学校用ネットワーク機器)	
提案理由の説明	1 6 9
議案の補足説明	1 6 9
議案質疑	1 7 1
常任委員会議案付託	1 7 7
散 会	1 7 7

第 5 号 (12月14日)

議事日程	179
本日の会議に付した事件	179
出席議員	179
欠席議員	180
説明のため出席した者	180
事務局職員出席者	180
開 議	181
常任委員長報告	181
質疑、討論、採決	184
発議案上程	188
発議第1号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
提案理由の説明	188
質疑、討論、採決	188
事務報告	189
議長辞職の件	190
議長選挙の件	191
副議長辞職の件	194
副議長選挙の件	195
閉 会	197

令和2年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第1号）

令和2年11月25日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 7 議案の補足説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 7 議案の補足説明
-

出席議員（16名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 片 桐 文 夫 | 2 番 | 平 山 清 海 |
| 3 番 | 遠 藤 保 明 | 4 番 | 林 晴 道 |
| 8 番 | 宮 内 保 | 9 番 | 高 木 寛 |
| 10 番 | 飯 嶋 正 利 | 11 番 | 宮 澤 芳 雄 |
| 12 番 | 伊 藤 保 | 13 番 | 島 田 和 雄 |
| 15 番 | 伊 藤 房 代 | 16 番 | 向 後 悦 世 |
| 17 番 | 景 山 岩三郎 | 18 番 | 木 内 欽 市 |

19番 佐久間 茂 樹

20番 高 橋 利 彦

欠席議員（1名）

6番 米 本 弥一郎

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	山 崎 剛 成
総 務 課 長	伊 藤 憲 治	企画政策課長	小 倉 直 志
財 政 課 長	伊 藤 義 隆	市民生活課長	遠 藤 泰 子
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	在 田 浩 治
健康管理課長	遠 藤 茂 樹	社会福祉課長	椎 名 隆
下水道課長	丸 山 浩	消 防 長	川 口 和 昭
水道課長	宮 負 亨	庶 務 課 長	杉 本 芳 正
学校教育課長	加 瀬 政 吉	生涯学習課長	八 木 幹 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

開会 午前10時 0分

○議長（伊藤 保） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了承をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了承をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（伊藤 保） ただいまの出席議員は16名、議会は成立いたしました。

これより令和2年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（伊藤 保） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 保） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

11番、宮澤芳雄議員、13番、島田和雄議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（伊藤 保） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの20日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの20日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いを。ご協力をお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第17号までの17議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第5 議案上程

○議長（伊藤 保） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第17号までの17議案を一括上程いたします。

議案第 1号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2号 令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について

議案第 3号 旭市出張所設置条例の制定について

議案第 4号 旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定について

- 議案第 5号 旭市公営企業の設置等に関する条例の制定について
- 議案第 6号 旭市公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 旭市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第17号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（伊藤 保） 日程第6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

コロナ禍の中で、本当に議員の皆さん方にも日常活動、大変、気苦労があると思います。そんな中での市政発展のためのご活躍を、心からお礼を申し上げたいと思います。

本日、ここに令和2年旭市議会第4回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

はじめに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,000万円を追加し、予算の総額を471億1,400万円とするものであります。

議案第2号は、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、予算の総額を7億600万円とするものであります。

議案第3号は、旭市出張所設置条例の制定についてでありまして、組織・機構の一部再編に伴い、支所を廃止し、新たに出張所を設置するため、条例を制定するものであります。

議案第4号は、旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定についてでありまして、千葉県と本市の間で生じている再生土の規制における相違を解消し、土地の埋立て等に対する規制の強化を図るため、本市独自の条例を制定するものであります。

議案第5号は、旭市公営企業の設置等に関する条例の制定についてでありまして、組織・機構の一部再編により水道課と下水道課を統合することに伴い、新たに公営企業の設置等に関する条例を制定するものであります。

議案第6号は、旭市公告式条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、組織・機構の一部再編に伴い、海上支所、飯岡支所、干潟支所に設置している掲示場を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、組織・機構の一部再編に伴い、課名を変更するため、所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも職員の給与改正にあわせて所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、旭市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまし

て、市役所本庁舎の移転に伴い、福祉事務所の位置を改めるものであります。

議案第12号は、旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、市内に3か所ある保健センターを1か所に集約するため、所要の改正を行うものであります。

議案第13号は、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、組織・機構の一部再編に伴い、当該施設の管理及び運営を教育委員会に移管するため、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、組織・機構の一部再編に伴い、課名を変更するため、所要の改正を行うものであります。

議案第16号及び議案第17号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、令和3年3月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

私は、鈴木志敏氏及び伊藤兼道氏が適任であると考え、提案するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

緊急事態宣言解除後、半年が経過し、社会経済活動が徐々に回復する中、各地で感染者が増加していることを受けて、新型コロナウイルス感染症対策分科会は、今までよりも踏み込んだクラスター対応など、感染防止策を講じなければ、急速な感染拡大に至る可能性が高いとして、政府に対して緊急の提言を行っております。

本市においても、提言に沿った対策を講ずるとともに、市民に対してもわかりやすく情報発信し、注意喚起に努めてまいります。

また、インフルエンザ予防接種費用について、例年行っている65歳以上の方への助成額を増額し、加えて、厚生労働省が接種勧奨を呼びかけている重症化リスクの高い方々へも助成範囲を拡大して、冬にかけて流行する季節性インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行に備え、対策を講じているところであります。

次に、緊急経済対策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市の経済対策として実施するプレミアム率30パーセ

ントの旭市共通商品券については、抽選により当選された3,218世帯に対し、11月7日から引換販売を開始しており、1万5,000セット、販売総額は1億9,500万円分を見込んでおります。

商品券の使用期間は6か月間としており、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ地域経済の早期回復に繋がるものと考えております。

「中小企業者等事業継続支援金」については、9月30日に申請受付を終了し、1,306件の事業者に対し、2億1,110万円の支援金を給付いたしました。

「農水産業経営継続支援金」については、9月30日に申請受付を終了し、237件の事業者に対し、4,140万円の支援金を給付いたしました。

「子育て世帯臨時特別給付金」については、11月30日をもって申請受付を終了いたします。現在までに、4,505件、7,581万円を給付いたしました。

「ひとり親世帯臨時特別給付金」については、現在、公的年金等受給者及び家計急変者等の申請を受け付けており、基本給付分778件、追加給付分271件を給付いたしました。

市独自の「新生児特別定額給付金」については、現在までに申請を受け付けた対象者、120件に対して、1,200万円給付いたしました。

「特別障害者等支援給付金給付事業」については、10月30日に特別障害者手当等受給者などの対象者198件すべての方に給付いたしました。

また、市内の障害者福祉サービス事業所を支援する「福祉事業所支援金給付事業」については、現在までに申請を受け付けた45件の事業所に対して、順次給付を行っております。

「家族介護支援給付金給付事業」については、現在までに申請を受け付けた対象者154件に対して、順次給付を行っております。

また、市内の介護サービス事業所を支援する「介護事業所支援金給付事業」については、現在までに申請を受け付けた93件の事業所に対して、順次給付を行っております。

「医療機関支援金給付事業」については、現在までに申請を受け付けた48件の医療機関に対し、順次給付を行っております。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

はじめに、農業について申し上げます。

農業後継者の就農意欲の喚起と定着を図るため、9月1日から旭市親元就農チャレンジ支援金の受け付けを開始しております。引き続き就農者への周知と営農形態に合わせた各種の支援を行い、農業の担い手確保に取り組んでまいります。

畜産については、現在、他県において、高病原性鳥インフルエンザや豚熱（CSF）の感染による家畜被害が発生しております。市内における発生を防ぐため、引き続き各農場における防疫対策の徹底を図るとともに、安全でおいしい畜産物の安定供給を進めてまいります。

次に、観光について申し上げます。

スターライトファンタジーについては、12月1日から来年1月16日まで、海上公民館周辺を会場に開催されます。本年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、例年行っていたステージショーなどのイベントを中止し、代わりにSNSなどを利用した写真コンテストを実施する予定であります。また、12月15日から来年2月14日まで、「飯岡灯台 恋するライトアップ2020」と題して、飯岡灯台のライトアップを行います。

今後もイベントの開催については、来場者の安全を第一に、「新しい生活様式」を踏まえながら、企画内容等の充実を図ってまいります。

次に、道の駅について申し上げます。

道の駅「季楽里あさひ」については、年度当初は新型コロナウイルス感染症の影響で売上が一時落ち込みましたが、その後回復し、10月までの累計来場者数は前年とほぼ同数となっております。

また、開業5周年を記念した創業感謝祭を10月10日から18日まで開催し、感謝セールをはじめ、土日にはウイナー、豚焼肉の屋台販売が行われました。今後も、東総地区を代表する道の駅として、様々なイベントを開催し、施設の目的である情報発信や産業振興に努めてまいります。

次に、旭市学校再編計画について申し上げます。

小中学校の再編については、昨年度に設置いたしました旭市学校再編計画策定委員会で議論を重ね、現在、再編計画の素案を取りまとめているところであります。今後は、議会への説明とパブリックコメントを経て、年度内の策定を目指してまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

干潟中学校技術教室棟防災機能強化工事については、10月に契約を締結し、工事に着手したところであります。

また、令和3年度からの実施を予定しておりました、小中学校のトイレの洋式化については、国の学校施設環境改善交付金が、本年度に前倒しで採択されたことから、工事に関する補正予算を、本定例会に提案したところであります。

次に、学校教育について申し上げます。

小中学校の運動会については、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となりましたが、一部の学校を除き11月12日までに代替行事を開催したところであり、修学旅行についても同様に、各学校で代替行事を企画し、順次実施しているところでもあります。

また、年末年始の冬季休業については、夏季休業と同様、不足する授業時数を確保するため例年より期間を2日間短縮し、12月26日から1月5日までとする予定であります。

次に、生涯学習について申し上げます。

青少年意見発表大会については、11月21日に東総文化会館において開催いたしました。本年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため入場制限を行い、関係者のみの大会となりましたが、小学生8名、中学生2名、高校生2名、一般から1名の13名が参加し、自分の思いを力強く発表いたしました。

大会の様子は、市のホームページで配信する予定でありますので、多くの方に青少年健全育成に対する関心を深めていただけるものと考えております。

成人式については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、午前・午後の2部開催とし、来年1月10日に東総文化会館大ホールにて執り行う予定であります。

大原幽学記念館については、博物館として登録されたことを記念し、旭市出身で世界的な工芸家である、濤川惣助先生の無線七宝の作品を展示した企画展を10月6日から開催しております。

初公開の作品を含めた展示に反響も大きく、市内外から大勢の方々に来館いただいております。今後も、郷土の先人たちの業績を紹介する企画を通し、旭市の歴史や文化を発信してまいります。

次に、スポーツ振興について申し上げます。

千葉県高等学校駅伝大会については、10月31日に東総運動場において開催され、男女95チームによる熱いレースが繰り広げられました。

なお、11月から来年2月にかけて予定しておりました「健康体力づくりフェスティバル」、「第16回旭市民駅伝大会」、「第32回旭市飯岡しおさいマラソン大会」はいずれも中止いたしました。

次に、市道の整備について申し上げます。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備については、現在、鉄道横断工事委託により、鉄道のり面部分の土留め工事を施工しており、来年1月からは、地盤改良工事に着手する予定であります。

津波避難道路については、椎名内西足洗線の終点部と銚子連絡道路が重複することが判明したため、今後、本路線の整備方針について、千葉県や関係機関と協議を重ねながら事業を進めたいと考えております。

飯岡地域の横根三川線については、未取得用地の地権者へ引き続き交渉を行っており、現在、取得した用地の工事発注の準備を進めているところであります。

急傾斜地崩壊対策事業については、飯岡地域の横根地先と干潟地域の鐮木地先における道路のり面の復旧等対策工事を実施するため、調査設計業務を発注したところであります。

次に、千葉県の整備事業について申し上げます。

海岸基盤整備事業については、河川開口部10か所のうち、昨年度までに6か所の整備が完了し、残り4か所についても本年度末にすべての整備が完了する予定となっております。

銚子連絡道路については、旭市区間約7.7キロメートル及び銚子連絡道路へ接続するための谷丁場遊正線延伸区間、約490メートルのルートや幅員等を定めた都市計画原案について、10月25日に住民説明会を開催いたしました。

今後、銚子連絡道路の旭市区間については千葉県において、谷丁場遊正線の延伸区間については本市において、それぞれ都市計画手続きを進めてまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理広域化については、来年度の施設供用開始に向けて関係条例等の整備のほか、利用者の皆様に直接かかわる事案について調整を行っているところであります。今後も、引き続き組合及び構成市と連携を図り事業を進めてまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

建設工事については、外壁及びガラスの取り付け工事が終わり、現在、天井・壁等の内装工事や電気・空調機器の設置、駐車場や植栽などの外構工事を行っているところであります。今後も、引き続き安全に十分配慮するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組みながら、工事を進めてまいります。

今後の予定としては、来年3月16日に建物の引き渡しを受けまして、その後、什器備品等の搬入設置を行います。竣工式については、4月17日の土曜日に行うこととし、当日と翌18日に市民の皆様に見学していただくための内覧会を予定しております。また、新庁舎での業務開始については4月26日を予定しているところであります。

なお、竣工式については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、規模等を考慮しながら進めてまいります。

次に、総合戦略について申し上げます。

総合戦略については、進行管理を行うためのPDCAサイクルのひとつとして、事業効果の検証等を行いました。11月10日には、市民の代表者で構成された旭市総合戦略推進委員会を開催し、総合戦略に掲載している重点戦略の事業効果について委員の皆様からご意見等を伺いました。

今回は、これまでの単年度の効果検証に加え、第1期の5年間の総括についてもご意見等を伺ったところであります。

4月から第2期がスタートしていますが、5年間の総括を踏まえつつ今後も幅広く意見等を伺いながらPDCAを継続して実施していくことで、総合戦略をより良い計画とし、引き続き、市民の誰もが暮らしやすいまちづくりを行い、将来都市像の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、銚子市沖における洋上風力発電事業について申し上げます。

洋上風力発電施設の促進区域に指定された銚子市沖では、10月に公募参加予定事業者を対象とした説明会が開催され、11月中に公募が開始される予定です。公募の期間は6か月で、その後6か月ほどの審査や評価を経て事業者が選定されます。公募で選定された事業者に対しては、洋上風力発電を通じた本市への地域振興に協力を求めてまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 保） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（伊藤 保） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） 議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について、補

足説明を申し上げます。

補正予算書をお手元にお願いいたします。

1 ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ3億3,000万円を追加し、予算の総額を471億1,400万円とするものです。

5 ページをお願いいたします。

繰越明許費補正です。

7款1項商工費、消費者保護対策事業は、消費生活センターで使用するシステムの新庁舎への移設業務です。

9款1項消防費、防災行政無線等整備事業は、防災行政無線等整備事業は防災行政無線システムの新庁舎への移設業務等でありまして、いずれも新庁舎建設工事の工期変更に伴い、年度内完了が困難であることから、それぞれ繰越明許費を設定するものであります。

10款2項小学校費、小学校施設改修事業、その下になります、3項中学校費、中学校施設改修事業は、今回の補正に計上した市内小・中学校のトイレ洋式化改修工事に係るもので、国の交付金が前倒しで採択となったため年度内完了が困難であることから、繰越明許費を設定するものです。

6 ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正です。

先ほど、繰越明許費で説明いたしました小・中学校のトイレ洋式化改修工事に係る起債を追加するもので、小学校施設改修事業は起債の限度額を1,800万円から1億480万円に、中学校施設改修事業は起債の限度額を800万円から3,170万円に、それぞれ増額するものです。

9 ページをお願いいたします。

歳入について、順を追って説明いたしますが、事業内容につきましては歳出のところで説明させていただきます。

14款1項1目民生費国庫負担金1,228万5,000円の増は、説明欄1、障害児通所給付費等負担金の増で、障害のある児童に必要な訓練などのサービスに係る国庫負担金です。

2項2目民生費国庫補助金170万円の増は、説明欄1、介護保険事業費補助金の増で、介護保険システムの改修費用に対する国庫補助金です。

5目教育費国庫補助金7,482万8,000円の増は、1節小学校費国庫補助金、説明欄1、学校施設環境改善交付金5,877万2,000円の増と、2節中学校費国庫補助金、説明欄1、学校施設

環境改善交付金1,605万6,000円の増で、いずれも市内小・中学校のトイレの洋式化改修工事に係る補助金です。

15款1項1目民生費県負担金は614万2,000円の増となりますけれども、説明欄1、障害児通所給付費等負担金の増で、障害のある児童に必要な訓練などのサービスに係る県の負担金です。

10ページをお願いいたします。

19款1項1目繰越金8,869万5,000円の増は、前年度繰越金の一部を今回の補正財源として計上するものです。

20款5項4目旭中央病院共済費3,585万円の増は、説明欄1、千葉県市町村職員共済組合負担金の増で、旭中央病院の非正規職員分に係る共済組合負担金です。

21款1項7目教育債1億1,050万円の増は、1節小学校債、説明欄1、小学校施設改修事業債8,680万円の増と、2節中学校債、説明欄1、中学校施設改修事業債2,370万円の増で、いずれも市内小中学校のトイレの洋式化改修工事に係る起債です。

歳入の説明は以上になります。

続きまして、歳出になります。

11ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費12万6,000円の減は、説明欄1、議員報酬33万7,000円の減、及び説明欄2、議会関係職員給与費21万1,000円の増で、これらは人事院勧告等を踏まえた期末手当0.05月分の減のほか、議員関係職員給与費については人事異動等に伴う給料等の人件費の増を含むものです。

なお、以下の各款に計上しております人件費の補正につきましては、特別職も含め、人事院勧告等を踏まえた職員の期末手当の減額と人事異動等に伴う款ごとの人件費の組替えですので、説明は省略させていただきます。

12ページをお願いいたします。

2款1項2目人事管理費3,585万円の増につきましては、説明欄1、一部事務組合等負担金の増によるもので、先ほど説明いたしました旭中央病院の非正規職員分に係る市町村職員共済組合負担金です。

8目電子計算費547万8,000円の増は、説明欄1、電算システム運用事業の増によるもので、介護報酬改定等に伴う介護保険システムの改修に係る費用です。

12目諸費4,451万4,000円の増は、説明欄1、国庫支出金等返還費の増によるもので、国、

県支出金の精算に伴う返還金の増です。

少し飛びまして、16ページをお願いいたします。

下段になります。

3款3項5目障害児福祉費2,962万7,000円の増は、説明欄1、障害児通所支援事業の増によるもので、障害のある児童に対する各種支援サービスの利用者が増えたため、給付費を増額するものです。

少し飛びまして、22ページをお願いいたします。

下段になります。

10款2項1目学校管理費1億7,910万7,000円の増は、説明欄1、小学校施設改修事業の増によるもので、学校の衛生環境向上のため小学校のトイレ洋式化改修工事を行うものです。

23ページをお願いいたします。

10款3項1目学校管理費4,769万5,000円の増は、説明欄1、中学校施設改修事業の増によるもので、小学校と同様、中学校のトイレの洋式化改修工事を行うものです。

歳出の説明は以上です。

26ページをお願いいたします。

1、特別職の給与費明細書です。

表の下のほう、比較の行、左右、中ほどをご覧くださいと思います。

長等の期末手当11万7,000円の減と、その下、議員の期末手当33万7,000円の減は、人事院勧告等を踏まえ期末手当の年間支給率を0.05月引き下げることによる影響額です。

27ページをお願いいたします。

2、一般職（1）総括の表です。

比較の行、合計をご覧くださいと思います。

今回の補正では、人事院勧告等を踏まえた職員手当等の引下げによる影響額と、人事異動等による増減額を見込んだ結果、一般職の合計は1,181万7,000円の減となっております。

32ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

左側の1、普通債の（7）教育債の行の左右、中ほどをご覧くださいと思います。

補正額として1億1,050万円増額しておりますが、内容につきましては、先ほど説明いたしました小学校施設改修事業債と中学校施設改修事業債に係るものです。これにより、令和2年度末現在高見込額は、一番右下になりますが、326億9,069万7,000円となります。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 在田浩治 登壇）

○保険年金課長（在田浩治） 議案第2号、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億600万円とするものです。

2ページと3ページは、項目別の歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページはそれを事項別にした明細書の総括となっております。

7ページをお願いいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

3款1項1目1節繰越金500万円の追加は、留保しておりました繰越金の一部を今回の補正財源として計上をするものであります。

8ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1款1項1目12節委託料、説明欄の電算機保守委託料500万円はシステムの改修事業費であります。今回、平成30年度の税制改正に対応するため、後期高齢者医療の保険料を算定するシステムを改修するものであります。

以上で、議案第2号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長（伊藤 保） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第3号、議案第6号から議案第10号までと、議案第13号の7議案について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 伊藤憲治 登壇）

○総務課長（伊藤憲治） 議案第3号、議案第6号から議案第10号及び議案第13号の7議案について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第3号、旭市出張所設置条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例は、令和3年度の組織・機構の一部再編に伴い、支所を廃止し出張所を新たに設置するため制定するものであります。

内容を、条文を追って説明いたします。

初めに、第1条は出張所の設置について規定するものです。

次に、第2条は出張所の名称、位置及び所管区域を規定するもので、旭市海上出張所を現海上支所内に、旭市飯岡出張所を現飯岡保健センター内に、旭市干潟出張所をひかた市民センター内にそれぞれ設置するものとし、所管区域はいずれも旭市全域とするものです。

最後に、第3条は委任規定で、条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めることとしております。

なお、附則第1項は条例の施行日を令和3年4月1日とするもので、附則第2項は旭市支所設置条例を廃止するものです。

以上で議案第3号の説明を終わります。

続いて、議案第6号、旭市公告式条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例の改正は、令和3年度の組織・機構の一部再編に伴い、海上支所、飯岡支所、干潟支所に設置している掲示場を廃止するに当たり、所要の改正を行うものであります。

お手元の新旧対照表の4ページをご覧ください。

掲示場については、別表において旭市役所前、海上支所前、飯岡支所前、干潟支所前の4か所を定めておりましたが、この表を削り、第2条第2項において旭市役所前の1か所と改めるものです。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

続いて、議案第7号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例の改正は、令和3年度の組織・機構の一部再編に伴い、「健康管理課」の名称を「健康づくり課」に変更するため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表の5ページをご覧ください。

別表の改正として、「健康管理課」の名称を「健康づくり課」に改めるものです。

また、これに伴う改正として、新旧対照表の6ページをご覧ください。

附則第2項により旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例を改正するもので、第9条中、「健康管理課」の名称を「健康づくり課」に改めるものです。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

続いて、議案第8号から議案第10号までの3議案は、令和2年の人事院勧告及び千葉県人

事委員会勧告の趣旨に基づく期末手当の改正が主なものでありまして、関連しておりますので一括して補足説明いたします。

まず、議案第8号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

新旧対照表の7ページをご覧ください。

改正条例の第1条関係は、現行条例第5条における期末手当を改正するもので、令和2年12月期の期末手当の支給率を現行の100分の225から100分の220に改め、100分の5引き下げるものです。これにより、年間支給率は100分の450から100分の445となります。

次に、8ページをご覧ください。

改正条例の第2条関係は、ただいまの第1条関係と同じく、現行条例第5条における期末手当の改正でありまして、令和3年度以降の期末手当の支給率を6月期及び12月期共に100分の222.5に改め、年間支給率を100分の445とするものです。

なお、条例の施行期日は、令和2年度分を規定する第1条関係については令和2年12月1日とし、令和3年度以降を規定する第2条関係については、令和3年4月1日とするものです。

次に、9ページと10ページをご覧ください。

議案第9号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、ただいまの議案第8号と同様に期末手当の支給率を改正するもので、改正内容は議案第8号と同様のものとなります。

続きまして、議案第10号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の11ページをご覧ください。

改正条例の第1条関係です。

現行条例別表第3の特殊な業務に従事する職員の特殊勤務手当についての種類欄、診療業務手当の次に防疫等作業手当を新たに追加するもので、これは地方公共団体において、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために、緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合に特殊勤務手当を支給できる体制を確保するように、人事院から通知のあったものです。

手当の額は、日額3,000円としておりますが、新型コロナウイルス感染症の患者、もしくはその疑いのある方も含めて身体に接触した場合、また接触していなくても長時間にわたり

密接して作業を行った場合は4,000円とするものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和2年4月1日に遡及して適用いたします。

次に、13ページをご覧ください。

改正条例の第2条関係です。

これは、現行条例第24条第2項中における期末手当を改正するもので、令和2年12月期の期末手当の支給率を現行の100分の130から100分の125に改め、100分の5引き下げるものです。これにより、一般職の期末・勤勉手当の年間支給率は100分の450から100分の445となります。

次に、14ページをご覧ください。

改正条例の第3条関係は、ただいまの第2条関係と同じく現行条例第24条第2項中における期末手当の改正でありまして、令和3年度以降の期末手当の支給率を6月期及び12月期共に100分の127.5に改め、期末・勤勉手当の年間支給率を100分の445とするものです。

なお、施行期日は議案第8号、議案第9号と同様であります。

次に、15ページと16ページをご覧ください。

改正条例の第4条及び第5条関係で旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

現行条例第8条の特定任期付職員とは、弁護士等の高度の専門的な知識経験を有する職員でありまして、現在本市においてはこのような任期付職員は採用しておりませんが、千葉県と同様の条例を制定しておりますので、県に合わせた改正を行うものです。

以上で議案第8号、議案第9号及び議案第10号の補足説明を終わります。

続いて、議案第13号、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例の改正は、令和3年度の組織・機構の一部再編に伴い、当該施設の管理及び運営を教育委員会に移管するため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表の19ページをご覧ください。

第4条の改正は、施設の使用許可を行う者について「市長」を「教育委員会」に改めるものです。

第6条の改正は、損害賠償の認定を行う者について「市長」を「教育委員会」に改めるものです。

第7条の改正は、条例の施行に関し必要な事項について「市長が別に定める」を「教育委員会規則で定める」に改めるものです。

また、これに関連する改正として新旧対照表の20ページと21ページをご覧ください。

附則第2項により、旭市使用料及び手数料に関する条例の別表第1その1を改正するもので、火葬施設の項の次に規定するコミュニティ施設使用料を、いいおかユートピアセンターの項の次に移動するものです。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第4号について、環境課長、登壇してください。

（環境課長 高根浩司 登壇）

○環境課長（高根浩司） 議案第4号、旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

千葉県は、平成31年4月1日に千葉県再生土条例を施行いたしました。この条例は、埋立面積が500平方メートル以上の埋立事業について再生土の使用を認めるものでございます。一方、本市では埋立面積が3,000平方メートル未満の埋立事業に対し再生土の使用を禁止しています。

そのため、再生土の規制において現在生じている千葉県と本市とのそごを解消するため、千葉県条例からの適用の除外を受け、現行の埋立て条例を廃止しまして本市独自の旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例を新たに制定し、規制の強化を図るものでございます。

それでは、現行の埋立て条例から変更となる主なものを8点ほど申し上げます。

条例案の2ページ、上段をご覧ください。

1点目は、第2条第1項第6号の特定事業に記載がございまして、埋立面積が300平方メートル以上の事業について全て適用対象といたします。

2点目は、同じく2ページの第2条第1項第10号に記載がございまして、事業主を埋立事業者だけでなく、埋立事業者及び土地所有者といたします。

次に、3ページの下段をご覧ください。

3点目は、第6条に関する規則の制定となりまして、ここでは規則で定めると記載がございまして、内容といたしましては、安全基準を強化するため環境基本法に規定する環境基準の29項目に埋立事業場に隣接する耕作地等を保護するため、塩化物イオン濃度を加えます。

こちらは、施行規則のほうで規定することになります。

次に、5ページ、上段をご覧ください。

4点目は、第11条第2項に記載がございます。同意をいただく土地所有者の範囲を拡大いたします。

具体的に申し上げますと、現行条例では、採取土砂、いわゆる山砂による埋立ての場合は同意は不要で、残土の埋立ての場合は埋立て区域から300メートル以内の世帯主及び農業施設の所有者の4分の3以上の同意が必要となっておりました。新条例では、採取土砂等による埋立ての同意は不要とし、残土による埋立ての場合は、埋立区域から500メートル以内に居住する住民に対し、まず住民説明会を実施し、かつ当該区域に居住する世帯の10分の8以上の同意を必要とします。また、居住する世帯が30世帯未満の場合は、当該区域の土地所有者に対しても特定事業の説明をし、同じく10分の8以上の同意を必要といたします。

続きまして、6ページ、中段をご覧ください。

5点目は、第12条第1項に記載がございます。事業の実施に当たっては、現行条例には規定されていませんでしたが、事業主等はあらかじめ事業計画書等により事前協議が必要となります。

次に、10ページ、上段をご覧ください。

6点目は、第15条第1項第7号に記載がございます。特定事業が改良土を使用するものではないこと、これにより改良土、再生土の使用を禁止とします。

次に、12ページ、上段をご覧ください。

7点目は、第18条第1項に記載がございます。名義貸しについての規定は今までありませんでしたが、名義貸しを禁止とする一文を加えることといたします。

次に、8点目ですがお手元にお配りしてあります新旧対照表の1ページ及び2ページを参考にご覧いただきたいと思います。

このたびの条例の制定で、埋立ての許可申請手数料、こちらを見直いたします。現行の埋立て条例では、新規許可申請が2万円、変更許可申請が1万円でしたが、新条例では、新規の許可申請で3,000平方メートル未満のものは2万円、3,000平方メートル以上のものは4万8,000円、また変更許可申請では、3,000平方メートル未満のものは1万円、3,000平方メートル以上のものは2万8,000円、あともう一つ、新たに譲り受け許可申請手数料を2万8,000円としまして、埋立面積に応じて申請手数料を設定するものでございます。

この新条例を制定し、土壌の汚染及び地下水の汚染等の発生を未然に防止するため、必要

な規制を行うことにより、市民の生活環境の保全を目的とするものでございます。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 環境課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時20分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第5号の補足説明を求めます。

水道課長、ご登壇ください。

（水道課長 宮負 亨 登壇）

○水道課長（宮負 亨） 議案第5号、旭市公営企業の設置等に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、令和3年4月1日からの上下水道課設置に備え、公営企業として統一的な業務運営を図るため、現行の水道事業及び下水道事業の二つの設置等に関する条例を統合し、地方公営企業法の適用により、新たに本条例を制定するものでございます。

なお、条例の内容につきましては現行条例の規定と大きな変更はございません。

それでは、条文の内容についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、1ページをご覧ください。

まず、第1条は本条例の趣旨でございまして、地方公営企業法の規定に基づき、旭市が経営する公営企業の設置等について必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、旭市が設置する公営企業として、水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業の3事業をそれぞれ各号に規定するものでございます。

第3条は、第1項で経営の基本について、第2項から第4項において、各事業の給水区域・処理区域等をそれぞれ規定するものでございます。

第4条は、水道事業を除く公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定の全部を適用することを規定するものでございます。

次の2ページをお願いいたします。

第5条は、組織についてでございますが、第1項は公営企業に管理者を置かないものとする、第2項は公営企業の事務を処理させるために上下水道課を置くことを規定するものでございます。

第6条から第8条につきましては、公営企業の業務のうち議会の議決に付すべき事項をそれぞれ規定するものでございます。

第9条は、次の3ページにかけて業務状況説明書類の作成及び公表について規定するものでございます。

最後に、附則でございますが3ページ、中ほど、やや上になります。

まず、第1項は本条例の施行日を令和3年4月1日とするものでございます。

第2項及び第3項は、本条例の制定に伴う現行条例の廃止及び経過措置に関する規定でございます。

第4項は、本条例の制定に伴い、旭市水道事業給水条例の第1条中、旭市水道事業の設置等に関する条例を旭市公営企業の設置等に関する条例の一部改正するものでございます。

なお、第4項の改正案を、別冊の新旧対照表3ページに掲載してございますので、後ほどご参照いただければと思います。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 椎名 隆 登壇）

○社会福祉課長（椎名 隆） 議案第11号、旭市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

福祉事務所については、社会福祉法第14条第1項の規定により、都道府県及び市は福祉に関する事務所を設置することとされておりますが、今回、市役所本庁舎の移転に伴い、その市福祉事務所の位置を改正するものであります。

新旧対照表、17ページをお願いいたします。

第2条第2号中、位置、「旭市ニの1920番地」を「旭市ニの2132番地」に改めるものであります。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、健康管理課長、登壇してください。

(健康管理課長 遠藤茂樹 登壇)

○健康管理課長（遠藤茂樹） 議案第12号、旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、現在、旭市内にある3か所の保健センターを1か所に集約するため、所要の改正を行うものです。

新旧対照表の18ページをご覧くださいと思います。

第2条を改正するもので、旭市保健センターと旭市海上保健センター機能を廃止いたしまして、現在飯岡にあります保健センター1か所に集約し、名称を旭市保健センター、位置を旭市横根3520番地と定めるものでございます。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 健康管理課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、消防長、登壇してください。

(消防長 川口和昭 登壇)

○消防長（川口和昭） 議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

改正の趣旨といたしましては、電気自動車の走行距離の延伸や大容量の電池を搭載した電気自動車の開発に伴い、短時間で充電できる高出力の急速充電設備が普及することを踏まえ、規制範囲を拡充するものであります。

お手元の新旧対照表、23ページをご覧ください。

燃料電池発電設備、第8条の3第1項につきましては、第44条第10号に急速充電設備の届出が追加されるため、1号繰り下げたものであります。

続きまして、急速充電設備、第11条の2第1項につきましては、「電気自動車等」と「第12号において同じ。をいう。」を加え、今回の改正の主要となります全出力の「50キロワット」を「200キロワット」に改めるものであります。

次に、各号の繰り下げを行い、新たな規定の追加等を行っております。

第11条の2第1項第1号につきましては、次の24ページの上から2行目をご覧ください。

一定条件以外の急速充電設備を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこととされ、火災による延焼防止を図るための追加規定となります。

次に、第5号から第7号につきましては、文言を電気自動車等に改めるものであります。

次に、第13号から第16号につきましては、急速充電設備の構造に係る内容となります。

第13号は、充電用コネクタの接続に伴う落下防止の対策。第14号から、次の25ページ、第16号までは、各機器の異常を自動的に検知し停止させる対策であります。これらは、高出力化による電流の増大に伴い、急速充電設備からの出火防止等を図るための追加規定となります。

続きまして、水素ガスを充填する気球、第17条、また、これに関連する規定につきましては、この改正に伴い、充てんの「てん」という平仮名を漢字に改めるものであります。

次に、26ページをご覧ください。

火を使用する設備等の設置の届出、第44条第10号につきましては、50キロワットを超える急速充電設備の届出を追加したものです。施行日につきましては、令和3年4月1日であります。

また、経過措置としまして、この条例の施行の際、現に設置等されているものは改正後の第11条の2第1項に規定する基準の適用については、なお従前の例によるものとなります。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 加瀬政吉 登壇）

○学校教育課長（加瀬政吉） 議案第15号、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

このたびの行政組織・機構の再編により、教育委員会事務局の庶務課と学校教育課を統合し、令和3年4月1日から新たに教育総務課とすることを受け、本条例において所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、新旧対照表の27ページをお願いします。

表の左側、現行の第10条及び第22条中、「教育委員会事務局学校教育課」を、表の右側、改正案として「教育委員会事務局教育総務課」にそれぞれ改めるものであります。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 学校教育課長の補足説明は終わりました。

議案第16号、議案第17号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 遠藤泰子 登壇）

○市民生活課長（遠藤泰子） 議案第16号及び議案第17号、人権擁護委員候補者の推薦につき

意見を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち2名が令和3年3月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第16号で推薦したい方は、旭市ニの3437番地にお住まいの鈴木志敏氏、昭和29年6月27日生まれの方です。

鈴木志敏氏は、長年にわたり小・中学校の教員として子どもたちの教育に当たられており、子どもの人権問題や同和教育について豊富な知識と経験があります。また、平成27年6月から旭市男女共同参画推進懇話会委員、平成27年12月から民生委員・児童委員を務められています。

なお、平成30年4月から人権擁護委員として積極的に活動されており、引き続き推薦するものです。

次に、議案第17号で推薦したい方は、旭市鎌数2115番地にお住まいの伊藤兼道氏、昭和31年11月1日生まれの方です。

伊藤兼道氏は、長年にわたり小学校の教員として子どもたちの教育に当たられており、いじめ問題など子どもの人権問題について豊富な知識と経験があります。また、令和2年3月から保護司を務められており、温厚誠実な人柄で、地域における信望も大変厚く、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものであります。

また、お二人とも、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

なお、委員の任期は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となります。

以上で、議案第16号及び議案17号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は11月30日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時40分

令和2年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第2号）

令和2年11月30日（月曜日）午前10時開議

第1 議案質疑

第2 常任委員会議案付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

追加日程 議案第8号から議案第10号直接審議（先議）

追加日程 議案第16号、議案第17号直接審議（先議）

日程第2 常任委員会議案付託

出席議員（17名）

1番	片桐文夫	2番	平山清海
3番	遠藤保明	4番	林晴道
6番	米本弥一郎	8番	宮内保
9番	高木寛	10番	飯嶋正利
11番	宮澤芳雄	12番	伊藤保
13番	島田和雄	15番	伊藤房代
16番	向後悦世	17番	景山岩三郎
18番	木内欽市	19番	佐久間茂樹
20番	高橋利彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 明智忠直 副市長 加瀬正彦

教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	山 崎 剛 成
行政改革 推進課長	宮 内 敏 之	総務課長	伊 藤 憲 治
企画政策課長	小 倉 直 志	財政課長	伊 藤 義 隆
市民生活課長	遠 藤 泰 子	環境課長	高 根 浩 司
社会福祉課長	椎 名 隆	高齢者 福祉課長	赤 谷 浩 巳
下水道課長	丸 山 浩	会計管理者	多 田 英 子
消 防 長	川 口 和 昭	水道課長	宮 負 亨
庶務課長	杉 本 芳 正		

事務局職員出席者

事務局長	花 澤 義 広	事務局次長	向 後 哲 浩
------	---------	-------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（伊藤 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（伊藤 保） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第17号までの17議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） おはようございます。

議案第1号の中身を見ますと、給料、職員手当等共済費の人件費の補正が多数ありますので、この点について質疑いたします。

1点目は、現在、職員にはどのような任用形態があるのか。また、それぞれどのような働き方をしているのか伺います。

2点目は、保育所費について伺います。新型コロナウイルス対策で、保育所の職員はもちろん、全職員の業務量、精神的負担は増加していますが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、期末手当の減額が提案されています。保育所費を見ますと、職員手当等だけでなく、給料を含めた給与費が大きく減額されます。この要因を伺います。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） まず、1点目のご質問にありました職員の任用形態についてお答えをしてみたいです。

現在の旭市におきましては、常勤職員、これは我々ですけれども、そのほかに4種類の

任用の形態がございます。

内訳としましては、一つ目として、フルタイムの会計年度任用職員です。これは1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同じである非常勤職員のことで、その多くは保育所に勤務をしている者でございます。

二つ目は、再任用短時間勤務職員です。これはいわゆる再任用職員のことでありまして、週に3日ないし4日の勤務というような形で今行っております。

三つ目は、任期付短時間勤務職員です。これは優れた識見を一定の期間活用して業務に従事する職員のことで、現在の旭市においては週3日の勤務としております。

最後に四つ目です。パートタイム会計年度任用職員です。これは1週間当たりの勤務時間が常勤職員よりも短い非常勤職員であります。フルタイムよりも少し短いという形になっております。

続きまして、補正の中で保育所費が大きい要因でございます。保育所費につきましては、期末手当0.05月分の減額のほかに、人事異動によりまして常勤職員の配置人数が減ったこと、あるいは、育児休業等の取得によって給与費が減額となっていることが主な理由でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） それでは、（2）の再質疑をします。

保育所費のように減額される目の一方で、土木総務費、都市計画総務費などは増額されます。この要因をお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 補正の中で増額している科目でございますが、幾つかございます。

これは部署によりまして新たに再任用職員を配置したこと、あるいは、職員の新陳代謝ですとか人事異動によりまして、給与費が増額となったことが主な要因でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の質疑を終わります。

続いて、遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） おはようございます。

それでは、議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について伺います。

第1点、12ページ、人事管理費、一部事務組合等負担金の補正理由について。第2点、介護保険システムの改修費用のことについて。第3点、諸費、国庫支出金等返還費の補正理由について。

以上3点について伺います。

○議長（伊藤 保） 遠藤保明議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、12ページの一部事務組合等負担金の補正理由についてお答えいたします。

今回の補正は、令和2年度から会計年度任用職員制度が開始されたことに伴いまして、千葉県市町村職員共済組合員の資格を得た旭中央病院に勤務する非常勤職員の共済組合負担金について、旭中央病院が支払う必要が生じたために新たに計上するものでございます。

なお、ここに計上した金額と同じ額を歳入にも計上しております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 私のほうからは、（2）の12ページの電子計算機、システム運用事業の補正理由についてお答えいたします。

電子計算費、電算システム運用事業547万8,000円の補正理由でございますが、介護報酬改定等に伴う介護保険システムの改修に係る費用でありまして、介護報酬改定や税制改正に令和3年4月から対応するに当たり、改修を行う期間が必要であることから、今回補正をお願いするものでございます。

主な改修は3点ほどございまして、1点目は、介護保険事業計画に併せて3年ごとに行われる介護報酬の改定に伴うもの、2点目は、税制改正によるもので、給与所得や公的年金に係る所得控除金額などに対する税制上の措置が変更になることに対応するものです。なお、3点目は、要介護認定などの介護保険制度の改正によるものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから国庫支出金等返還費についてお答えいたします。

国庫支出金等返還費は、過年度分の国・県支出金等について、翌年度以降に交付額が確定したことなどにより、過払いとなった分を返還するものです。

今年度、返還が必要となる国庫支出金等につきましては、25件を見込んでおります。

主なものを申し上げますと、令和元年度障害者自立支援給付費国庫負担金1,156万3,517円、同じく令和元年度生活、医療、介護扶助費等及び生活困窮者支援事業費等国庫負担金938万1,783円、令和元年度子育てのための施設等利用給付交付金558万4,920円、令和元年度児童手当国庫負担金808万円などがございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） それでは、1点目の再質問をします。

旭中央病院では何人の非常勤職員が対象になるかお伺いします。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

現在、旭中央病院におきましてフルタイムで勤務しております非常勤職員154人、これが対象となるものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） それでは、また再々質問します。

非常勤職員が市町村職員共済組合に加入する資格について伺います。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 加入要件につきましては、フルタイム勤務を12か月継続しまして、その後も引き続きフルタイムで勤務する非常勤職員が、13か月目の初日から共済組合に加入することとなります。旭中央病院におきましては、令和元年度から非常勤職員を1年間の雇用としているために、令和2年度も継続して雇用する者は加入の対象となったものです。

以上です。

○議長（伊藤 保） 遠藤保明議員の質疑を終わります。

続いて、宮内保議員。

○8番（宮内 保） それでは、議案第1号について質疑いたします。

22ページと23ページの小学校施設改修事業及び中学校施設改修事業についてであります、小・中学校のトイレ洋式化改修工事とのことでありますが、具体的な工事内容についてお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） では、具体的な工事内容についてお答えします。

まず、小学校施設改修事業1億7,910万7,000円については、小学校15校のトイレ洋式化の改修工事に係る設計委託料と工事請負費を計上したものでございます。事業内容については、校舎及び屋内運動場の和式便器282基のうち237基を改修するものであります。具体的には、便器本体の交換、床及び配管の改修と部分的に必要なトイレブースの改修を含めた工事内容でございます。

続いて、中学校施設改修事業4,769万5,000円は、既に整備済みの海上中、飯岡中を除いた中学校3校のトイレ洋式化の改修工事に関わる設計委託料と工事請負費を計上したものでございます。事業内容については、校舎と屋内運動場の和式便器78基のうち63基を改修するものでございます。具体的には、小学校と同様に、便器本体の交換、床及び配管の改修と部分的に必要なトイレブースの改修などを含めた工事内容になります。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 工事の内容についてはよく理解できました。ありがとうございました。

それでは、工事の財源について具体的な内容をお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 財源の具体的な内容についてお答えします。

まず、小学校施設改修事業1億7,910万7,000円の財源内訳としましては、国の学校施設環境改善交付金から補助対象額の3分の1として5,877万2,000円。改修工事に係る小学校施設改修事業債から8,680万円、残り3,353万5,000円は一般財源を見込んでおります。

次に、中学校施設改修事業費4,769万5,000円の財源内訳でございますが、小学校と同様、国の学校施設環境改善交付金から補助対象額の3分の1として1,605万6,000円、改修工事に係る中学校施設改修事業債から2,370万円、残り793万9,000円は一般財源を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） ありがとうございます。

それでは、生徒の皆さんの中には、和式トイレの希望もあると思いますが、そのような要

望に対してどのように配慮をしているのかお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） では、和式トイレの活用についてお答えをいたします。

今回のトイレ改修後の洋式化率は、小学校で93.0%、中学校では94.5%、小・中学校全体の洋式化率は93.4%となるもので、小・中学校とも部分的に和式トイレを残したいと考えております。

その理由としまして、駅など一部の公共施設において、和式トイレが一定程度ある中で、遠足や校外学習など学校以外の場面において和式を使用するケースもあるため、教育上の観点から一部は和式を残してほしいという意見がございます。

また、個人の衛生面に対する観点から、他人の利用した後、便座に座ることに抵抗を感じる生徒がいることも想定されております。

このことから、今後の学校施設において和式トイレについては、その特徴を効果的に活用しながら、衛生面においても配慮していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の質疑を終わります。

続いて、片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） おはようございます。

それでは、2点ほど質問させていただきます。

2点ですけれども、先ほどの遠藤議員のほうと丸かぶりなので、1点目の電算業務委託料の具体的な内容について、もう一度詳しくお知らせいただければと思います。

2点目の償還金利子及び割引料・返還金については、分かりましたので結構です。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） それでは、1点目の電算業務委託料の具体的な内容についてお答えさせていただきます。

先ほど遠藤議員の中での答弁もありました。重複することが多少ございますけれども、ご了承いただきたいと思っております。

主な改修は3点ほどございまして、1点目は介護報酬の改定に伴うものでございますが、改定率やサービスごとの報酬単価につきましては、現在、社会保障審議会において審議中で、

12月末までには示される見込みとなっており、4月1日より改定する予定となっております。

2点目は税制改正によるものでございますが、給与所得や公的年金に係る所得控除金額の引下げや、基礎控除の引上げなどに対応するものでございます。

3点目は要介護認定などの制度改正によるものでございますが、更新認定の有効期間の上限が現行の36か月から48か月に延長されることなどに対応するものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 今の点で再質疑させていただきます。

私も、質疑をやると決めてから旭市のホームページを見たら、だいぶ分かりやすく出ていたので、システム、介護報酬の改定についていろいろ勉強したんですけども、今、課長が言ったとおり、私も分かりましたのでこれで結構です。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第1号について質問します。

私が聞こうと思ったのは、先ほど答弁いただいているのもありますが、せっかく原稿を作っているのを皆さん、まごついちゃってもしようがない。そのまままた重複して答弁いただいても結構です。

10ページ、市債1億1,050万円について。小学校改修事業債は合併特例債なのかお尋ねをします。

それから16ページ、障害児通所支援事業2,962万7,000円ですが、具体的なこの内容についてお尋ねをします。

それから22ページ、小学校施設改修事業1億7,910万7,000円ですが、これはトイレの改修ですが、小学校の全てのトイレを洋式化にするのか。また、改修するトイレの個数についてお尋ねをします。

それから、条件が違いますが、1個当たりの改修費の金額、そして、ちなみに一般家庭にありますと、和式から洋式にする改修費はだいたい15万円くらいということを知っていますが、市はこのことについてどのように把握しているのかお尋ねします。

それから23ページ、中学校施設改修事業4,769万5,000円ですが、先ほどと同様に、中学校の全てのトイレを洋式化にするのか。また、改修するトイレの個数についてお尋ねをします。

26ページ、給与費明細書についてであります。今回の議案で、職員、市長を含めた特別職、我々の期末手当が0.05か月削減されますが、その総額と、職員、特別職、議員の人数で割った1人当たりの減額についてお尋ねをします。

32ページ、地方債の現在高の見込みに関する調書であります。今年度末の地方債残高の見込みは約327億円、そのうち臨時財政対策債は116億円で、3分の1以上を占めています。臨財債の償還期限は何年なのかお尋ねします。

また、今年度末の残高のうち、合併特例債の残高と合併特例債の発行可能額、また、合併特例債の借入れの最終年度について併せてお尋ねをします。

以上で1号議案の質問を終わります。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから10ページ、市債関係、そして32ページ、地方債の現在高の見込額に関する質問についてお答えいたします。

小・中学校改修事業債は合併特例債なのかということでございますけれども、これは合併特例債ではございません。

それと、臨時財政対策債、合併特例債等についてご質問がございました。

臨時財政対策債の償還期間につきましては、年度によって異なりますが、償還期間14年、15年、20年のものがございます。

合併特例債につきましては、今年度末現在の見込額は166億6,919万5,000円です。令和3年度以降の発行可能額につきましては、28億2,520万円をそれぞれ見込んでおります。また、借入れの最終年度は令和12年度までとなっております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 私のほうからは、16ページ、障害児通所支援事業2,962万7,000円の具体的な内容についてお答えいたします。

この障害児通所支援事業は、児童福祉法に基づき、障害のある児童に必要な訓練などのサービスを提供する事業で、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を提供する児童発達支援事業、また、就学している児童に、授業の終了後や学校の休業日に障害児支援施設において生活能力向上のための訓練などを行う放課後等デイサービスなどがございます。

今回新型コロナウイルスの影響によりまして、緊急事態宣言後の特別支援学校等の一斉臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加したこと、また、国がサービスの必要性から、支給決定や報酬、人員等の柔軟な取扱いを示したことに伴う利用量の増により、給付費の不足が見込まれるため補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） それでは、現在の改修する個数ということで、では、小学校の現在和式トイレ282基、洋式が363基、合計645基で、洋式化率は56.3%でございます。

また、今回改修後の便器の内訳については、和式45基、洋式については、既存の363基と改修後の237基を合わせまして600基となります。洋式化率については、改修前の56.3%に対して、改修後は93.0%となり、プラス36.7%の増となる見込みでございます。

あと、1基当たりの改修費ということでございますが、1基の設計単価につきましては、72万2,310円を見込んでおります。

また、一般家庭が改修するのに15万円ぐらいかかるということですが、今回便器本体の交換、床及び配管の改修及び部分的に必要なトイレのブースの改修などを含めると、そのぐらいかかるのかなと考えております。

続きまして、中学校の便器のほうでございます。現在、和式78基、洋式が197基、合計275基で、洋式化率は71.6%でございます。

改修後の便器の内訳は、和式15基、洋式については、既存の197基と改修後の63基を合わせて260基となります。これに伴う洋式化率については、改修前の71.6%に対し、改修後は94.5%、プラス22.9%の増になると見込んでございます。

小・中学校全体の洋式化率は、改修前の60.9%に対して、改修後は93.4%で、プラス32.5%の増となる見込みでございます。

中学校の1基の改修単価についても、先ほどご回答しました1基当たりの設計単価72万2,310円を見込んでいるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、26ページの給与費明細書についてお答えしてまいります。

期末手当の支給率を0.05月分減らしたことによりまして影響する金額は、マイナスの1,088万9,000円でございます。この金額を議員、特別職、あるいは私たち職員の人数で割り

ました1人当たりの影響金額は、およそ1万6,600円となります。

以上です。

(発言する人あり)

○議長(伊藤 保) 高橋利彦議員、再質疑は。

高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) それでは、再質疑をします。

まず、10ページ、小学校改修事業。合併特例債でないのは、これを活用しないのはなぜかお尋ねします。

それで、結局市債を発行した中で、この利率は幾らなのか。それから、交付税はどういうふうに入られるのかお尋ねします。

それから、22ページ、小学校施設改修事業費。これについては、今回事業費の財源で国庫支出金がありますが、この事業は国からの財源が確保できたから、この事業を実施したのかお尋ねをします。

そういう中で、先ほどの答弁の中で、洋式化するために1個当たり72万円ということですが、民間から比べるとべらぼうもなく高いわけです。そういう中で、国からの財源があるから、高くてもやむを得ないのかということを考えているのかお尋ねします。

それから、あとは23ページ、中学校施設改修費。先ほどの小学校施設改修事業と同様に、事業費の財源で国庫支出金があるわけなんです。この事業もやはり国からの財源が確保できたからなのかお尋ねをします。

それから、26ページ、1人当たり1万6,600円の減額ということですが、随分少額だと私は思います。そういう中で、民間企業、航空業界では、ボーナスゼロという会社もあります。公務員はそういう面ではだいぶ優遇されていると思うんですが、いずれにしてもコロナ禍での市民のための政策をお願いして、次の質問にいきます。

臨時財政対策債は交付税の代替で、その分財政調整基金として残っていても、私は不思議ではないと思います。市長は常々、旭市はたくさんの財政調整基金、つまり貯金があると言っていますが、今年度末の財政調整基金の残高についてお尋ねします。

○議長(伊藤 保) 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長(伊藤義隆) それでは、私のほうから大きく2点、お答えいたします。

まず初めに、10ページです。小・中学校改修事業の関係です。合併特例債を利用しない理

由ということですが、合併特例債につきましては、活用に当たっては新市建設計画に記載されていることが必要であります。今回の小・中学校施設改修事業につきましては新市建設計画に記載されていないことから、合併特例債は活用しておりません。

それと、市債の利率ということですが、これは年度等によって違いがございます。一律に幾らということではございません。

それと、交付税の算入率ですが、合併特例債は70%でございます。

それと……。

(発言する人あり)

○**財政課長(伊藤義隆)** この市債につきましては、交付税算入率は30%でございます。

それと、財政調整基金の残額につきましては、現時点で87億円ほどとなっております。

以上です。

○**議長(伊藤 保)** 庶務課長。

○**庶務課長(杉本芳正)** それでは、現在国において、新型コロナウイルス感染症予防や環境衛生面の観点から、より感染リスクの低いトイレの洋式・乾式化への改修を推奨しております。また、各家庭における洋式トイレの普及及び防災機能の強化などの観点からも、トイレの洋式化を進めているところでございます。

そのことを踏まえ、令和3年度から実施を予定しておりました小・中学校のトイレ洋式化については、国の学校施設改善交付金が本年度に前倒して採択されましたので、工事に関する補正予算を本定例会に提案したところでございます。

中学校も同じような形となっております。よろしく願いいたします。

○**議長(伊藤 保)** 高橋利彦議員。

○**20番(高橋利彦)** 22ページの小学校の関係でございますが、洋式化になるとウォシュレットは当然だと思うわけですが、そういう中で自動式の便座カバーなどの機能を持つものもあります。どのような機能の洋式トイレなのか。また、便座にじかに座ることによる抵抗、衛生上の問題もありますが、どのような対策を取るのかをお尋ねします。

それと、あとは32ページ、地方債の残高の関係ですが、財政調整基金よりも臨時財政対策債の残高が多いですね。そんな中で、つまり借金のほうが多くなっています。臨時財政対策債や合併特例債が増えている中で、この起債については交付税に算入されます。そのままトレートに、そして起債の返済に充てられるわけですが、国の出口ベースで交付税の予算額が増えなければ、真水部分、つまり自由に使える部分は、減っても増えることはな

いと思いますが、いかがかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） では、ウォシュレットの設置についてですけれども、小・中学校の全てに設置するには、便器の改修工事以外に電気工事など附帯工事があり、事業費の増大が見込まれます。また、小学校の低学年の児童の利用に当たっては、不慣れなケースも想定され、使用方法を含めて清掃などの維持管理が煩雑化することを考慮し、学校現場の意見を参考に部分的に設置について検討してまいります。

また、衛生対策ということですが、これについては先ほども申しましたように一部和式、あとはアルコールの消毒などを考えております。

以上でございます。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 今回の便器については一般的な便座、何も機能がない便座でございます、を中心にやっております。紙が出るとか、そういうような機能の便座はつける検討はしておりませんので、よろしく願いいたします。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 臨時財政対策債は交付税算入されるが、そのまま返済に充てられるので、自由に使えるお金は増えないのではないかとこの質問に対する回答をさせていただきます。

臨時財政対策債につきましては、発行可能額の元利償還金の全額相当額が交付税算入されることとなっております。そういったことから、臨時財政対策債分としては、交付税算入されたものはその償還に充てることとなりますので、増えることはございません。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○財政課長（伊藤義隆） 自由に使えるお金が増えるかどうかということでございますけれども、交付税につきましては、算入というのがございまして、ご存じのことと思っておりますけれども、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた金額でございますので、その年その年によ

って違います。それで、今まではこういった形である程度の余裕があるということで、国のほうから交付されております。

以上です。

(発言する人あり)

○議長(伊藤 保) 失礼しました、財政課長でした。総務課長とお呼びしましたが、申し訳ありません、間違えました。

高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番(林 晴道) それでは、議案第3号、旭市出張所設置条例の制定についてから質疑を行います。

この条例は、令和3年度から飯岡支所、海上支所、干潟支所を廃止し、新たに出張所を設置するというものです。

これまでの支所では、事務を全般にわたって行う総合的な出張機関の事務所であったのに対し、出張所になりますと、簡単な事務を処理する窓口の延長という位置づけになります。

そこで、業務内容の違いについて具体的に伺います。

○議長(伊藤 保) 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(伊藤憲治) お答えいたします。

現在、支所で行っております主な業務は、支所住民室として、現金収納や建物の管理、地域の区長会、あるいは交通安全協会などの業務を行っております。それに加えて、市民生活課の業務としまして、住民票や戸籍関係、諸証明の発行など、また保険年金課の業務関連で、国保ですとか年金の届出受理などを行っております。

これを出張所に変更した後につきましては、市民生活課が管轄する窓口となりまして、諸証明の交付事務を行う予定としているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 支所から出張所になりますと、税金等の収納業務がなくなり、現金の取扱いが減ることになります。では、本市には現在、飯岡、海上、干潟と三つの支所がありますが、それぞれ現金の取扱額、それと各種証明書等の発行数を伺います。

また、このことで、維持管理コストの削減につながるものと思うので、その削減金額も併せてお尋ねいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（多田英子） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

令和元年度の実績でお答えさせていただきます。

海上支所、取扱件数9,209件、収納額1億3,218万3,000円、飯岡支所、取扱件数5,754件、収納額6,398万4,000円、干潟支所、取扱件数3,977件、収納額4,619万7,000円で、合計取扱件数は1万8,940件、収納額は2億4,236万4,000円でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 市民生活課の所管する部分についてお答えいたします。

3支所の令和元年度1年間における住民票等証明発行と戸籍等届出を合わせた件数で申し上げます。

海上支所で8,223件、飯岡支所で6,820件、干潟支所で5,217件、3支所の合計では2万260件となります。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私のほうから、コストの削減についてというご質問がございました。

きちんと試算しているわけではございませんが、概略ということで頭の中で計算した部分についてお答えをしたいと思います。

支所を出張所に替えたときに、物件費は変わらないのかなと思っておりまして、変わるの
は人件費だろうというふうに思っております。

そうした中で、市職員の全体の人数が変わらなければ、合計としては変わりませんが、ただ、ここの支所、出張所という部分だけについて注目をいたしますと、現在、支所としてあそここの場所にいる職員は、住民室で3人、そのほかに市民生活課や保険年金課から行っている職員も合わせますと5人程度が一つの支所にいるところをございまして、それが今度出張所になりますと、3人程度ということで今想定しておりますので、都合2人分くらいはそこにいる人間の数が減るのかなと。

2人の人件費ということで考えてまいりますと、1人700万円ちょっとくらいかなということになりますので、1か所で1,400万円くらいが、その場所だけを捉えた場合には減額になるのかなと、このように頭の中で計算したところをございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 会計課だとか市民生活課の回答はすごくよく分かりました。金額だとか数字がばっちり出ますけれども、何だかその削減の総務課の話は、頭の中で計算されちゃって、そんな程度の試算しかないのかなと思うので、ちょっとおかしいので、次の質問にまた続けますけれども、飯岡支所を飯岡保健センター内に、それから海上出張所を海上支所内に、それから干潟支所を干潟市民センター内に設置するというものでありますが、今、数字を聞きましたけれども、特に海上出張所に関しては、取り扱う金額や証明書の発行枚数を踏まえて考えていただきたい。それに施設の有効利用を鑑みたときに、海上は支所機能がよいのではないかと考えますが、本市の見解を伺います。

また、居住地付近での市民サービス維持の観点で、出張所を一定の距離に設置し、現在の3支所から4、5と増やす出張所を検討したのか併せて伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 大きく二つご質問がございました。

まず、海上の場所については、支所がよいのではないかというご質問でございます。これにつきましては、ほかの支所、現在の支所、その後の出張所とのバランスというものもございます。取扱件数が3か所の中で海上が少し多いという面はあったにせよ……

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 捉え方はいろいろかと思えます。市全体で窓口として取り扱っている件数や金額の中で、現在の支所で取り扱っている金額というのを考えますと、そんなに多

くはないのかなと思っております。

それと、税の収納につきましては、支所での収納は今までも行っておりますが、そもそも金融機関でも当然受け入れているものでございますし、さらには、少し前からはコンビニエンスストアでも取り扱っております。もっと言いますと、口座振替というような手段もございますので、そういった方面をお勧めして、わざわざお越しをいただかなくても納税ができるように現在いろんな手段をつくっているところでございますので、収納の業務がなくなったとしても、そこは、全然影響がないと言ったら語弊がございますが、ご理解いただける部分ではないのかなということで、現在出張所という形を予定しているところでございます。

もう一つ、一定の距離を置いた形の中で数をもっと増やしてはどうかというようなご質問もございました。これにつきましては、申し訳ありません、現在提案しております三つという形でお願いしたいと思っております。と申しますのは、現在の支所は、ご案内のとおり、合併前の旧3町の役場の跡地を支所として継続してきたものでございまして、その場所につきましては、それぞれの地域の皆さん方の中で合意を得て設置した場所でございますし、その1か所ということで事務を進めてきたところでございますので、来年度以降につきましても、それぞれの地域の中で1か所ということで、場所も現在提案している場所ということで、ご理解をお願いしたいと、このように思っているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、3号議案についてお尋ねします。

まず、先ほど、ある程度は林晴道議員の答弁でお聞きしましたが、その中で、取扱件数と来客者では違うんですが、例えば税金であれば、1人で三つくらい持ってくる場合があるんですよね。そんな中で各支所の来客者数、これは年間どのくらいになるのか。そんな中で1日当たりにしたら何人くらいになるのかお尋ねをします。分からなければいいです。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 来客者数というお尋ねでございます。

議員ご質問の中にもありましたとおり、1人で幾つもの種類のサービスを受けるという場合もありますので、はっきりした形での数字にはなっておりませんが、概略ということで押さえている数字をお答えしたいと思います。支所ごとということでお答えいたします。

海上支所でございますが、約1万900人。これを1日当たりにしますと、開いている日数で割り返して45人くらい。飯岡支所は年間8,460人くらい。これを1日当たりにしますと35人くらい。干潟支所は年間5,960人くらい。1日にしますと25人くらいと、こんな形で今押さえているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ただいまの年間、それから1日当たりの来客数、お答えいただきましたが、そういう中で新しい出張所ができた際には、何を基準に人員の割り振りをするのかお尋ねをし、そして、そういう基準の下に各出張所は職員何人になるのかお尋ねをします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 新しい出張所になった後の職員の数でございます。

基準というご質問でございますが、あと残りといえますか、予定している事務としましては、諸証明の発行がメインでございます。これらの業務量というのを勘案しますと、3人程度かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案の質疑は途中ですが、11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 議案第4号、旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定について質問いたします。

今回、これまでの条例に代わって新しい条例ができたわけでありますけれども、その中で見てみますと、特定事業として位置づけられているところを見ますと300平米以上の埋立てをする場合には市長の許可とか、市長に届出、そういうことをしなければならないといったようなことが大まかに書かれております。

そういった中で、第11条に書かれております内容を見ますと、この特定事業300平米以上の埋立てということなんですけれども、そういった300平米以上の埋立てをする場合、500メートル以内の区域に居住する住民に対し住民説明会の実施、また10分の8以上の同意を得なければならないと、この11条の2項に書かれておりますけれども、このことにつきましては全ての埋立てが対象になるのかお伺いします。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、（1）の条例案の第11条、特定事業に係る土地所有者等の同意についてお答えします。

埋立て面積が300平方メートル以上となる区域に土砂等を用いた埋立てを行う場合には、原則市長の許可が必要となり、第11条の規定が適用されます。ただし、条例第10条に記載がありますように、採取土砂等いわゆる山砂による埋立てを行う場合には許可ではなく届出制となりまして、住民説明会の実施や同意を得る必要はございません。

なお、条例の適用除外になる例といたしまして、農業委員会へ軽微な農地改良の届出がされた事業や特定事業区域の面積が3,000平方メートル未満の採取土砂、いわゆる山砂を用いて行う特定事業で、建築主が自ら居住する専用住宅または併用住宅の建築に係るものなどはこの条例の適用除外となり、許可や届出の対象とはなりません。なお、この適用除外の要件ですけれども、こちらは条例の施行規則のほうで定める予定でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 除外といったようなこともあるといったような答弁でありましたけれども、なぜこういうことを聞いたかといいますと、例えば私が田んぼを埋め立てて、家を建てたいとか、駐車場にしたいとか、そういった場合にそういった面倒くさいことをやらなければならないのかと、そういうことでお伺いしたわけでありますけれども、今の答弁では採取土砂、これを使った場合は市長に届けるだけでいいんだというような答弁でありましたけれども、例えばこの土砂には、条例に書かれております例を見ますと、採取土砂それと残土

それと改良土——改良土とか再生土と言いますけれども、こういった3種類の土砂があるようでありまして、改良土につきましては今回の条例で旭市では埋立ては駄目だというようなことになったようでありまして、先ほどの私が言った例、300平米以上の埋立てをする場合残土ではどうかと、残土でも問題ないのかどうか。その辺について伺います。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） ただいまの再質問に対してお答えします。

残土を使用した埋立てにつきましては、条例の適用対象となりまして、住民説明会の実施及びその同意を取っていただくことになります。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） そうしますと、いろんな残土があると思いますけれども、残土につきましてはここに書かれている条例の第11条の2項に書かれているような、こういった手続きを踏まなければならないとそういうことですね。

確認のためにもう一度お願いします。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 今、島田議員が申し上げたとおりでございます。

残土に関しましては、規制のほう厳しくいたしております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の質疑を終わります。

続いて、林晴道議員。

○4番（林 晴道） では続いて、僕からも旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定について質疑を行います。

この条例を制定して、土壤汚染及び地下水汚染等の発生を未然に防止するという条例であろうかと思いますが、ではこれまでに本市において改良土や再生土により埋立てを行った事例をどの程度把握しているのか、伺います。また、そのことで土壤汚染や地下水の汚染が確認できているのであれば、その詳細を伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、ただいまの質問に対してお答えしたいと思います。

まず1点目として、これまで本市において、再生土による埋立てでしょうか。その事例の件数でございますが、すみません、まず平成17年から申し上げます。集計が17年から29年までになってしまいますが、再生土による埋立てにつきましては、平成29年度までで11件でございます。それ以降につきましては、平成28年の7月に、現在の条例におきましても再生土の使用についてを禁止ということで一部条例改正をしております。それ以降につきましては、再生土による埋立ての申請というのはございません。

ただ、申請以外で2件ほど、飯岡地先、あと倉橋地先で、自分の土地という主張で改良土を持ち込んだという事例がございます。これにつきましては、県のほうと共同で対応に当たっているところでございます。

続きまして、今までの再生土の埋立ての中で土壌汚染が確認されたことがあるかということですが、一部、場所は申し上げられませんが、一部少しフッ素が出たところがありまして、それに対しましては業者のほうに対応をさせました。それ以外は、特に環境基準を超えたという事例はございません。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 汚染があったという事実が分かってちょっと驚いたわけでありまして。この条例をしっかりと実用できたらいいなと思うところではありますが、地下水は当然市をまたぎ流れるものでありますので、近隣の自治体にも歩調を合わせて条例化に取り組んでいただかなければならないとそのように思いますが、近隣自治体の動向が分かれば伺います。

また、本条例の制定に当たり、県のほうの条例は非常に甘いようであるのですが、県も同様に厳しくしてもらい必要があるかと考えるのですが、その点本市の見解を伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、近隣市の状況はということでございますが、再生土のほうの規制をしている自治体ということで、近隣では銚子市、匝瑳市、あと多古町、あと成田市、山武市などの市町が、千葉県の残土条例及び千葉県再生土条例の適用除外を受け、市単独による残土条例を制定しまして、埋立ての規制を行っております。

県も厳しくする必要があるのでというご質問でございますが、確かに県と比べまして近

隣事業場から同意を取る範囲、県の場合は300メートル、市の場合は500メートル。同意を取る割合にしましても県が4分の3で、今度の市の条例のほうでは10分の8ということで75%から80%に上がっているわけなんです。県のほうとしましては、残土に対する再生利用ということも進めていまして、千葉県の方は改良土、再生土については、再生建材ということで扱う方針となっていると聞いております。よって、県条例が緩いというわけではないんでしょうけれども、そういった再生土使用に対する方針の相違ではないかと考えます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 残念ながら、県は甘いと思っているんです。県を擁護するようなご答弁でありましたので、続けますが、千葉県はまず最初に再生土埋立て行政指針を策定しました。しかしながら、指導に従わない事業者が各地で問題を起しているために、条例を制定したという経緯があるようです。

しかし、再生土の法規制がないことを理由に、埋立て禁止や許可制ではなく、届出制にとどまっており、これでは規制強化につながってはいません。既に、今お伺いしました近隣他市では、再生土埋立て禁止条例を施行しているようです。何よりも旭市の環境汚染を防ぎ、生活を守ることが第一で、そのためには県が埋立て搬入前後のチェック体制を確立しなければならないと、そのように僕は思っているんです。

真に実効性のある条例となるよう、県条例とのその矛盾をどのように捉えてこの条例を運用されていくのか、お伺いをいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、お答えします。

まず、先ほども申し上げましたが、千葉県の方では改良土、再生土につきましては埋立て資材、産業廃棄物由来のリサイクル製品として扱う方針となっております。千葉県の再生土条例では、許可制ではなく届出制としていることがありまして、この旭市内でも発生元も不明な土砂等が違法に埋め立てられた経緯もございます。

同様の違法埋立て行為で対応に苦慮してきました他市町が単独の条例を制定をして、千葉県条例の適用除外を受け、再生土、改良土の使用を全面的に禁止し、またその他の土砂等による埋立て行為全般の規制を図ってきたわけでございます。旭市としても、市の基幹産業であります農業や畜産業の風評被害などに大きなダメージを与えかねず、周辺住民を地下水汚

染などから守るための規制を強化するものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第5号、旭市公営企業の設置等に関する条例の制定について質疑を行います。

上下水道の統合による、新たに条例の制定を行うというものでありますが、そこで両事業の各種届出は申請者がそれぞれに届出や相談を行っており、また窓口業務もそれぞれに行っておりますが、それらに影響があるのか伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） お答えをいたします。

このたびの組織再編に伴いまして、水道課及び旭市お客様センターは現在下水道課がある旭市浄化センターに移転しまして、上下水道課、旭市上下水道お客様センターとして、上水道、下水道、農業集落排水事業に関する業務を行うこととなります。

市民サービスへの直接的な影響としましては、事務所の場所が変わりますので、当面お客様にはご不便をかけることとなりますが、これまで別々の場所での料金収納、申請手続きなどが1か所でできるようになります。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 分かりました。

近年、頻発に自然災害などが発生しております。それらに対応するために、上下水道部門の相互連携による危機管理体制の強化、これが必要と考えますが、緊急時の体制強化にはどのような効果があるのか、その詳細をお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 危機管理体制の強化でございますが、現在、現行では水道事業、下水道事業、水道課、下水道課、それぞれ指揮命令系の下、緊急時の対応を行っておりますが、統合によりまして、何名になるかちょっと分かりませんが、今度は二つの課が一つになるわけですから、人的資源が集約されることで緊急時の対応が強化されることと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 今後は、少子高齢化、人口減少の中では、厳しい経営状況があるというのは想像につきますが、それに対応するため経営コストの削減などによる経営基盤の強化というのが求められようかと思えます。そこで、この条例により上下水道組織が統合されて、経営の効率化がどの程度図られるのか、具体的にどのようなことを想定し、また検討をされたのかお尋ねをいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） お答えをいたします。

具体的な検討はいたしておりませんが、上下水道課統合に伴いまして、今後はシステムの統合による電算経費や一括請求による郵送、収納コストなどの縮減も図ってまいりたいと考えておりますので、その辺で経費の削減が得られると思っております。

今後は、水道課、下水道課、上下水道課として職員一同、市民サービスの向上に向けて努めていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 18番、議案第10号、質疑申し上げます。

第1条、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、これは主に消防の救急隊員あたりが該当になるかと思いますが、今までに延べ何人ぐらい対象になったのか。それと、日額3,000円と4,000円とありますが、この差はどのようなところから出るのかお伺いをいたします。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、防疫等作業手当で今想定しているのは、消防職員の中の救急隊の職員ということ想定しているところでございます。

件数でございますが、これまでのところ4件を考えております。この条例施行になりますと、4月1日に遡ってということですので、今年度に入ってから4件が該当になるというふうに考えております。

ご質問もう一つありました。日額3,000円と4,000円の違いということでのご質問かと思えます。基本は、3,000円というのが基本というふうに条例上もなっているところでございますが、ただ直接接触して作業した場合、あるいは長時間作業した場合は4,000円ということに今条例を決めようとしているところでございまして、それからしますとこの救急隊につきましては、本人に直接接触して作業をしておりますので4,000円というふうにしております。

じゃ、3,000円は何かということになりますが、直接その患者を触っていない、例えばですけれども災害が起きたときに、避難所にいらしたときに、直接その人とは接触はしていないけれども、その場所で少し関わりができたというような場合、あるいは短時間ですけれども少し関わりができたというような場合については3,000円なのかなと考えております。

この部分につきましては、国から特に具体的な部分が示されていない部分もございまして、これからさらにもう少し事例が出てくるのかなと思っております。それぞれ個々の事例に基づいて判断をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） この4件で、ですから延べ人数は何人になるんでしょうか。4名じゃないでしょう、人数。

それとこの3,000円、4,000円、この1,000円の違いというのは大きいと思うんです。ほとんど消防は4,000円ということですが、その件もう一度お聞きいたします。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、消防からお答えをさせていただきます。

4件の内容でございますが、件数的には4件でございますが、搬送した人の数は複数搬送したときもございましたので4件、人数的には5人ということになります。これは、県内の基幹病院へお運びした件数です。

それから金額の差でございますが、総務課長のほうから申しましたとおり、救急隊は直接傷病者の方に触れますけれども、それ以外では今消防隊のほうで支援隊としまして補助に就く消防隊もでございます。そういう方の対応も含めて3,000円、4,000円という差も考慮しております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 隊員の延べ人数。

消防長。

○消防長（川口和昭） 申し訳ありません。

隊員の延べ人数でございますが、その4件に対応した人数は全て1隊3名ですので、12名となります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第14号となります。旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

この改正の趣旨として、電気自動車の走行距離の延伸や大量の電池を搭載した電気自動車の開発に伴い、短時間で充電できる高出力の急速充電設備が普及することを踏まえて、規制範囲を拡充すると補足の説明がありました。

そこでまず、電気自動車の普及に対する本市の見解を伺います。加えて、現在市内に急速充電設備なるものはどの程度設置されているのか、そのキロワット数も分かるようであれば、併せてお尋ねいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、ご質問にお答えいたします。設置の数と容量としてお答え

させていただきます。

まず、既存の急速充電設備としましては、出力が50キロワット以下であれば設置の届出が必要ないことから、消防本部では正確な設置数は把握できておりません。しかし、インターネットなどで分かる範囲といたしましては、市内に急速充電設備が5か所設置されております。そのうち出力でありますけれども、50キロワットが1か所、44キロワットが3か所、20キロワットが1か所という内容でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 答弁漏れ、そのまま。

消防長。

○消防長（川口和昭） 申し訳ありません、答弁漏れがございました。

当市の見解といたしましては、まだまだ消防で把握できる電気自動車等の数、今後の動向が把握できておりませんので、ここでの回答は少しできかねます。申し訳ございません。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） では、国内の二酸化炭素の排出量のおよそ15%は自動車の排気ガスが原因で、経済産業省や環境省は電気自動車の普及を促そうとしています。そのことから、今回規制範囲の拡充を行うのであろうと思いますが、本市の公共施設には充電設備というんですか、それがまだ見受けられません。

では、市民の利便性を追求し、今後電気自動車が普及するのではないかと考えておりますが、旭市として今後、新庁舎だとかおひさまテラスなどに、そのような公共施設等に対して充電設備の設置を検討しているのか伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 充電設備の新庁舎への設置につきましては、残念ながら今のところ新庁舎開庁時には予定していないところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 充電設備の、これから造りますみらいあさひへの設置については現在のところ把握してございます。ただし、至近に季楽里あさひがございます。道の駅季

樂里あさひには充電設備を具備しておりますので、こちらとの距離もあまりありませんので、そちらを使っていただくというような格好になるかと思えます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 電気自動車の最大のメリット、これ何といても走行中にCO₂を全く排出しないことです。限りある化石燃料の使用を抑えられ、地球温暖化抑制にも貢献できます。そのことで、僕自身も電気自動車を2か月前に契約し、納車を楽しみにしております。

本条例の改正は、未来への先行投資の側面もあり、今はまだ早いだとか金額が張りますよ、高級だとかそういうことではあってはならないと思えますし、電気自動車のために規制範囲を今拡充していく条例でありますけれども、併せて充電設備の拡充も検討しなければちぐはぐ条例になってしまいますので、再度その辺のところを検討すべきではないのかなと思っておりますが、何かありましたら今後の見解等も質疑の延長ということで伺いたいなどそのように思えます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私から、庁舎への設備の設置についてももう少しお話をしたいと思います。

先ほど、新庁舎の開庁時には設備はないというふうに申し上げましたが、議員おっしゃられるとおり、これから電気自動車が増えていくというのは間違いないことかと思えます。どの時点でということは、今申し上げられませんが、どこかの時点では電気自動車の充電のための設備は設ける必要が出てくるだろうというふうには考えております。

そのときに、工事が手戻りにならないように、地下には後で管が通せるように配管だけは現在の工事の中で行っております。配管だけ行っておけば、いざ設備を設置しようというときにすぐできるのではないかなど、このように考えております。

時期につきましては、市場の中での普及の状況を見極めながら考えていきたいと、このように思っております。

私からは、以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

以上で、議案質疑は終わります。

◎追加日程 議案第8号から議案第10号直接審議(先議)

○議長(伊藤 保) おはかりいたします。議案第8号、議案第9号、議案第10号については、今回の改定の基準が12月1日となっており、11月30日までに条例の改正が必要となることから、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、議案第9号、議案第10号については、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

これより、討論、採決を行います。

議案第8号、議案第9号、議案第10号について、一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第8号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程 議案第16号、議案第17号直接審議(先議)

○議長(伊藤 保) おはかりいたします。議案第16号、議案第17号は、人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号、議案第17号は、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第16号、議案第17号は、人事案件でありますので、討論を省略して、採決いたします。

議案第16号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第16号は同意することに決しました。

議案第17号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第17号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長(伊藤 保) 日程第2、常任委員会議案付託。

これより、各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第7号までと、議案第11号から議案第15号までの12議案をお手元に配付してあります付託議案分担表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、12月9日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長(伊藤 保) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は12月2日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午前11時59分

令和2年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第3号）

令和2年12月2日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（17名）

1番	片桐文夫	2番	平山清海
3番	遠藤保明	4番	林晴道
6番	米本弥一郎	8番	宮内保
9番	高木寛	10番	飯嶋正利
11番	宮澤芳雄	12番	伊藤保
13番	島田和雄	15番	伊藤房代
16番	向後悦世	17番	景山岩三郎
18番	木内欽市	19番	佐久間茂樹
20番	高橋利彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	山崎剛成
行政改革 推進課長	宮内敏之	総務課長	伊藤憲治
企画政策課長	小倉直志	財政課長	伊藤義隆
市民生活課長	遠藤泰子	環境課長	高根浩司

社会福祉課長	椎 名 隆	高 齡 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳
農 水 産 課 長	多 田 一 徳	建 設 課 長	加 瀬 博 久
都 市 整 備 課 長	栗 田 茂	消 防 長	川 口 和 昭
庶 務 課 長	杉 本 芳 正	学 校 教 育 課 長	加 瀬 政 吉

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（伊藤 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（伊藤 保） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（伊藤 保） 通告順により、林晴道議員、ご登壇願います。

（4番 林 晴道 登壇）

○4番（林 晴道） 皆さん、それにこの中継をご覧、またはお聞きの方々、こんにちは。旭市議会の林晴道でございます。これより皆さんの貴重なお時間をいただき、令和2年度第4回となります定例会の一般質問をここに行います。

初めに、当地域は少子高齢化に伴う人口の減少が急速に進み、今後、行財政運営に大きな影響がございます。現在、来年度予算編成作業は最終段階とは思いますが、財政運営や事業計画をしっかりと見極め、守るもの、攻めるもの、我慢いただくものなど、メリハリのある取組を願います。

また、本年9月に新たな内閣総理大臣が指名され、加えて、オリンピック・パラリンピックを控え、未来への躍動感を秘めた今こそ、実行のときだと考えます。

それでは、まず初めに、附属機関の設置に関して、その役割と問題点について質問をします。

地方自治法は、普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附

属機関として自治紛争処理委員会、審議会、協議会、調査会、その他の調停、審査、尋問、又は調査のための機関を置くことができるとして、普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について、調停、審査、審議または調査等を行う機関としています。

本市では、地方自治法に基づくことのない多くの審議会や協議会、委員会等を規則、規約、要綱などによる内部決裁で設置しています。外部からの意見を広く取り入れることは大変によいことですが、行政に対する意見、取りまとめの都合のいい道具とされぬよう、議会のチェックが必要と考えます。

また、行政実例では、議決機関の構成員たる議員を執行機関の附属機関の構成員とすることは、自治制度の根本理念に反することとなり、不相当と言われております。全国市議会議長会の都市行政問題研究所が発表した地方分権と市議会の在り方、そして、分権時代における市議会の在り方の調査研究報告書では、いずれも、議員の審議会等への参画の見直しについて提言をされています。そのため、都市計画法に基づく都市計画審議会委員、民生委員法に基づく民生委員推薦委員会委員、地方青少年健全育成法に基づく青少年問題協議会委員など、法令の定めるものにとどめる必要があると考えます。

そこで、これまで市長が要綱等で設置していた協議会等を議会のチェックができる条例化にすることや、附属機関への議員の参加を見直すことの2点について、市長のご見識を伺います。

次に、旧中学校跡地の利活用に関して、その検討及び協議内容について質問をします。

旧海上中学校は平成19年に、旧飯岡中学校は平成28年に、それぞれ新校舎の新築により現在地へ移転をし、旧校舎は解体され、長年更地となっています。そのため、近隣住民からは有効な利活用を求める声が増しに強くなっております。

このような中で、本市では平成29年に旭市旧中学校跡地利用検討委員会を設置し、翌30年に協議の結果を市長に報告していますが、市長はその報告をどのように参考にして、さらなる検討を行ってきたのかご教示ください。

続いて、指定管理の制度に関して、その選定及び管理運営について質問をします。

本市が発注する公共工事や指定管理の選定は、市外の企業と広域的に連携するものはあるものの、本質的に市が行う予算の支出に関しては、市民や市内企業が柱になってもらいたいと考えます。指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の改正によって、市や県などの出資法人や公共団体等に限られてきた公の施設の管理運営を地方公共団体が指定する法人や民間

企業などに委ねることができるようになった制度であり、本市では現在、4施設で指定管理者による管理運営が行われております。その中でも、3施設は特別な知識と技術が必要とされることから、随意指定となっております。一方、その他の1施設については、公募による選定が行われていますが、ほとんど応募は1者程度という状況に加え、市内企業を育成するという視点からはかけ離れた募集要項になっております。

そこで、どのような基準で、どのような審査が行われているのか、調べてみました。すると、市としては、ガイドラインを定めているのみで、統一した審査基準ではなく、施設の所管課が基準や項目を定めているものでありました。確かに施設の規模や特性に応じた審査や配点となることは適切だと思いますが、市の施設としての水準を保つためには、満点の何割以上を合格とするのかなど、一定の基準は必要であると考えておりますが、本市の見解を求めます。

最後に、トイレ環境の改善に関して、その洋式化の推進について質問します。

かつて公共トイレは、まちづくりや施設設計の上であまり重視されず、後回しに考えられがちな存在でした。しかし、近年では公共トイレがその場所のイメージを左右し、時には集客などにも影響することから、優先課題の一つとして公共トイレの整備が挙げられるようになってまいりました。また、ユニバーサルデザインや防災などの観点からも、誰もが安心して使える公共トイレの重要性が増しております。

しかし、大金を投じて立派な公共トイレを設置しても、その後の管理、利用が悪いため、いわゆる4K、汚い、臭い、暗い、怖いをはじめとする諸問題が発生しているケースも相変わらず見受けられます。トイレ設置後の諸問題には、清掃などの管理体制が影響しており、同時に、管理者側からは利用者のマナーの欠如や認識不足などの問題が挙げられているようです。

そこで、本市の公園等に設置されている公共トイレの洋式化率と定期清掃等の管理状況を伺います。

以上、計4点に及ぶ質問を市民に選んでいただいた感謝の気持ちを込めて行いました。執行部においては、若者から高齢者までが十分に理解できるような簡潔明瞭な答弁に努めてもらうよう願います。

僕は責任ある世代として、これからの担い手となる子どもたちから、長年社会に貢献いただいた高齢者のため、過去にとらわれず未来を悲観せず、ここで一所懸命活動しています。僕は日本の真ん中で輝く希望にあふれる旭市をつくる、その大きな夢に向かって、皆さんと

共に取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは大きな1番の附属機関の設置に関してお答えをしております。

ご質問の趣旨は2点あったかと思えます。

その1点目、要綱等で設置しているものを条例化してはどうかというご質問でございます。

これにつきましては、法律ですとか条例によらない懇談会、あるいは検討委員会といった組織がございます。これにつきましては、パブリックコメントなどと同様に、多くの市民の意見をお聴きし、その意見を反映させることによりまして行政運営の公正さの確保、あるいは透明性を向上させようとするものでございます。設置に当たりましては、執行機関から要請で設置しておりまして、その職務を持つ附属機関とは目的に違いがございますので、ご理解をお願いできればと思っております。

もう一つ、ご質問ですが、議員の参画の見直しというご質問がございました。

これにつきましては、法に基づく附属機関をはじめ、懇談会、検討委員会など、その形態のいかんにかかわらず、議員に委員をお願いしているものもございます。これは議員としての見識が必要なもの、あるいは議員の立場から意見をいただきたい場合などに委員をお願いしているものでございます。

今後も会の目的に応じまして、議論が有意義なものになるような委員の選定に努めていきたいと思っております。ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうからは2点目の旧中学校跡地の利活用に関してお答え申し上げます。

旧海上中の跡地につきましては、議員おっしゃっているように平成30年に委員会の報告がなされました。その内容ですけれども、キーワードといたしまして、駅近、落ち着き、緑、健康、こういったものをキーワードとしまして、利活用の方法としては、民間活用による住居系を中心とした複合的施設というような委員会報告があったところでございます。

しかしながら、旧海上中学校跡地を利活用していくためには、周辺の環境整備が必要となります。はっきり申し上げますと水の問題ですね。そういった周辺の整備を行う必要がある

ということ。

それから、今現在、市では人口減少対策の一つとして、民間のノウハウ等を活用した生涯活躍のまち・あさひ形成事業を進めております。この生涯活躍のまちができますと、恐らく海上中学校跡地とは結構距離的にも短く、道路1本で行けるようなところになりますので、したがって、生涯活躍のまち・あさひ形成事業が実現した後の波及効果、周辺の整備を考慮する必要があると考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、選定基準、審査についてお答えします。

まず、申請者から提出されました事業計画書の内容が、施設の運営で住民の平等な利用を確保することができるものであるか、また、施設設置の目的を効果的に達成し、管理に係る経費の縮減が図れるものであるか、また、管理及び運営を適正かつ確実に実施する能力を有するものであるか、あと、指定管理者制度の導入に係る基本方針の候補者選定時の評価基準では、必要な項目などにより総合的に判断を行っておりまして、運営団体の安定性など10項目を選定の基準として、具体的な業務に応じて細目設定などによりまして審査を行っている状況でございます。

あと、満点の何割以上かというようなご質問でありまして、1,000点満点中600点以上を合格というようなことで選定しておるところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、私のほうからは4番、トイレ環境の改善に関してお答えします。

環境課所管の公衆トイレ、公共トイレにつきましては、旭中央公園、干潟駅、旭駅、倉橋駅の4か所がございまして、全体の洋式化率は46.7%でございます。

次に、定期清掃の管理状況についてでございますが、清掃につきましては、清掃業務の委託契約を締結しておりまして、旭中央公園は毎週月曜日の1回、干潟駅は2日に1回、旭駅につきましては毎日、倉橋駅は3日に1回の頻度で実施しております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市整備課からは、主に公園のトイレについて回答いたします。

便器の数に対する洋式化率でございますが、洋式化率は39.1%となっております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 失礼いたしました。管理の状況の回答漏れがございました。

トイレの清掃につきましては、維持管理業者により、週2回の頻度にて実施しております。

また、特に利用者の多い施設につきましては、週3回清掃している施設もございます。

以上でございます。失礼しました。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、今、附属機関と中学校跡地利用、利活用に関して、僕は市長に対して質問をいたしました。ご回答、拒否されているようでありまして、議会軽視でありますので、議事録を僕のも今の答弁もカットしていただきたい、そのように思います。

続けて、議長、よろしいでしょうか。

○議長（伊藤 保） はい。

○4番（林 晴道） じゃ、再質問を行います。

市長にお答えいただけないようなので、それでは、まず附属機関の設置に関して、役割と問題について。

市長執行部の附属機関については、次のような問題点が指摘されています。

一つ目に、執行機関の判断を追認する御用機関である。二つ目に、執行機関の責任を転嫁するための隠れみのである。三つ目に、議会審議を先送りし議会を形骸化させるもので、住民の意見を聴いたという実績づくりである。四つ目に、附属機関の要件を満たしているにもかかわらず、条例で設置していない。

そこで、本市で設置している審議会や協議会、それに委員会等の条例化及び報酬の現状について、あと、議員の参加状況も併せて、じゃ、先ほどの総務課長にお尋ねいたします。

議長、お願いします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からお答えいたします。

審議会とか名称にかかわらず、いろいろ調査ですとか行う機関としまして、市では、今、69団体あるというふうに認識をしております。この数の計算がどのくらい正確かという部分もございますけれども、69団体ということで今捉えておりまして、そのうち、内訳というこ

とで申し上げますと、法令に基づくもの、法律で決まっているもの、これが15ございます。次に、条例で設置しているものが16ございます。差引き38、これが要綱などの根拠で設置しているという状況でございます。

それと、質問の二つ目として、報酬というご質問がございました。報酬を出しているものと出していないものということで分離をいたしますと、報酬を支払っているもの、これは審議会として、法令や条例に基づいてやっているもののうち、報酬という形で支払っているものということになりますが、これは38ございます。報酬ではなくて報償費、謝礼的な意味ですが、これで払っているものが12ございます。残りはお金は払っていないということになっております。

ご質問の三つ目になりますが、では、全体の中で議員が参画している団体の数ですが、11ございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それらを条例化せずに報酬等を出しているとなりますと、違法性が問われる可能性もありますので、早急に条例を制定しなければなりません。

それまで、同様の他の自治体では、これを停止だとか中止といった措置を取っていますが、本市の対応策について伺いたいと思います。加えまして、附属機関の答申を引き合いに、市民の意見であるかと、当たり前のように言われても議会としては困りますので、その前提として、まずは条例化で議会と十分に協議すべきと思いますが、担当課で構いませんので見解を聞かせてください。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 条例化しないでお金を出しているのは問題ではないかというのが、まず1点としてございました。そこは、条例に基づいてお金を出しているものと、そうでなくてお金を出しているもので区分をしているというところでご理解をいただければと思います。

先ほど報酬という言葉と報償費という言葉を申し上げましたが、報酬というのは条例あるいは法令で決められて設置しているものに対して、非常勤特別職としての報酬として払っているもの、そうでないものについては、お礼としての報償費ということで区分をしておりますので、違法性はないというふうに認識しているところでございます。

次の質問で、ほかの自治体ではそういった事例についてもう既に中止をしているというようなことがご質問の中でございました。本市におきましてどうかということになってまいりますでしょうか、この審議会、条例等に基づく審議会、そうでないものの検討委員会ですとか、協議会、こちらはその目的あるいは必要性、その期間そういったものを全体的に勘案しまして、じゃ、条例に基づいて設置するのか、そうじゃない形でやるのかということ、それぞれ設置していることがございますので、そこは今後もその目的、必要性、期間ですとか全体的に考えて、条例で設置するべきものは条例で設置する、そうでなくてもいいものにつきましては現状のままいくというような、そういった形の区分でいきたいなと思っております。

ご質問の中での三つ目に、そういった協議体からの意見を聴いたことで、議会が軽視されてしまうのではないかとといった趣旨のご質問かと思えます。決して議회를軽視しているものではないというふうに思っております。

条例や法令で設置されました審議会等につきましては、これは諮問という形で審議をお願いするものでございます。それに対して、答申という形でいただきます。その答申というのは非常に重みがございますので、それを重要視、当然尊重するということになってまいります。一方、そのほかの協議会ですとか、懇談会ですとか、そういった機関につきましては、諮問、答申ということではございません。言い方が正しいのかどうか分かりませんが、広く市民の意見をお伺いするためにパブリックコメントに似たような形、ただ、こちらからお名前をとといいますか、人をお願いしまして、広く意見を聴くということで行っているものでございますので、決して議회를軽視しているものではございませんので、ご理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） なかなか論点が合わないようなので、ぜひ市長に申し上げたい、お伺いしたいんですね、最後には。

そもそも専門家の知見を求めるのであれば、委員会ではなく、条例が不要な専門委員制度を活用すればいいのではないのでしょうか。執行機関が主体性を持って判断するなら、専門委員から専門知識を個別に収集すればよいのであって、委員会等による学識的議論は必要ないと考えます。

そこで、提案型の質問となりますが、僕は旭市附属機関等の設置及び運営に関する指針を

定め、その指針に基づき、既存の協議会等の整理を行い条例化して、議員の審議会等への参画を見直すべきと訴えますが、市長に一言でもいいんですけれども伺えませんでしょうか。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 林議員の貴重なご意見をいただきまして、そういった検討委員会や諮問委員会が本当に必要なのかという部分、改めて執行部で協議させていただきたいと、そしてまた、附属機関の設置条例、必要であればそういったことも条例化していきたいと、そう考えております。

いずれにしましても、見直しということは時々には必要でありますので、そういったことについても真摯にやっていきたいと、そのように思っておりますので、よろしく願います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、旧中学校の利活用に関して、検討及び協議内容についての再質問に移りますが、これも報告が検討委員会から上がったと、そういう状況を踏まえて質問につなげたかったんですけれども、僕が調査した内容で進めていくしかないのです、そういうふうに思います。

検討委員会の報告書には、旧海上中学校の利活用方法として、民間活用による住居系を中心とした複合的施設としておりますね。次に、旧飯岡中学校の跡地ですが、これ、具体的な利活用方法として、サッカー場等のスポーツ関連施設とされておりまして、これ、もう既に関連予算が計上されて先行しています。

これ、また両中学校跡地共に、地元の愛着及び周辺的环境に配慮し、地域との調和を図っていくと明記されております。今後、旧海上中学校跡地はどのような形で取り組むのか、これをこれまでの経緯と周辺的环境への配慮や地域の調和とありますので、その辺に対しての具体的な取組についてお尋ねをします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

旧海上中学校の跡地の利活用につきましては、先ほどのは削除ですね、周辺的环境整備が必要となってまいります。周辺的环境との調和ということで、例えばあそこら辺の排水の問題等も解決していかなければならない問題だと考えております。

それで、生涯活躍のまち・あさひ形成事業を今進めている中で、その完成した後の波及効果を的確に捉えながら、より魅力を高めるような検討を随時進めてまいりたいと考えております。

それまでの期間、生涯活躍のまち、完成するまではあと数年かかりますので、その期間についての何らかの形での暫定的な利用方法についても検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 先ほどがないのでやり直しますよ。

旧海上中学校跡地に関してですが、僕はこれまで特に当地域の排水問題を毎年強く指摘していますが、この問題を早急に全力で解決しなければ、旧海上中学校跡地の利活用は決してこれ進捗が難しいと、決して進捗しないと、そのように思うわけで、その対応の鈍さによって、反対に当地域の衰退が懸念されると心配をしています。

その点、では本市の見解を伺いたいと思います。

また、この地に学校を開校するに当たり、土地の寄附や買収があったと聞きましたので、その実績等、今後の土地を譲渡していくと思うので、その具体的な内容を伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） まず、当時の学校用地としての買収等ということですが、こちらの土地につきましては、海上町統合中学校建設敷地として、昭和33年に当時の海上町と地権者との間で売買契約等が取り交わされており、平成19年4月1日に校舎の新築により、現在の場所に全面移転するまでの約48年間、活用されてきた土地となっております。

その実績ということになりますと、ちょっと、実績としては48年間活用してきたということになるかと思えます。

それと、これから譲渡していく、その方法ですが、あくまでも民間活用による住居系を中心とした複合的施設という方向性で考えておりますので、何らかの形でのそういった民間業者への譲渡の方針ということになるかと思えます。

それと、議員おっしゃっていましたが、先ほども申し上げましたが、あの周辺の排水の関係、それが遅れているのでこちらでも遅れてしまっているのではないかと、かえって衰退につながってしまうんじゃないかというご指摘ですが、あの周辺の排水計画につきましては、恐らくまだ決定ではありませんけれども、来年度、大規模な調査に入るということになるか

と思います。

以上です。

(発言する人あり)

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 旧海上中学校は学校用地の一部は寄附だとか、買収して開校したと伺いました。その土地を提供してくださった方の多くは、公立中学校の開設なので、大切な土地をやむなく手放したと聞いています。そのような土地提供者に対し、本来は、丁寧に早い段階で説明だとか相談をすべきで、一定の理解を得てから、次の利活用の検討をすることが当然であると僕は考えます。

これまで検討委員会が検討したこと、検討委員会自体が隠れみのの道具と化し、委員に大変失礼であるので遺憾に思いますが、本市の見解はいかがでありますでしょうか。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

学校用地として提供したものであるもので、それを処分といいますか、譲渡等する場合には、当時の地権者に丁寧な説明が必要ではないかというお話です。

その点につきましては、これ、正直申し上げまして、48年間活用したんですが60年前の契約です。60年前の契約で、60年ですから還暦といいますか、そういった形で既にもう当時の契約した方はほぼお亡くなりになっていたりということもございます。それで、60年を経過したものですから、跡地の利用については、市のほうで考えてもいいだろうという形に考えまして、検討委員会を設置したというようにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） その当時、中学校用地を提供したというご子息さんから、どうなっているのかぜひ聞いてもらいたいということがありました。ぜひ調査を続けてもらって、何らかの接点を持って説明に上がってもらえたらありがたいかなと、そのように思うんで、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、指定管理者の制度に関して、選定及び管理運営についての再質問ですね。移ります。

ここで1点問題だと感じた点は、例えば入札であれば、市全体で統一した基準に基づいて

施行されているのに、評価や配点方法が適正であるかどうかを外部が分からないことですね。特に経費削減だけでなく、市民サービスの向上というもう一つの目的がきちんと評価できている選定となっているのかが疑問であります。大切な税金を投入する以上、きちんと検証できるシステムが必要で、それを市民が分かりやすく開示して見ることができるということが必要ではないかと思うのですが、責任者である副市長に見識を伺いたいと思います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 今、私にということでございました。

評価が適正なのか、それから市民サービスの向上につながるような形で選定ができていくのかということでございます。

ただ、その選定に当たりましては、それぞれみんな施設の設置目的等ありまして、その所管する課がございます。その中で、きちんとこの目的を達成するために、こういったものが必要であるということで、例えば、選定を実施していくための細かなものをその段階で出していく。例えば、その申し込む運営の実績であったり、効率的な運営ができるのか、効率化への取組はどうなるのか、施設管理をしていく意欲であったり熱意であったり、そういうものもそこに感じ取れるような書類を出していただくことになっています。当然、安全性であったり、利用者への配慮だったり、さらに団体の理念、姿勢、本市における団体のその運営状況、例えば、今……

（発言する人あり）

○副市長（加瀬正彦） ですから、そのところについては、そういった形で募集しますよということで、公募をするように出します。要項をきちんとお示しします。それを見ていただいて、それぞれの団体が申し込んでいただくことになりますので、そのところ、じゃ、どこまで市民に知らせるかというのは、なかなか難しいところ、あるかと思いますが、きちんと募集要項の中でそれはお知らせしている段階であるということです。その個々のところまで全部市民が理解できるようにということでもあります、どこまで知らせればいかと、市民全員に通知を出すわけにはまいりませんので、そのところはここをこういう形で進めますよということでいくしかないのかなと思っています。

それは指定管理者を選定するための手続きに関しては条例化する、これは国のほうの方針でそのように定めておりますので、それにのっとって進めるということになるかと思います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） その評価だとか配点の方法が適正かどうかをやっぱり市民に分かってもらいたい。やはりその部分で質問したんですよ。

昨今、やはり前回の議会の中でもありました。何か刑事さんの問題だとか、いろんな市外の方からも旭市に何か入札の問題とか、何かそういうのがあるのかという疑いの目があるので、やはり皆が一目瞭然分かるようなそういうことを望んでの質問であったわけでありますから、その辺十分ご理解いただけたらいいのかなと、そのように思いますね。

選定というのは、選定委員会で行われますけれども、選定理由はこれまでの管理と運営実績を大きく評価する傾向であり、継続して選定された場合には実績があることは当然で、このことが制度始まって以来、同じ業者の選定につながりやすく、新規参入を難しくしている要因の一つではなかろうかと、そう思います。

そこで、公募に手を挙げづらい状況をどのように改善し、今後、管理の選定を進めていくのか、その意欲があるのか否かをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、現在、指定管理に向けて新規参入、または公募による手挙げの業者が増えるような形の新たな取組といたしましては、サウンディング市場方式といいますか、そういったものを新たに活用しているところでございます。サウンディング型市場調査といいまして、今回、またそういったものを実施することによりまして、市場の把握であったり、公募による民間業者との対話により調査、活用アイデア、そういったものを収集し、参入しやすい公募条件の設定などを事業者からの幅広い視野に立った提案をいただきまして、事業者選定ができるように行っているところでございます。

それと、あと、先ほど副市長への質問の中で、評価の関係というお話がありました。

その辺につきましては、行政改革アクションプランの中でも指定管理の業者のどういう状況で指定期間行われているか、そういったものを検証するような仕組みを行っております。そこで、そういった具体的な内容までは市民の方へ公表していませんが、一応行政改革推進委員会なりそういった中で、行政改革アクションプランの進行状況ということで確認をさせていただいているところでございますので、そういった状況で行っているところであります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 指定管理、4回の質問、最後になりますけれども、地域のネットワーク、

これを生かせる身近な業者さんというのは、目配りや気配りから緊急時の対応まで、効果的で効率的な細やかなサービスが可能なので、市営規模の公園等は市内に登録されている民間業者に加点することや、市内企業に限定した選定を行うなど、地域振興と企業育成の視点を十分に配慮した形にすべきと考えますが、本市の見解を求めます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） まだ、市のほうではそういった地域の状況等踏まえた中でいろいろ幅広く指定管理の施設のほう、導入というのが進んでいないのが現状であります。近隣の市では、そういった公園であったり何たりというのを地域のネットワークを活用した中で、そういった団体の方をお願いしている事例もありますので、本市としましても、今後そういったものが進みまして、指定管理の施設の拡大が図ればなというふうに考えています。当然、これは我々行政改革を進める中で、アクションプランの中でもそういったもの、または、今策定しています公共施設等総合管理計画の中でも指定管理制度の拡充というようなものを考えておりますので、今後、またよりよい運営ができるような形を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） お願いします。

では、最後に、トイレ環境の改善に関して、洋式化の水洗についての質問になります。

本市には数多くの公園があり、実に様々な方に利用されています。中でも小さなお子さんやお子さん連れの家族、また、グラウンドゴルフを楽しむ高齢者はその筆頭となっています。

そんな公園ですが、常設されているトイレは現在ほとんどが和式トイレとなっています。和式トイレは小さなお子さんやおなかの大きな妊婦さん、それに高齢者が使いづらく、誰もが使いやすい洋式トイレへ改修していくのが最適ではないかと考えます。

特に、公園は幼児の遊び場だけでなく、保護者のコミュニケーションの場であり、本市に暮らす皆さんのスポーツの場としても利用されており、トイレの問題は軽視できません。和式トイレは清掃がしやすい、直接便器に接しないで用が済ませるので衛生的など、利点もたくさんありますが、全ての人が使えるトイレという点では洋式が適していると思います。

そんな中、和式トイレにしゃがんだ高齢者の知人が立ち上がれなくなってしまい、たまたま散歩で通りがかった近隣住民が助けをを求める声に気づき、救急に連絡して、消防職員に助けられた事例が、つい数か月前近所でありました。その後、シニアクラブ活動などで元気な

姿を見せてくれたので安心しましたが、そこで、トイレ全般で起こってしまった事故、または事件など、本市で確認できているものがありましたら、お知らせ願います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、環境課のほうから、直近ではないんですけども、事故……事故ではなく、そういった事例があったかどうかお話ししたいと思います。

まず、3年くらい前になりますが、旭駅のトイレにおきまして、ご婦人の方が倒れて救急車で運ばれたというような事例がございました。それに関しては、その倒れた方自らが消防のほうへ通報したということで話を伺っております。

取りあえず、環境課所管の関係ですと、まず1件だけでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市整備課の所管につきまして、事件、事故というところでございまして、今のお話の関するものが1件ございました。90歳の女性の方が和式の公衆便所のほうに座られて、立ち上がることができなくなったというところでございまして、近くの方をちょっと呼んで、その方もちょっと女性を持ち上げることができないというところでございまして、救急隊のほうを呼んで救助していただいたという例が今年度ございました。

以上、1件でございます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） トイレの事故、やはり多くあるということを知っていますが、実際の例があるということで、こうした流れの中では、和式がいい、洋式がいいといったトイレ論争は過去のことになりつつあります。トイレの環境の改善に関して、洋式化の推進、これはやはりもう進めていかざるを得ないのかとそう感じますし、公共トイレがその場のイメージを左右して、時には集客にも影響するということがあります。

優先課題の一つとして、公共工事の整備を挙げていただいて、ぜひ事故の防止だとか、お昼近いので、その4Kをなくすような取組を今後の公園整備だとか、新たな施設整備のときには検討してもらい、それから、また改修工事等があるときには検討してもらい、そのことをお願いして、質問を終わります。

回答いただけたらありがたいと思うので、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 現在、公園施設の新設に伴い、設置するトイレ施設については、洋式トイレの設置を図っております。

既存の公園施設につきましては、老朽化等により改修を行う際などにトイレの洋式化及び多目的トイレの設置についても併せて実施するなど、今後も清潔で安全な利用しやすいトイレとなるよう、様々な方向から方策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（伊藤 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 環境課ですが、環境課の所管するトイレ、駅に関しましては当面ちよっと計画がございませんが、旭中央公園につきましては、市の個別施設計画の中で耐用年数を経過した時点で施設の建替えというのを計画をしております。その中で十分検討して実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（伊藤 保） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。

大きく分けて五つの質問をします。質問と答弁合わせて1時間となっておりますので、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

まず、大きな1点目は飯岡地域津波避難道路についてであります、（1）として未買収

地の総延長と地権者数について。地権者から道路用地として購入できない総延長とその地権者の人数についてお尋ねします。

(2)として、未買収用地の理由について。地権者から道路用地として購入できない具体的な理由について、地権者ごとにお尋ねします。

(3)として、未買収者への対応について。現在まで、未買収者への対応をどのように行ってきたのかお尋ねします。また、今後どのように対応していくのかお尋ねします。

大きな2点目は、矢指地域津波避難道路についてであります。 (1)として未買収用地の総延長と地権者数について。地権者から道路用地として購入できない総延長とその地権者の人数についてお尋ねします。

(2)として、未買収者への対応について。現在まで、未買収者への対応をどのように行ってきたのかお尋ねします。また、今後どのように対応していくのかお尋ねします。

(3)として、計画路線上のファームポンドについて。当初計画では、計画路線上にファームポンドがあり、設計を行ったらファームポンドの改修には莫大な予算がかかり、路線変更をしました。このファームポンドの設計委託料と改修事業費の金額、そのうちポンプなどの機械の改修費についても併せてお尋ねします。

大きな3点目は、農業施設の補助金について。

(1)として、農業団体などへの施設の補助金要綱について。農業者団体が行う機械、施設改修などの補助金要綱にはどのようなものがあるのか、その補助率、限度額等についてお尋ねします。

(2)として土地改良施設維持管理適正化事業補助金について。この補助金の趣旨と目的、具体的な国、県、土地改良区の補助率と市の補助要綱はどのようになっているのかお尋ねします。また、この補助金制度を使い今まで事業を行った団体数と、市から助成負担を行った団体数と、一番多く市が助成負担した金額についてお尋ねします。

大きな4点目は、銚子連絡道路について。

(1)として、道路の構造等について。旭市の発展と期待していた銚子連絡道路は、市役所前の道路と通称八銚線の間を南北に分断し、高い道路から旭市を眼下に見下ろし、市を東西に通過する道路です。この道路構造の盛土の高さ、道路の幅員と車線数、道路下部の最大幅と側道はどのようになるのかお尋ねします。また旭地域の総延長と盛土部分の総延長、そして盛土を行わない一般道路と同様の高さの道路の総延長とその具体的な場所はどこなのか併せてお尋ねします。

(2)として道路の横断について。旭地区にインターが2か所計画されますが、計画ルート上の現在の南北の路線数と、連絡道路建設後の南北を横断する路線数と形態についてお尋ねします。

(3)として都市計画について。銚子連絡道路の説明会では都市計画の原案の説明がありましたが、市長はこの原案を知らされていたのか、知らされていたならばどのような意見を行ったのかお尋ねします。

(4)として市を南北に分断することについて。連絡道路は盛土の道路です。この道路が整備されると市内を二分する南北の壁のような道路となります。市の基幹産業は農業と市長は常々言っていますが、計画道路は水田地帯で農地が分断化され、耕作放棄地の増加、また分断されることによる地域の区民の交流や絆への影響をどのように考えているのかお尋ねします。

大きな5点目は、飯岡海上連絡道三川蛇園線についてであります、(1)として進捗状況とJRトンネル部分の完成時期について。全体の完成時期とJRトンネル部分の完成時期についてお尋ねします。

(2)として未買収用地の総延長と地権者数について。未買収の総延長と地権者数についてお尋ねします。また購入できない具体的な理由も併せてお尋ねします。

(3)として、未買収者への対応について。未買収者への対応をどのように行っているのかお尋ねします。また、今後どのように対応するのかお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わります。再質問につきましては自席で行います。

○議長(伊藤 保) 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長(明智忠直) 高橋議員の質問にお答えいたします。

私のほうに質問がありました都市計画について事前に知らされていたのか、ルート等について、そしてそのどのような対応をしたのかということでもあります。

それと4番目の市を南北に分断することについて、農地が分断されるということもありますし、いろんな面で不便があるということで、それらについても考えを述べさせていただきたいと思います。

この銚子連絡道路については、ご承知のように県の事業ということでありまして、県、国のコンサルがやったのか、どこがやったのか、その内容についても定かでは、聞いてはおり

ませんけれども、ルートについての事前説明は詳細についての説明はありませんでした。

ただ、大きな丸ぼちをここに通すというようなことは事前に説明がありました。詳細について私のほうからも質問をしまして、できるだけ斜めに農地を走らないでほしいと、それと高架道路もぜひ考えていただきたい、盛土だけでは40メートルも45メートルも幅員を必要とするということの中で、それは避けてほしい、なるべくなら高架道路といいたほうがいいか、そういう部分にしてほしいなということも要望したところであります。

そういった部分で対応もさせていただきまして、私どもの旭市の農業の町ということも十分に理解してほしいということで、説明に、たしか1回だと思えますけれども、県から、海匠土木と県と一緒に説明に来ました。

南北を分断することについては、今も申し上げましたけれども、農地が相当つぶれる。食料自給率が低い中で、農地が、本当に優良農地も相当かかってしまう。本当に40何メートルの幅員はぜひ避けてほしいと、そういうことを強く要望させていただきました。それ以来も、説明会の後も海匠土木、そして県の道路計画課課長にも強力にそのことは申し述べましたし、今後推移を見守りながら、要求すべきことは要求して、要望していきたいと、そのように考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（伊藤 保） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では高橋議員のご質問に対して、建設課からは大きな項目の1と2と4、そして5につきましてご回答いたしたいと思えます。

まずこちら、津波避難道路横根三川線の未買収地の総延長と地権者数ということでございます。

まず未買収地の総延長は330メートルでございます。未買収地の地権者は8名となっております。

続きまして、その理由はということでございます。未買収地の理由はということでございます。相続の問題、それと線形などによるものでございます。

それと今までの対応、あるいは今後の対応はということでございます。今までも地権者に対しましては、災害時には住民がいち早く避難をしていただく重要な路線であるということなどを説明しながら交渉をしましてまいりました。今後の対応としましては、本事業の趣旨、今までどおりの説明を理解していただくとともに、問題解決につながるような方策を検討し、提案を重ねながら交渉に取り組み、一日も早い完成を目指してまいりたいと思っております。

続きまして、大きな項目2でございます。

こちら未買収地の総延長と地権者数ということでございます。まず総延長が150メートルでございます。地権者数は7名となっております。

(2)でございます。今までの対応、今後の対応はということでございました。こちら飯岡地域の道路と同じように、住民が災害時には避難する道路としては重要な路線でありますので、ご協力を願いたいというような内容も含めまして、説明をまいりました。今後の内容といたしましても、本事業の趣旨をご理解いただくとともに、問題解決に向けた方策を見い出しながら、用地取得に対し協力が得られるよう、交渉を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、(3)ファームポンドについてということで、計画を進める上でファームポンドの設計が必要になったことから、業務委託の設計をお願いしたところでございます。委託料に関しましては約1,100万円、改修にかかる総額といたしましては約3億円、それでポンプ等の機械に関しましては、すみません、ポンプ据付関係、製作と据付ということで、諸経費と消費税を抜いた額で、約2,800万円の見積りが出ております。

続きまして大きな項目4でございます。

まず(1)につきましては、道路の構造ということでございました。まず盛土の高さに関しましては、高いところで約7メートルと伺っております。車線の幅、あるいは車線数という話でございます。片側1車線で道路の幅員、こちらは路肩を含めまして7.5メートルということでございます。

それと側道に関してでございますが、こちらまだ詳しい話は県から伺っておりませんので、申し訳ございません。ちょっと回答ができない状況でございます。

あと総延長……

(発言する人あり)

○建設課長(加瀬博久) 一番下の幅員ということでいいですかね、広がった。こちらはだいたい40メートルぐらいと伺っておるところでございます。

あと道路の総延長が、旭区間で7.7キロメートルでございます。それでそのうち盛土の区間に関しましては約6.7キロメートルと伺っております。それで平たんになる場所はというお話もございました。こちら、津波避難道路が南から上がってきます。それを横断してから、中央病院の南東というんですかね、そこら辺からだんだん降下をしてきまして、一番この銚子連絡道路の終点から200メートル区間が一番平たんになる区間と伺っております。

あと(2)でございます。

南北路線数ということでございます。

千葉県よりこちらに示された図面でのご回答となってしまいますが、46路線ということで市道はお願いしたいと思えます。

(発言する人あり)

○建設課長(加瀬博久) この間の都市計画の原案説明会で示された図面、こちらから拾った数字でございます。

(発言する人あり)

○建設課長(加瀬博久) 銚子連絡道路が今既存の……

(発言する人あり)

○建設課長(加瀬博久) 現在46路線ということで、お願いしたいと思えます。

それであと新設される横断の数ということでございますけれども、こちらもまだはっきりした数字は出ていないんですが、十数か所程度だと思えます。

(発言する人あり)

○建設課長(加瀬博久) はい。そちらもちょっと図面で拾っただけなので、すみません。

今の関連ですが、どのような形態になるのかというお話ですが、ほとんどがボックスカルバートというようなトンネル形式で設置をされると伺っているところでございます。

あと(4)でございます。(4)、こちら南北に関しましては、うちのほうで農業関係のこともありましたが、取りあえず地区によっては南と北に分かれるところもございしますが、はっきりした人数、あるいは戸数はちょっと調べられないため、地区によっては南北に分断といってもトンネルができる関係で、そこら辺は分断ということはないのかなということも思っております。

あと大きな項目……

(発言する人あり)

○建設課長(加瀬博久) 分かりました。

5項目めに進んでよろしいでしょうか。

飯岡海上連絡道の関係でございます。進捗状況はということでございます。

まずJRの完成時期につきましては、令和5年12月に完成が予定されております。全体の完成といたしましては、令和6年度末を予定しているところでございます。

あと(2)では、未買収地の総延長と地権者数ということで、まず総延長は76メートルでございます。地権者は実質1名が残っている状況でございます。その理由はということでご

ございますが、地権者様のご意向だと、やはり横断する道路がございまして、そちらの交通安全対策が一番の理由になっていると私どもは感じております。

(3) では対応をどのようにしているのかということで、こちらも同じような回答となってしまうのですが、やはりこの道路は必要であるということは一番にお願いをしておきまして、地元からもやはり完成を望む声も大きいということなど、ご理解を賜ればなということを考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは農水産課からは3の農業施設の補助金について回答させていただきます。

市の要綱または市が負担しました負担率や限度額ということで、施設の維持管理や改修等への補助金は、旭市農業用排水路改修事業補助金交付要綱と旭市多面的機能支払交付金要綱によるものがございます。

農業用排水路改修事業補助金は、水路の掘削や用水管の漏水補修工事等への補助となります。土地改良区の承認を得た事業が対象で、補助率は事業費の20%以内とし、限度額は100万円となっております。

多面的機能支払交付金につきましては、地域で行う草刈りや泥上げ、農道への砕石補充等の維持活動費に充てられるほか、施設の長寿命化に取り組むことも可能となっております。国や県、市による補助で、内訳としましては、国が50%、県が25%、市が25%となっております。対象とする農地の地目、面積等に応じて定額が交付されます。なお、施設の長寿命化に取り組む場合は、1工事当たり上限が200万円との要件となっております。

続きまして(2)の土地改良施設維持管理適正化事業補助金について、制度の目的、趣旨、市の要綱の国の負担率とか地元の負担、また件数と金額ということでのご質問にお答えいたします。

土地改良施設維持管理適正化事業は、施設の整備補修に対する補助制度です。機能の保持と耐用年数の確保を目的に、昭和52年度に設定されました。一般的な補助金とは違い、補修を希望する土地改良区等がこの事業に加入し、必要な事業費の30%を拠出します。これに国の補助分30%、県の補助分30%が加算され、資金となります。土地改良区等へは事業の実施時に資金から事業費の90%が交付され、残り10%が自己負担となります。拠出金30%と実施時の自己負担10%が実施主体となる土地改良区からの持ち出しですが、地元の管理組合等に

負担を求めるほか、各土地改良区の判断するところでございます。市としまして、負担要綱等を整備しておりませんが、要望があった場合に協議の上対応してございます。

あと実施件数でございますが、平成27年度から令和元年度までの直近5年で件数のほうを申し上げさせていただきたいと思います。直近5年の実績で件数のほうをお話しします。併せて21件でございます。そのうち、市で負担しました件数は10件となります。

(発言する人あり)

○農水産課長(多田一徳) はい、10件です。

また、1件での最高の負担額でございますが、こちらは184万5,000円となっております。

(発言する人あり)

○農水産課長(多田一徳) はい。

それから大きい4番のほうの(4)で、市を南北する分断について、農地ということもございましたので、農業のほうの関係からご回答させていただきたいと思います。

(発言する人あり)

○農水産課長(多田一徳) 失礼しました。

(発言する人あり)

○議長(伊藤 保) 高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) じゃ、再質問します。

まず大きな1点目の1でございますが、これにつきましては分かりました。

そして、2番目につきましては、相続それから市への不満ですか、ということでございますが、この内容、市長、それから副市長、当然把握していると思うんですが、市への不満につきましては、時には職員などの個人的なことがあると実態を伝えられないこともあります。そういう中でこの市への不満については、市長、副市長はどのように把握しているのか、お尋ねします。

○議長(伊藤 保) 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長(明智忠直) 市への不満というのは直接市長には届いてはいませんけれども、担当課からこれまでに幾らか聞いたことがあります。あまり不満ということは、相続の問題のことについては難航しているというようなことは聞いておりましたけれども、市政、行政への不満ということはあまり聞いておりませんでした。

ただ、税とか個人情報とか、そういった部分で不満があるというような部分は担当課長か

ら聞いたことがあります。そのくらいです。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私も当事者等からそういうことを伺っております。

そういう中で、飯岡地域の津波避難道路は、副市長の地元なんですよ。副市長の任期も来年3月末です。既にもう4か月を切ったわけでございます。そんな中で、相続についてはいろいろ難しいことがあるということでございますが、これはこの旭市には顧問弁護士の加藤豊三さんがいるんですよ。そんな中で、この方と相談をし、市ももっと関与すべきでないのかと私は思うんです。

また、役所への不満については、よく足を踏まれた人は痛みを忘れないと言われますが、副市長が地権者に当たり、胸襟を開いて話をし、プライドがあるだろうが土下座をすれば、地権者の同意を得られると思うんですが、どのように考えているのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 私のほうに不満があるというようなことを薄々聞いております。ただ、その部分については、私自身がそこについて漏らしたとか、そういうことはないことでもあります。ですからどういうふうにその話が伝わったのか、私自身も不思議です。

ですからその部分について、当然、その方がそのように申していれば、本人と直接会ってお話をする、そのような機会を設けたいと、そのように思います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 副市長もそういう意向を持っていれば、職員に任せるのではなく、副市長自ら出て行って、やっぱり副市長の弁明、副市長が弁明する必要があると思うんですが、その中で副市長ぜひ、これは前面に出て対応していただきたいと思います。

次に、大きな2点目でございますが、この150メートルで7名の人がいるという中で、担当課では協力してもらいたいということいろいろやっているようでございますが、津波はいつ起こるか分からないわけです。そんな中でこの津波避難道路は、津波から市民の命を守る道路です。担当課の職員が一生懸命に交渉を行っても、同意を取れない状況の中で、早急に完成させる取組を、市長はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） この矢指地区の津波避難道路は私の地元を通るということで、少し難航

した部分もありますけれども、うちのほうの地区の方々はほぼ全員に協力していただいております。一人だけ相続が、いろんな問題があつて相続ができないということの中で、一人だけまだ未買収がありますけれども、あとの6人はこれから銚子連絡道にかかる部分が今まで買収の交渉に入っていなかったもので、これから先にやるということを担当課から聞いておりますので、そういった部分で鋭意努力していただきたいとそうように思っているところがあります。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そういうことで、銚子連絡道とのいろんな絡みがあるんでしょうけれども、やっぱり津波避難道路というのは、市民の命を守る大事な道路なんですよ。そんな中で市長の任期も来年7月30日までなんですよね。

そんな中で、市長、もっと前面に出て、一日も早く完成させるために努力していただきたいと思うんですよ。どういうふうを考えているのか、お尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 私も地元でありますので、津波避難道路は絶対に早期に完成させてもらいたいということは、担当課のほうにも強くお願いしていたところでもありますけれども、やはりこの道路の問題、地権者とのいろんな交渉がありますので、時間がかかってしまったということは申し訳なく思っているところでもありますけれども、ほぼ津波避難道路に対する地域の皆さん方の理解は、もう全部もらっているということでいますので、早期にこれは実現できると信じていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、3番目のファームポンドの件でございますが、現在の計画ではファームポンドをかけなくても、道路の改良工事ができるようになっています。それが当初計画ではわざわざファームポンドにかかるように事業計画をしたわけですが、この理由、また設計委託料として一千数百万円もの大金をかけ、貴重な市民の税金を無駄に支出したわけですが、なぜそのようなことをしたのかお尋ねします。

そして、またファームポンド上の機械の改修費用については、土地改良施設維持管理適正化事業補助金を利用すれば、多額の補助金を国や県、土地改良から交付されるわけなんですよ。そんな中で、今回のファームポンドの機械の改修費用、先ほどの答弁では3,000万円ということでございますので、それが大利根土地改良2割の負担とした場合、全額市が負担し

でも600万円で済むわけです。わざわざ設計費用、一千数百万円をかけなくても済むわけです。なぜそのような制度を活用することを行わなかったのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 明智市長。

○市長（明智忠直） この津波避難道路の計画時点、担当課と詳しく検討いたしました。

当時、南から上がってきたものを中央病院方面へまっすぐに行くのができるのかどうか、それと今計画中でありましたファームポンドの北側を通って、道の駅の新設道路へつなげるのがいいのかというような部分でいろいろと検討したわけでありましてけれども、担当課から今おっしゃられましたように、いろんな補助金を活用すれば少なくて済むと、当時から2億円くらいはかかるのではないかと、そんなような話がありましたけれども、本当にできるのかと、当時の担当課長に問い合わせまして議論もしました。できるということでありましたので、そういった計画が、議会にも報告をして、そういった路線はやったと思いますけれども、そこで計画をしたところであります。

いろんな補助金を活用しながらできるということでありましたので、計画どおりにやろうということで、その工事の委託料も発注をしたところでありますので、ご理解をいただきたい、そのように思います。

それと同時に、接続する、道の駅の新道に接続するところの北側に火薬庫がありまして、火薬庫をかざすということは大変難しいのではないかと、当時の担当課からお話がありまして、それはそうだなということで検討の結果、今の計画路線にしたところでありますので、その工事の中で、計画の中で、そのファームポンドの移転工事費用がどのくらいかかるんだということを委託したところでありますので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今の計画でも火薬庫はかかっていないわけですよ。これ最初からかかなくてもよかったわけなんですよ。そういう中でこれは市長の地元からこの水田の用水地上のファームポンド、補助要望があり、国の補助金制度を知らなかったためか、その要望を満たすためにファームポンドをかけた津波避難道路計画を立て、その補償金で負担は全くないと思っていたという地元の話です。

そんな中で設計した結果、市は莫大な予算がかかるために、路線変更をした結果、今度は、

市は補助を出せないという中で、役員は地元の説明ができないということで、市から補助金を多くということで話合いが今難航しているということですが、その結果についてはどのようなになっているのかお尋ねします。

またこの市からの支出については、次期市長に引き継いでおくとのことですが、どのように次期市長に引き継ぐのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 現状の状況については担当課のほうから回答させてもらいますけれども、次期市長に引き継いでいくということは、私は公式の場では言った覚えがありませんので、そういった部分は記憶にありませんけれども、そういった今までの流れの中で地元負担、なるべく軽減してもらいたいということは、次に市政を担当する方に言っておきたいとそのように思っております。

以上です。

（発言する人あり）

○市長（明智忠直） そのことは全然言ってありませんので。

○議長（伊藤 保） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） ではファームポンドの関係でございます。

まずこちらが敷地からかかったことは、ファームポンドがかかった理由につきましては、市長からもご回答がありましたように、火薬庫があった、あるいは大利根用水路があったということで、どうしてもその少し南側にふって、そのような計画になったことからファームポンドがかかったということでございます。で……

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬博久） すみません。あと……

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、ただいまのあれですが、設計などで必要もないのに多額の税金を使い、市民に説明がつくのかと私は思うわけです。

そういう中で、市民の理解が得られない場合には、このような無駄な支出は住民監査請求されることがあるわけです。そんな中で市長が賠償責任を問われることがあります。市長はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） この計画道路はあくまでも計画路線で、社会資本整備総合交付金の対象にもなっている事業であります。きちっとその道路の出発から終点までの道路が計画をされているわけでありまして。その中でファームポンドの工事費がどのくらいかかるかという部分はきちっとやらなければならない仕事でありますのでやったということでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃその事業にこういう経費は見られるという今の答弁でございますが、時間がないので、次に移ります。

適正化補助事業、市は出したところと出さないところがあるわけです。市原市などではこの国の補助金制度に伴う要綱があるわけです。この要綱をつくれば、市長が変わろうが地元の役員が変わろうが、今回のように1,000万円以上の貴重な税金の無駄遣いやまた地域でのトラブルがなくなると思うんです。

市長は要綱をつくることについてどのように考えを持っているのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 私としましては、そういう要綱をつくって基準が統一されたほうが良いとそのように思っております。その都度都度いろいろな内容とか、条件とか、環境とかによって、そしてまた紹介の方々のいろいろな申出によって補助率を変えるというような部分は、ないほうが絶対が良いと思っておりますので、その点は前向きに検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしましても、市民の不公平感をなくして、基幹産業である農業を守るための要綱を策定して、市として負担すべきと思うわけでございますが、そういう中で市長の前向きな答弁をいただいたわけでございますが、こういう要綱をつくれば、工区の役員の方々も安心すると思うんです。ですから一日も早くこれをつくっていただきたいと思っております。

次に、銚子連絡道の関係でございますが、銚子連絡道の2点目、道路の横断について、連絡道路を横断すると南北の路線が減り、今まで以上に新しい南北を横断する道路の交通量が

増えて、連絡道路の構造上全てトンネルで、出口は危険極まりありません。横断の道路と側道の交通安全の確保が必要と考えますが、どのように考えているのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では南北を横断する道路の下を通るボックスカルバートの出口の件ということで、お答えしたいと思います。

市といたしましても、やはり出口の部分は安全上ちょっと危険かなということは考えております。そこで県に対しましても、こちらどこにつく、あるいはどのような形態になるかということも理解した上で、県と協議あるいは要望を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ都市計画について再質問します。

今後、都市計画が策定されるわけですが、過去の旭市の都市計画で、市民の意見が取り入れられたことがあるのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 合併以降の数字でございます。

旭市では、千葉県が決定するもの及び手続き中のものを含め、6件の都市計画決定手続きを実施しておりますが、都市計画の内容が変更されたものはございません。

この6件については、公述の申出の提出により、公聴会で意見陳述があったものは1件、意見書が提出されたものはございません。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ結局この都市計画での変更というのは旭市でも全くなかったわけですね。

そんな中で、この都市計画が県で作成された際に、市長の意向がどれだけ取り入れられるのか。そういう中で市長は今、市民の声を、この都市計画に反映させるためにどのような対策を取っていくのか、お尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど冒頭でもご回答申し上げましたけれども、これまでも県、国……国には直接は具体的な部分は、今は言いませんけれども、県の道路計画課、海匠土木、来ていただいた職員の皆さん方には、そういった部分ではしっかりと市の地権者の立場も理解をしていただきながら、要望は入れてほしいということは最初に申し上げておりました。

しかし、道路計画の説明会が、都市計画の説明会があって以来、そのことについて同じことを申し上げましたら、一応説明会にルートを提示したということの中で、なかなかそれを変更するのは難しいと、県議にも、匠瑛の県議にもいろいろ働きかけながら、県のほうに交渉していただきました。私自身も計画課長と話し合いました。なかなか難しいというようなことで、ご回答がありました。本当に地方自治の力というのは本当に情けないなど、そんなような思いをしているところでもありますので、今後とも地元の地権者の皆さん方とともに、要望すべきことは要望していきたいと、そのように思っておりますので、よろしく願います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、市で都市計画をつくっても、1回も住民の意向は入ったことはない。そういう中で、県がつくったものに対して、旭市また市長が幾ら言ったって、これは無理だと思うんです。そういう中でまた次に移ります。

あとは4番目の市を南北に分断することについてであります。現在の南北の生活路線数から大幅に少なくなって、市民の往来が大幅に時間を費やすこととなります。旭市を過ぎ去る方には便利になるかもしれませんが、市民にとっては非常に不便な道路と思います。

市長はこの南北分断の実情をどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） このことについては、県も理解を示してくれておまして、分断をされないような道路計画をつくっていきたいということでもあります。それは県も十分承知していることと思いますので、そのように私も理解をしているところであります。

ただ、人口や地域が分断されるよりは、やはり農地が斜めに分断されるという部分は、本当に私の身近な人もかなり多いのでありまして、そういった部分では本当に憤慨をしているところでもありますけれども、私も銚子連絡道の期成同盟会の会長をしておりまして、なかなかその中で絶対にこれは判こをおさないというような部分にはいかないと思いますので、県のこれからの交渉といいましようか、微調整ができるのかどうか、そのところはしっか

りと要望していききたいとそのように思っております。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃそういう中で、これは分断された地域、それから住民の融和を図るというためには、どのように市長は考えているのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今も申し上げましたように、分断をさせないような、されないような道路計画を立てていただくということで、県に要望していききたいと、そのように思います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、大きな5点目ですか、担当課の職員の皆さん方、今一生懸命交渉しているわけですが、同意を得られない状況です。19億円もかけたJRのトンネル部分の工事も進んでいます。トンネル部分の工事が完成しても、10年も20年も通行できない道路では道路の役目は果たせません。市長の任期も、先ほど言いましたが来年の7月30日までですので、市長がむしろ積極的に地権者に当たって同意を得るという考えはございませんか。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） おっしゃるとおり、私も地権者残る1名、実質1名ですけれども、交渉に当たってみたいなどそのような今、思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今市長、交渉に当たってみたいということでございますので、ぜひ前面に出て、この交渉に当たってこの道路が1日も早く開通するよう、努力していただきたいと思えます。

そんな中で、現在、トンネル部分の工事が始まっていますが、土地所有者の感情を逆に逆なでしているようにも感じるわけですが、そういう中でこの道路の総延長は2.3キロメートルで、35億円もの多額の金額を費やしても道路が完成しなければ無駄な事業になってしまうわけですが、この用地を得ることができない場合は、路線変更や土地収用法も含めどのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今の時点ではそういったことは考えておりませんが、誠心誠意、

私も含めてその交渉に当たりたいと、そのように思っているところでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） よく立つ鳥跡を濁さずということでございますが、皆さん方それぞれ任期がある中では、せっかく始まった道路計画、任期中にぴしっと完成させていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 6分

再開 午後 1時10分

○副議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力をよろしくお願いたします。

先ほど、建設課長より発言の訂正したい旨の申出がありましたので、発言を許可します。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、先ほど、高橋利彦議員よりご質問のございました大きな項目4番の銚子連絡道路についてということで、そのうち（1）でございます。道路の構造についてでございますが、上の道路の幅員はというご質問のときに、私、申し訳ございません、片側一車線で路肩を含めて7.5メートルというようなお答えをさせていただいておりましたが、9.5メートルと修正したいと思います。よろしくをお願いします。申し訳ございませんでした。

◇ 宮 澤 芳 雄

○副議長（飯嶋正利） 引き続き、宮澤芳雄議員の一般質問を行います。

宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（11番 宮澤芳雄 登壇）

○11番（宮澤芳雄） 議席番号11番、宮澤芳雄です。

旭市議会第4回定例会におきまして一般質問を行います。

新型コロナウイルスの発生を耳にして1年が経過しました。経済も非常に大きな打撃を受けているところです。一日も早い終息を願いたいと思います。また、日本では、国を挙げて東京オリンピックに期待をしているところですが、残念ながら1年間延期をされました。

旭市でも、ぜひこの東京オリンピックに合わせて、何か便乗して市を盛り上げるイベントをしたいということで様々な取組がされています。中でも世界ジュニア大会の選手選考会というのを、最終選考会、それから一次予選と、旭市の体育館で行われます。その中で、成長した子どもたちが東京オリンピックの代表選手に決定しているわけでありまして、輝かしい色のメダルを取ってくれることを期待したいと思います。

また、次の世代の選手も非常に有力な選手が、世界から注目されるような選手の成長がありまして、次のパリオリンピックでは、恐らくメダルの最有力候補だろうという選手が、先日、旭市を訪れていろいろとリフレッシュタイムだということに来てくれました。そんな中で、4人の選手が旭市の体育館で小学生を相手にプレーを披露してくれまして、事業強化本部長宮崎さんの解説の下にいろいろと指導をいただきました。ありがたいことだと思います。日本卓球協会藤重会長が旭市の市長には心から感謝をしたいというお言葉をいただいております。本当に、市には感謝したいと思います。ありがとうございます。

それでは、質問を行います。

質問は大きく分けて3点であります。

1番目として、高齢者世帯の対応についてお尋ねします。

(1) 見守りについて。

近年、人口減少が進み、高齢者世帯が増えています。独り暮らしの世帯の把握を市ではどのようにしているのか、またその世帯の見守りはどのように行われているのかお尋ねします。

(2) ごみ出しについて。

高齢者世帯にとっては、生活ごみをごみステーションまで運ぶことが大変な負担になっています。特に、車のない世帯では自分で運ぶことができず、業者に委託せざるを得ない方もいます。一月3,000円程度で運搬を代行すると試算する業者もあるとのことですが、高齢世帯には大きな負担となります。年齢や条件付でその一部を補助できないでしょうか。お尋ねします。

2点目、生活保護について。

(1) 生活困窮者自立支援制度について、これはどのような制度なのかお尋ねします。
大きな3点目、人口減少の対策について。

(1) 市内の区制度について。

干潟地区は人口に対して区の数が多いため、世帯数の少ない区があります。そのため、区長を複数回せざるを得ない人のいる区もあります。そして、近年の人口減少により将来的に世帯数はさらに減少することと思われま

そこで、現在、市内の区の数、世帯数の少ない区の数はいくらなのかお尋ねします。

(2) 出会いコンシェルジュについて。

自治体の主催するコンシェルジュは、安心して参加できると大変好評です。参加者の期待に応えるためにと、各自治体では様々な努力がされています。

そこで、旭市の取組についてお尋ねします。

参加者の募集の方法、登録人数、その際の条件、イベントなどや旭市としての特色をお聞かせください。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） それでは、私からは1番目の高齢者世帯の対応についての

(1) 見守りについてお答えいたします。

まず、独り暮らしの世帯の把握とその見守りをどのように行っているかというご質問でございます。

市では、地域の民生委員や地域包括支援センターに協力をお願いしまして、見守りの必要な65歳以上の独り暮らしの世帯及び75歳以上の後期高齢者のみの世帯について報告を受け、台帳を整備しております。なお、この世帯による世帯数は、令和2年11月1日現在で独り暮らしの高齢者の世帯は890世帯、後期高齢者のみの世帯は153世帯となっております。

また、これらの世帯の見守りでございますが、緊急通報装置や配食サービスによる見守りを行っております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、私のほうからは(1) 高齢者世帯の対応についての

(2) ごみ袋の回収、ごみ出しについてお答えします。

高齢者世帯におけるごみの運搬がご負担になっていることは理解しておりますが、ごみの

回収費用を負担するという制度がありませんので、現状での補助は難しいと考えております。

しかし、この対策の一つとしましては、ごみステーションの移設や増設により高齢者世帯の近くにごみステーションを設置する方法が考えられます。ごみステーションを設置する際の要件としましては、ごみステーションの管理者を設けていただきまして、原則として10世帯以上の利用者を対象に設置が可能となっております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 私のほうからは、2の（1）生活困窮者自立支援制度について、どんな制度かについてお答えいたします。

本事業は生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成27年度より実施している事業であります。内容は、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的としています。

生活に困窮している方が生活保護に陥らないよう、その前の段階でいち早く自立できるよう相談支援員が相談に応じ、支援へとつなげていくセーフティーネットとして機能するものでございます。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな3番、人口減少の対策のうち、（1）の市内の区制度についてお答えいたします。

現在の市内の行政区の数は147区ありまして、そのほかに自治会といわれるものが9団体ございます。

また、世帯数の少ない区の数ですが、50世帯未満の区は全体で42区ありまして、そのうちの23区が干潟地域の行政区となっております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 私のほうからは、3の（2）出会いコンシェルジュのこれまでの取組等についてお答えいたします。

出会いコンシェルジュは平成19年度に設立し、様々なイベントを開催するなど、出会いの場を提供し、今年で14年目となります。

男性は会員登録を必須としており、市内在住、在勤または在住予定者の20歳以上の方とし

ています。女性につきましては、気軽に参加いただくためにも、登録有無にかかわらず、イベント等への参加を可能としております。令和2年10月末の会員登録者数は、男性178人、女性20人となっております。

イベントの情報は、会員へのメール配信のほか、市内施設、事業所などにチラシの掲示、市ホームページやフェイスブック、情報誌への掲載などで発信しています。より気軽に参加してもらえるイベントを目指し、毎回趣向を凝らし企画しています。

今年度は感染症拡大防止のためイベントの開催を見合わせておりますが、昨年度は7回開催し、いずれもととても好評で、参加者数は162人でした。イベントの運営は委員が中心となり実施しており、緊張している参加者を和ませるなど、参加者間のかけ橋となっております。団体推薦の委員が任期満了後も引き続き活動したい、今まではイベント参加者だったが、今後は委員として携わりたいなどと公募委員として現在も意欲的に活動されている方もいらっしゃいます。参加者の気持ちを酌むこともでき、とても心強いサポーターとなっております。

以上でございます。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） それでは、1番目から順次、再質問を行います。

（1）見守りについて、緊急通報装置や給食サービスを利用しない世帯というのは、見守りは行われていないのでしょうか。質問いたします。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 緊急通報装置や配食サービスを利用されておらず、要介護や要支援認定を受けていない世帯につきましては、社会福祉協議会及び地域包括支援センターに依頼し、訪問調査を行っております。なお、高齢者の状況により、地域包括支援センターが訪問を継続し、介護サービスをつなげたり、福祉制度の利用支援を行っております。また、高齢者と接する機会の多い民間事業者と協定を結びまして、日常の業務中に見守りを行っていただく高齢者見守りネットワーク事業も行っているところであります。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

これまで、高齢者、独り暮らしの高齢者という世帯は、一番頼りにしていたのはご近所、特に両隣のうちだと思っておりますけれども、これまで見守ってくれていた側の方が自らがもう

高齢者となってしまって、見守られる側に代わってしまったり、あるいは隣のうちが空き家になってしまったりと、非常にその環境が一変すると思います。

そんな中ですから、市の取組は非常にありがたいと思いますので、さらに継続して頑張っていたきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

(2) ごみ出しについての再質問いたします。

10世帯まとまれば、ごみステーションを設置できるという回答でしたけれども、この設置に当たって、誰が取りまとめてどこに申請をどのようにしたらいいのかお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、お答えします。

環境課にごみステーション設置申請書がございますので、10世帯まとまりましたら、区内での調整も必要かと思いますが、ごみステーションの管理者とあと設置場所を決めていただき、区長またはごみステーションの管理者の方が取りまとめまして環境課のほうへ申請いただくことになっております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） ありがとうございます。非常に高齢者にとっては大変ありがたいことだと思います。ぜひ申請がありましたら、丁寧に対応していただきたいと思います。

それでは、大きな2番について再質問いたします。

ただいま説明をいただきましたけれども、この制度の詳しい内容について、また手続きについてお尋ねいたします。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 生活困窮者自立支援制度の詳しい内容と手続きについてということでお答えいたします。

この制度の支援の内容でございますけれども、まず自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、住居確保給付金事業、以上の4項目から成っております。

それぞれについての具体的な内容です。

まず、自立相談支援事業は、生活困窮者の相談に応じてプランを作成し、関係機関への同行訪問や就労支援等を行うものです。二つ目の就労準備支援事業は、一般就労に就くことが困難な方に対して、就労に従事する準備としての基礎能力を身につける支援を行うものです。三つ目の家計相談支援事業は、家計管理がうまくできない方の家計再生計画やプランを作成して支援するものです。四つ目の住居確保給付金事業は、休業等により収入が減少し、住まいを喪失するか喪失するおそれのある方に就職の支援とともに家賃助成を行うものです。そして、これらの事業を活用して総合的に支援を行っております。

また、相談や支援については、旭市社会福祉協議会が窓口となっておりますが、市への生活困窮の相談があったときは、相談者の状況をよく聞き取った上で、この制度の支援が必要な場合は社会福祉協議会へ相談を受けていただくよう案内をさせていただいております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

直近3か年の実績といたしましょうか、相談者の数と実績が分かりましたら教えてください。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） それでは、ここ3年間の相談の実績ということでお答えいたします。

この制度に関する全体の相談受付件数は、平成30年度93件、令和元年度106件、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現時点で393件と例年よりも相談件数が増加しております。なお、今年度の主な支援等の内訳ですが、支援計画の策定が74件、就労支援が32件で、そのうち就労を開始した方が15件となっております。そのほか住居確保給付金や総合支援資金等の貸付けの相談も総合的に行っておりまして、本事業は生活困窮者を支援へつなげていくためのセーフティーネットとなっているものと考えております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

今、本当にいい説明がありました。自分、何でこれを一般質問でお尋ねしたかという、いろいろ民生委員時代に生活保護の相談を受けました。それで、本当に必要な方もいるんですけれども、生活保護がなければ命に支障があるという方もいるんですけれども、実は生活

保護の意味を理解しないでいる方もいらっしゃいました。

それで、本当の幸せとは何だろうかと考えたときに、生活保護で生活する必要があるんですけども、そうではなくて、やっぱり働いて収入を得て生活するということに真の幸せとか喜びとかそういうものがあると思うんですけども、そういったところの境の人をこれまで助けるという方策がなかったんですね。それで近年、そういったシステムができたということで、非常にすばらしいので、その内容をお尋ねしました。ありがとうございました。今後も頑張っていたきたいと思います。

それでは、続いて、大きな3点目の(1)市内の区制度について再質問します。

世帯数の減少に伴い、これまで市民から何か要望があったかどうか分かりましたらお尋ねします。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 要望ということでございますが、区への加入率を上げるために、市としても新しく転入された住民を勧誘してほしい、こういった要望がございました。

市としましては、転入されたときに行政区に加入してもらうための案内のチラシを配るなどの対応を行っているところでございます。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） 区長の負担を軽減するため、市ではこれまでどのようなことを行ってきたのか、また、これからの対応策などありましたらお聞かせください。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えします。

区長の負担を軽減するため、区長の仕事の概要などを取りまとめました区長ハンドブック、これを作成して配付しております。それを活動の参考にさせていただいているところでございます。

また、市の職員の中から行政連絡員というものを任命しまして、各区に担当する職員として割り当てておりまして、区長への回覧物、こういったものを定期的に直接届けております。そのほか、区長との連絡調整や要望、相談などを受け付けているところでございます。

今後もこういった対応をしっかりと続けながら、区長の負担を少しでも軽減していければ

いいなというふうに考えております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） すみません、区の統廃合をという要望はありましたでしょうか。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 統廃合というご質問でございますが、区ですとか自治会等の統合につきましても、地域の住民の皆さんの意見、あるいは合意形成というのが大変重要なのかなと思っております。

市としましては、そういったご要望があった場合には、規約の制定方法、あるいは取り決めておくべき事項などについて助言をするなど、統合した後の運営が円滑に推進されるように必要な支援をしっかりと行っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） ありがとうございます。区の統廃合に関しては、当然、区民の感情等もあります。当然、その区の中からもいろいろ意見が出て取りまとめて統合するのかなと思うんですけども、そういった要望があったときは、ぜひ市としても対応をお願いしたいと思っております。

それでは、（2）番の出会いコンシェルジュについて再質問いたします。

過去にたしか自分の記憶が正しければ、職員がいろいろな勉強会に出向いたというケースがあったと思うんですけども、近年では、この市町村の取組の出会いコンシェルジュ、非常に好評なんですけれども、行き詰まってしまったり、非常に難しいから取りやめると、そういった市町村もあると聞いています。

現在旭市では、その近隣の市との連携とか情報交換というのはやっているのでしょうか。お尋ねします。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 情報収集についてということだと思います。

現在、視察等は実施していませんが、インターネットを活用して他自治体の状況や専門業者が実施しているイベント等を参考にしたり、近隣市には直接電話等をさせていただき、開

催の状況や成果などの情報交換をしております。

今後、機会があれば視察等も行っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） 県内の市町村、自治体といいたいでしょうか、非常に努力しているんですけども、なかなかその実績が上がらないということを目にするんですけども、旭市はだいぶ頑張っているわけですけども、その結婚の報告といいたいでしょうか、実際にあった、結婚しましたという連絡があった数、分かりましたらお願いしたいと思います。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） お答えいたします。

令和元年度までの会員の結婚数ですが、113人です。そのうち、イベントがきっかけで結婚された方は32人となっております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） ありがとうございます。これ、大変な数字、大きな成果を出していると思います。また、イベントに参加して現に結婚まで結びつかなくても、参加することによって、今後、異性との交際の仕方が分からないとか異性と話すことが苦手だという人が、恐らくこのイベントでだいぶ経験を積んでいいたいでしょうか、経験してその後の婚活に非常に役に立ったということはあると思います。

この婚活自体が大きな社会貢献だと思います。この市の取組の中でも本当に素晴らしい企画だと思います。こんな企画を長い間続けていいたいと思いますが、どうでしょうか。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） お答えいたします。

近隣では婚活事業を廃止した自治体もありますが、旭市では今後もイベントの開催方法、周知方法など委員の意見を取り入れ、積極的に事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

◇ 平 山 清 海

○副議長（飯嶋正利） 続いて平山清海議員、ご登壇ください。

（2番 平山清海 登壇）

○2番（平山清海） 議員番号2番、平山清海でございます。

令和2年第4回定例会において、一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。

今回、私からは4項目5点、質問させていただきます。

まず、第1項目め、農業用廃プラスチックについてです。

現在、使用済みとなった農業用ビニールハウスなどの農業用廃プラスチックについては、ちばみどり農業協同組合、市内機材業者、市内農業者により組織している旭市農業用廃プラスチック対策協議会により回収し、県内の廃棄物処理事業者に処理を委託しております。

年度ごとには処理量の増減はありますが、今般、中国等におけるプラスチック等の輸入禁止措置などにより、国内において廃プラスチック処理量が増加していることに伴い、処理単価が上昇傾向にあります。

このような状況の中、農業用廃プラスチックの処理を委託している事業者側からも処理量の増加や施設の老朽化に伴い、処理単価を引き上げざるを得ない状況にあるとのことであり、令和2年度の処理単価の増額が提示されたところにあります。

この件について2点お伺いします。

まず、一つ目です。処理単価の増額により農業者への負担が増加することで、農業用廃プラスチックの円滑な回収に支障を来し、ひいては環境保全にも影響が生じることが懸念されています。これについてどうお考えでしょうか。お聞きします。

二つ目、（2）ですね、これは要望になりますが、現在、銚子市野尻町に建設が進められている東総地区広域ごみ処理施設におきまして、当協議会が回収している農業用廃プラスチックの受入れについて対応していただきますよう要望いたします。

続いて質問事項2番目、道の駅季楽里あさひについて伺います。昨今、生産者同士のいざこざや従業員とのトラブルの話が多く耳に入ってきます。また、従業員の待遇に対する不満の声も出てき始めているようです。株式会社季楽里あさひの株式の7割を市が有しているわけですから、実態を把握し、問題があれば正しくしていく必要があるかと思えます。現在は、常駐ではなくても定期的な市の職員の派遣等は行っていますでしょうか。伺います。

続いて質問事項3番目、デマンドタクシーについて伺います。

運用開始から約半年が経過しましたが、住民の皆様の利用状況と利用者の年齢、性別など

のデータは伺えますでしょうか。教えていただきたいと思います。

最後に、質問事項4番目、通学路について伺います。矢指地区の飯岡片貝線ですが、大型車がひっきりなしに走っています。歩道のまず広いところで側溝を入れて1メートル30センチ程度、狭いところでは70センチ程度です。非常に危険である上に、子どもたちにとっては目線の高さを大型トラックのタイヤが走り抜けており、非常に怖い感覚になるのではないかと思います。対策を伺います。また、旭中央病院南側、ハニービーいとう付近は、狭いところで55センチ程度の幅で白線もないところもあります。昨今、全国各地で自動車の操作ミスにより痛ましい事故が多く多発しています。我々のまちでこういった事故が起きる前に何らかの対策が必要かと考えます。

以上、4点5項目、よろしく願います。なお、再質問は自席で行います。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、私のほうからは、まず農業用廃プラスチックにつきまして、環境への影響ということで回答させていただきます。

市の農業用廃プラスチックの処理につきましては、JAなどの施設を利用しまして収集した後、県、全農ちば、市町村等が出資する千葉園芸プラスチック加工株式会社へ搬入し、共同処理をしております。

国外への排出規制等に伴う処理量の増加に対しましては、処理業者において引き続き処理が可能ということで伺っております。今後の資源の有効活用や農村の環境の保全、園芸施設の健全な発展を図るため、県、農協、農業者との連携を図りながら共同処理を継続して実施していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（飯嶋正利） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 私のほうからは、（2）の東総地区広域ごみ処理施設での受入れについてお答えいたします。

まず、農業用廃プラスチックにつきましては、産業廃棄物の区分に該当いたします。広域ごみ処理施設につきましては、国からの交付金を受けて一般廃棄物処理施設として建設していることから、農業用廃プラスチックを処理する場合には目的外使用となり、国の承認を受ける必要がございます。

また、前提条件として当該施設の処理能力に余裕がなければ受け入れることができませんが、稼働当初の数年間には当該施設に搬入されるごみ量の増加も見込まれることから、現状に

おける農業用廃プラスチックの受入れにつきましては難しい状況であるとのことですので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは私のほうからは、まず大きな2点目、道の駅季楽里あさひについての市の職員の常駐についてお答え申し上げます。

株式会社季楽里あさひには、市からの常駐職員はおりません。しかしながら、担当職員が頻繁に現場を訪ね、施設の運営状況を確認し、情報の共有をしております。毎月行われる役員会には市の職員を派遣し、出荷者協議会の役員会にも職員を同席させているところです。

これとは別に、株式会社季楽里あさひからは、毎月の売上げのほか、会社で発生する様々な問題についてもその都度報告を受けておまして、生産者や従業員の件についても市は情報を得ています。社長である市長からは、問題の解決に向けて取り組むよう指示しており、現在、駅長を中心に対応に当たっているところでございます。

続きまして、大きな3点目、デマンドタクシーについて申し上げます。

まず、登録者人数ですけれども、デマンド交通は市内を3地区に分けて通行しておりますので、11月27日現在の運行区域ごとにお答えいたします。

旭南地区は311人、干潟旭北地区は190人、海上飯岡地区は251人、合計で752人の方に登録していただいております。利用状況につきましては、年齢、性別などのデータを含めシステムで管理しております。利用状況につきましては、10月末時点でお答えいたします。利用者数は197人、延べ人数では2,135人となります。利用者数197人の性別の内訳は、男性が48人、女性が149人、年齢別につきましては、年代別でお答えさせていただきます。10代が2人、20代から50代が11人、60代が16人、70代が59人、80代が96人、90代が13人です。

以上でございます。

○副議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、4項目め、通学路についてということで、私からまずは回答をさせていただきます。

議員、すみません、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、飯岡矢指の地区は飯岡一宮線よろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬博久） 片貝線……

(発言する人あり)

○建設課長(加瀬博久) ええ、一宮線でよろしいですか。

(発言する人あり)

○建設課長(加瀬博久) すみません。では、矢指地区の飯岡一宮線と中央地区の旭中央病院の南側の市道の歩行者の安全対策についてというような内容だったと思います。

まず、矢指地区の飯岡一宮線についてお答えします。市といたしましては、県道などの危険箇所につきましては、毎年、千葉県海匠土木事務所へ交通安全対策を進めていただくよう要望しているところでございます。

飯岡一宮線につきましては、通学路として使用している児童・生徒の安全確保のため、路側帯のカラー舗装の延伸をお願いしているところでございます。

今後は、学童注意、あるいは警戒標識の設置、学童注意の路面標示です、あとは警戒標識の設置、さらには歩行空間の確保ができるよう安全施設による対策を講じることができないか、県と協議を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、中央地区の旭農業高校から旭中央病院までの南側市道についてでございますが、現在、歩道の整備を進めるため事業に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○副議長(飯嶋正利) 学校教育課長。

○学校教育課長(加瀬政吉) 学校教育課から4、通学路についてお答えいたします。

学校教育課では、旭警察署、海匠土木事務所、建設課、市民生活課、PTAと連携し、順番に毎年5校ずつ小学校区の通学路安全点検を実施しております。

矢指小学校区は昨年度に点検を実施し、点検結果を基に除草作業や交差点の待機場所にボールの設置などを行いました。

飯岡一宮線については、小学生は40名程度、中学生は10名程度が登下校時に利用しています。議員ご指摘のとおり、トラックなどの大型車の交通量が多いこともあり、各学校では、できる限り北側の交通量の少ない道路を通過して登下校するよう指導しております。

次に、中央小学校区の通学路点検ですが、2年前に実施しており、その結果を基に、路側帯部分にカラー塗装をしたり、信号機の設置を要望したりしているところです。

中央病院の南側道路については、小学生は35名程度、中学生は20名程度が登下校時に利用しています。こちらも、議員ご指摘のとおり、道幅が狭く、道路南側の白線が引かれた路側帯を通過して登下校しています。

その際、各学校では、ふざけたりせず、一列になるとともに、安全に十分注意して登下校するよう指導しています。

以上であります。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員、そちらでの席のときはマスクを着用をお願いします。
(発言する人あり)

○副議長（飯嶋正利） マスク着用で。
(発言する人あり)

○副議長（飯嶋正利） 改めて、平山清海議員。

○2番（平山清海） それでは、1から順次、再質問させていただきます。
農業用廃プラスチックについて。

去年は、軽トラ1台で約8,000円でした。今年は3万2,000円、4倍もの値段になってしまいました。市からの助成の増額ができないか伺います。お願いします。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。
農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 廃プラスチックの助成額の増額ということでお答えさせていただきます。

現在、共同処理をしました農業用廃プラスチックの処理料金につきましては、県、全農ちば、市、農業者の4者にて負担をしております。今年度の処理料につきましては、1キログラム当たり89.6円となっております。県、全農ちば、市が各10円、残り59.6円を農業者が負担しております。市からは、このほかに協議会の取りまとめや運搬などの活動に対して、補助金としまして1キログラム当たり1円の負担をしているところでございます。

助成額の増額につきましては、県と農協も含めた協力体制が必要であると考えますので、今後、対応について協議を図ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員。

○2番（平山清海） では、再々質問です。

やはり値段が高いせいか、今年は廃プラの集まる量が昨年に比べ減っていると聞いています。収集率を上げるために、ぜひ助成額の増額ですか、お願いしたいと思います。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 増額につきましては、先ほどご答弁させていただきましたが、関

係機関との調整を図りまして協議させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員。

○2番（平山清海） ぜひお願ひしたいと思います。

それでは、（2）の東総地区ごみ処理場なんですけれども、個人的には対応してもらえるのか、また対応してもらえたとしたら、それには助成金とかは出ないんでしょうか。お聞きします。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、ただいまの質問に対してお答えします。

個人的にはということは、個人で搬入した場合ということでございましょうか。

（発言する人あり）

○環境課長（高根浩司） はい。

農業用廃プラスチックに関しましては、個人であってもやはり産廃という扱いになりますので、ちょっと受入れが厳しいのではないかと思います。また、施設自体が3市の施設でありますので、これから協議、3市、ほかの2市の考え方、意見もありますので、そちらのほうと話し合っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員。

○2番（平山清海） ぜひとも、個人的にも受入れをお願ひしたいと思います。

続きまして、2番の道の駅について再質問いたします。

従業員の待遇に対する声も出てき始めているようですが、従業員の給与形態、例えば固定給なのか、昇給の有無、アルバイトの雇用等、把握されていますでしょうか。質問いたします。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 正社員の賃金につきましては、就業規則で定めた賃金規程によりまして支払われております。社員の実績や勤務成績、会社の業績等により昇給や賞与の支給もございまして。パートタイマーにつきましても、同様に就業規則において時給制とし、その金額は勤続期間や地域の賃金相場等を考慮して決定しております。

また、お盆期間中ですとか年末年始、あるいは、ゴールデンウィーク等の勤務には、割増

賃金を支給しております。なお、本年4月と5月に新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言中、感染リスクを負いながら従事したパートタイマーを含めます全従業員に対して特別手当を支給などもしております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員。

○2番（平山清海） 何か私のところには、給料が安いというようなことが結構入ってきます。

また、再々質問になりますけれども、週に1日でもいいですから、市役所の職員を、従業員、アルバイトの方々がどういった仕事をしているのか、実際に確認し、把握していただきたいと思います。これについてまた回答をお願いします。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 市の職員の常駐、まあ週に1回でもということですが、市の職員を常駐させようとするのと、株式会社季楽里あさひは営利法人であり、市の職員を派遣することには法的に様々な課題がございます。生産者や従業者の問題については、まずは会社及び出荷者協議会が自ら解決すべきと思われませんが、先ほども申し上げましたように、市も頻繁に職員を訪問させてサポートしているところでございますので、ご了承願いたいと思います。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員。

○2番（平山清海） 頻繁に行っている割には、私、会ったことないんですけども。本当に、30分、1時間じゃなくてももう少し長い間、長い時間仕事っぷりを見ていただきたいなと思います。これは回答いいです。

次に、デマンドタクシーについてであります。

利用登録は常時受け付けているのでしょうか。お聞きします。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 利用するに当たっての登録の受付につきましては、現在も受け付けておりますし、年間を通して行っております。持参していただく場合は市役所の開庁日、開庁している時間帯に限りませんが、郵便やファックスについては年間を通して随時受け付けておるところでございます。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員。

○2番（平山清海） 私もいつか歳を取ったら利用してみたいと思います。

デマンドタクシーについては、これで終わります。

それでは、4の通学路について伺います。

旭農業高校南側の歩道整備について、進捗状況はどうなっていますのか、カーブのところが非常に危険ですので、お答えをお願いします。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、質問にお答えいたします。

旭農業高校の南側のカーブというところを含めまして進捗状況でございますが、ただいま民地部分の地権者と旭農業高校に対しましては用地買収が必要となることから、用地取得に向け、交渉や協議を進めているところでございます。

今後も歩行者の安全確保のため、歩道が早期に整備できるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員。

○2番（平山清海） 用地買収が済み次第、早急に整備に取りかけられるよう準備を進めていただきたいと思います。

また、中央小学校付近の横断歩道についても、白線が消えている箇所があるようですが、認識はされておりますでしょうか。伺います。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） ただいまの中央小学校の付近の白線等が消えかかっているということでございます。まず、白線に関しましては、再度、うちのほうでもまた確認をさせていただきたいと思います。道路パトロール等で確認はしているつもりなんです、もし漏れているところがありましたら、今後、対応を検討したいと思います。

なお、歩道等の白線もございしますが、歩道等は規制にかかるものなので、規制にかかると今度、公安委員会の担当になってしまいますので、管理者にこちらから要望してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員。

○2番（平山清海） よろしくお願ひしたいと思ひます。

実は、昨日ちょっと先輩に言われましてね、横断歩道の線が見えないところがあるというので、私、昨日見に行ってきました。中央小学校の東側正門のところ、丸つきり白線が、横断歩道の白線が消えています。また、小学校の周り、まち中も含めてちょっと見てきました。やっぱり白線が見えにくいところが多数ありまして、すぐにでも白線を引いてもらいたいと思ひます。子どもたちの命がかかっていることですので、早急に対処してもらいたいと思ひます。歩行者や子どもたちのため、事故が起きてからでは遅いので、早急に取り組んでもらいたいのでよろしくお願ひします。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） いろいろすみません。ご指摘をいただきましてありがとうございます。早急にも建設課のほうで道路を確認しまして、対応を含めまして検討いたします。

以上でございます。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○副議長（飯嶋正利） これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時05分

令和2年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第4号）

令和2年12月3日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第1 議案上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 議案の補足説明

追加日程第4 議案質疑

追加日程第5 常任委員会議案付託

出席議員（17名）

1番	片桐 文夫	2番	平山 清海
3番	遠藤 保明	4番	林 晴道
6番	米本 弥一郎	8番	宮内 保
9番	高木 寛	10番	飯嶋 正利
11番	宮澤 芳雄	12番	伊藤 保
13番	島田 和雄	15番	伊藤 房代
16番	向後 悦世	17番	景山 岩三郎
18番	木内 欽市	19番	佐久間 茂樹
20番	高橋 利彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	山 崎 剛 成
行 政 改 革 推 進 課 長	宮 内 敏 之	総 務 課 長	伊 藤 憲 治
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
税 務 課 長	伊 藤 義 一	市民生活課長	遠 藤 泰 子
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	在 田 浩 治
健康管理課長	遠 藤 茂 樹	社会福祉課長	椎 名 隆
子 育 て 支 援 課 長	石 橋 方 一	高 齢 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳
商工観光課長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	多 田 一 徳
消 防 長	川 口 和 昭	庶 務 課 長	杉 本 芳 正
学校教育課長	加 瀬 政 吉	生涯学習課長	八 木 幹 夫
体育振興課長	柴 栄 男		

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（伊藤 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（伊藤 保） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 米 本 弥 一 郎

○議長（伊藤 保） 通告順により、米本弥一郎議員、ご登壇願います。

（6番 米本弥一郎 登壇）

○6番（米本弥一郎） 皆さん、おはようございます。議席番号6番、米本弥一郎です。

新型コロナウイルス感染が世界的にも国内でも拡大している中で、本市での感染は限定的です。市民の皆さんの感染防止の取組に感謝を申し上げ、医療・福祉関係者をはじめとする日々の生活を支えてくださっている方々に敬意を表します。

今回は、これまでの本市の新型コロナウイルス対策を検証し、今後に生かしたいと考えますので、簡潔明瞭な答弁を求めます。

1点目は、商工業、農水産業への経済的支援について伺います。

本市独自の飲食店等緊急支援給付金、中小企業者等事業継続支援金、農水産業経営継続支援金の実績と、この事業効果をどのように評価しているのか、商工業、農水産業者の現在の経営状況はどうか伺います。

2点目は、福祉・医療・健康増進への支援について伺います。

特別障害者等支援給付金、福祉事業所支援金、介護事業所支援金、家族介護支援給付金給

付、医療機関支援金と、社会福祉協議会の緊急小口資金、総合支援資金、住居確保給付金の申請、給付の状況を伺います。

あわせて、障害福祉事業所、介護サービスの状況と、インフルエンザ予防接種の助成状況を伺います。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、ご答弁申し上げます。

まず、私どものほうからは、商工観光課で実施しました二つの支援事業の結果について申し上げます。

まず、飲食店等緊急支援給付金は、申請期間が5月18日から7月31日で行いました。給付事業者数は307件、給付金の合計は3,070万円でございます。

続きまして、第2弾として実施しました中小企業者等事業継続支援金は、申請期間が7月1日から9月30日、給付事業者数は1,306件でございます。支援金の合計は2億1,110万円で行いました。

それと、この事業の効果ということでございましょうか。

（発言する人あり）

○商工観光課長（小林敦巳） 緊急事態宣言の発令に伴いまして、飲食店や観光事業等をはじめ様々な業種で活動の自粛、休業要請などが行われた中、経済活動が停滞した状況を鑑み、国や県の支援の状況を踏まえつつ、いち早く、また適切に支援ができたものと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは農水産課のほうから、まず農水産業経営継続支援金につきましてお答えさせていただきます。

農水産業経営継続支援金につきましては、7月1日から9月30日の申請期間で行いました。給付件数につきましては237件、給付金の合計額が4,140万円でございます。

今回の支援金は、国の緊急事態宣言により経営に深刻な影響を受けた農水産業者に対し、緊急的に支援できるよう予算を確保し、対応したものでございます。

2点目としまして、農水産業の状況でございますけれども、現在の状況につきましては、生産する作物の転換や販売方式の変更、また家庭内消費が安定して増えてきていることがあ

ることから、売上げは回復傾向にあると考えております。

引き続き国等の動向を注視しながら、県やJA等関係機関と連携し、農水産業者の経営安定への支援を図ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 1の（2）福祉・医療・健康に対する支援について、社会福祉課が所管するそれぞれの事業について、現在の状況をお答えいたします。

まず、特別障害者等支援給付金ですが、該当する対象者198人全員に対する給付を10月30日までに完了しております。

旭市福祉事業所支援金につきましては、申請を受付した57事業所に対して順次給付を行っております。

次に、緊急小口資金、総合支援資金、住居確保給付金ですが、11月20日現在の状況でお答えいたします。

まず、緊急小口資金の申請件数は209件で、貸付金総額は4,064万円、総合支援資金の申請件数は81件で、貸付金総額は4,941万円、住居確保給付金の申請件数は26件で、給付金総額は365万6,000円となっております。

これら制度の相談や申請は、窓口である社会福祉協議会へ依然として寄せられておりますが、5月、6月にあったような急増は現在のところ見られなくなっております。

次に、障害福祉事業所の状況ですが、障害福祉サービスを利用される方は施設でのケアが必要であり、施設に行かずに自宅にとどまっていることのできない方もいらっしゃいます。そのため、障害福祉施設はサービスを休止せずに、感染症対策に十分注意を払いながら、通常の運営を継続しております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 私からは、高齢者福祉課が所管する二つの支援金給付事業の状況と介護サービス等の状況についてお答え申し上げます。

まず、旭市介護事業所支援金でございますが、11月30日をもって該当となる97の全ての事業所からの受付を終了し、現在、順次給付を行っております。

また、旭市家族介護支援給付金につきましては、11月30日現在、156件の申請を受付し、順次給付を行っているところでございます。

次に、介護サービスの利用状況でございますが、現在は緊急事態宣言前の水準に戻りつつ

ありますが、県内でも介護施設でクラスターが発生したことなどもあり、新たにショートステイを利用する場合や施設へ入所する際は、健康状態の確認について慎重に対応をしております。

また、介護サービスに従事する職員の方には、感染予防を徹底していただいております。県内の感染者拡大が懸念されていることから、施設に入所されている方の面会も引き続き制限されている状況となっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 私からは、医療機関支援金の申請状況とインフルエンザ予防接種の助成状況についてお答えいたします。

まず、旭市医療機関支援金は、予算で予定した77件のうち、現在までの受付件数は48件、960万円でありまして、内容としましては、医科が35件中21件、歯科が42件中27件となっております。

続きまして、インフルエンザに対する予防接種の助成ですが、今年度は、従来行っている65歳以上の方に加え、国が接種勧奨を行っている重症化リスクの高いとされる方々へも範囲を拡大し、助成を行っております。

10月現在の接種状況でございますけれども、今回新たに助成対象となった方の接種率は34%となっております。また、従来から助成を行っている65歳以上の方では、昨年同時期の接種率14.7%に対し、今年度は43.3%で、28.6ポイント増加しております。今後の新型コロナとインフルエンザの同時流行を抑える効果も期待できると思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

それでは、（1）の再質問をいたします。

東京商工リサーチが先月全国約1万社に調査したところ、忘年会と新年会を開催しない予定と答えた企業は8,840社で、全体の87.8%に上ったとの報道がありました。個人的なことですが、私にも忘年会、新年会の案内は全くありません。書き入れどきがこの状況ですから、飲食店の苦境が身につまされる思いです。

また、商工業、農水産業者は、年末の支払い時期となります。これらの支援策を伺います。アルバイトやパートなど非正規労働者数は、前年同月比85万人減り、8か月連続の減少、

男女別では女性の減少幅が大きい。女性の就業が多い宿泊、飲食業をコロナの影響が直撃しているのが要因と見られるとの報道もあります。

自殺者は、7月以降、4か月連続で前年より増加しています。特に女性の自殺が増加しており、失業が原因の一つではないかと考えられています。

雇用への支援はどのようなものがあるかお伺いします。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、ご答弁申し上げます。

この年末の苦しい中の資金繰りの支援はどうかということだったと思います。

まず、私どものほうでは、事業者の資金面における支援策につきまして、実質3年間無利子での借入れが可能なセーフティネット保証融資、これは今年、だいぶ件数が伸びております。今後も引き続きご案内したいと思います。また、旭市で単独で利子補給を実施しております旭市中小企業資金融資制度、これら有利な融資制度の紹介を引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、雇用保険に関してでございますが、これは国の事業でございますが、事業主へ助成する雇用調整助成金、それから中小企業者の、これは労働者ですね、労働者に対する休業支援金の紹介、この辺もたしか拡大して、期限を延長して実施していると思います。この辺も紹介したいと思います。また、総合的な労働相談の窓口である千葉県の労働局、またハローワーク等のご案内も併せて行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、農水産課のほうからお答えさせていただきます。

農水産業者の皆様に対しましては、国・県等による高収益作物次期作支援交付金をはじめ、雇用対策や販売促進、各種の融資など様々な事業が用意されておりますので、現在のところ、市独自による追加的な支援は考えていません。

引き続きこれら国・県等の支援策の周知を図るとともに、相談等があった場合には、丁寧に該当する事業のご案内をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

(2) の再質問をいたします。

インフルエンザ予防接種の接種率が増加しているとの答弁がありました。新型コロナとインフルエンザの同時流行を防ぎ、自分の命と健康、地域医療を守ろうという市民の皆さんに重ねて感謝を申し上げます。

明智市長は、かつて結婚式の祝辞で、NHKの元アナウンサー鈴木健二さんの、健康は人間が自分に贈る最高のプレゼントとの言葉を引いて、新郎新婦はもとより、参列者に健康の大切さを説かれました。そして今日、市民の健康を増進する立場となられています。

例年、冬になると、インフルエンザに加え、ノロウイルス、ロタウイルスなどの感染性胃腸炎も流行します。本定例会には、健康管理課から健康づくり課へと課名の変更が提案されています。文字どおり、市民の健康づくりをどのように進めるのか。休止していた事業の再開状況と来年度の予定を伺います。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、休止していた事業の再開状況と来年度の事業はということでお答えさせていただきます。

新型コロナの第1波や国の緊急事態宣言を受けまして、集団で行う各種健診事業や相談支援事業は、一時休止または中止を余儀なくされてしまいました。現在は、検温、消毒の徹底と来場者の体調確認、また場内を一方通行にし、入場制限を行うなどして感染予防に努めながら、一部健診を除きまして、5月中旬より順次再開しております。

育児相談や赤ちゃん訪問などの母子支援事業は、5月中旬より順次再開し、集団での乳幼児健診は6月から再開しております。ただし、乳児に対する健診時期の後ずれはリスクが高まるため、休止はせず、医療機関での個別健診で実施をしております。

また、成人に対するがんの集団検診は中止としましたが、医療機関で個別に実施する大腸がんと前立腺がん検診は8月から開始し、終了期間を延長して、12月まで実施をしております。来年度は、感染予防対策を講じ、実施する予定であります。

あと、来年度ということで、今後のコロナとインフルエンザの同時流行に備え、11月16日より発熱時の相談体制が変更となりました。発熱時の相談先につきましては、今までの保健所から、まずはかかりつけ医に相談することとなりまして、かかりつけ医がない場合、従来の保健所に加え、市でも発熱外来などへ紹介できる体制となっております。

幸い、旭市では感染者が限定的で落ち着いているところですが、今後寒くなるにつれ、さ

らなる感染対策が重要となります。国は今を勝負の3週間と呼びかけ、県も12月22日までを集中的な対策実施期間と位置づけ、日本医師会長は昨日、師走が正念場との発言をされております。

これから年末年始にかけ、さらに注意を要することから、飲食を伴う懇親会や長時間の飲食場面などの注意事項をまとめた感染リスクが高まる「5つの場面」や、寒い環境での換気、保湿対策などをまとめた寒冷な場面における感染防止等のポイントなどを、現在ホームページに掲載しているところですが、さらに広報への掲載に加え、チラシなども作成しまして、市民に対して周知し、さらなる注意喚起を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） それでは、再々質問をいたします。

県内の新型コロナ感染者の多い自治体では、高齢者、施設入所者や職員のPCR検査の助成が広まっています。医療機関、障害福祉事業所、介護サービス施設に加えて、これらの施設で働く医療者や従業員に慰労金を支給する自治体もあります。

県においては、実質無利子・無担保の県制度融資の融資枠が3,000万円から4,000万円に拡大されました。中小企業再建支援金も、売上げ減少の比較期間が12月まで延長され、支給対象も拡大されました。

国においては、雇用調整助成金の特例措置が来年2月まで延長されるようです。ひとり親世帯臨時特別給付金を再支給する方向で調整との報道もあります。社会福祉協議会が窓口の緊急小口資金と総合支援資金の申請期間は来年3月まで延長され、住居確保給付金についても、最大9か月としていた受給期間も延長される方向です。

このように多くの支援策が延長・拡大されるのは、新型コロナの影響が甚大で、今後も長く続くということにほかなりません。コロナ禍で、外出自粛や収入減による不安やストレスが高まり、子どもへの虐待やDVのリスクが高まるとも懸念されています。執行部の皆さんには、あらゆる機会を通して市民の小さな声、声なき声を聞いて、困っている人へ必要な支援を届けるよう強く要望いたします。

市民の皆さん、事業者の皆さんは、終わりの見えない中、身体的・精神的・経済的負担を強いられながら、新型コロナ対策に取り組んでいます。今こそ、市民の命と生活を守るというメッセージの込められたリーダーの言葉が必要です。市長のお考え、決意を伺って、一般質問を終わります。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 旭市としましては、本当にコロナ感染症拡大の阻止のためにいち早く対応してきたところであります。そうした状況の中でも、今第3波と言われる毎日2,500人に及ぶ感染症が日本の中で出ているということもありまして、本当に我々自治体にとっても非常に大変な時期であるなど、そんなような思いでいっぱいであります。

国も今、第3次の地方創生臨時交付金、この国会で通すような動きがあります。国の動き、県の動きをしっかりと見つめながら、我々で、自治体独自でできること、そういったものはしっかりとコロナ対策事業という形でやっていきたいと、そのように思っているところであります。

そんな中で、今考えていることは、先ほどお話がありましたように、飲食店や関係の機関、そしてまた携わってくれている医療・福祉・介護、そういった部分の方々の支援、あるいはまた、今、医療現場が崩壊寸前だとも言われているところであります。そういった中で、旭市が独自の感染症の部屋、病床、ベッド、そういったものを医師会、中央病院と話し合いながら確保したほうがいいのかどうか、そういった部分もしっかりとこれから検討していきたいなど、そのように思っているところであります。

幸い、先ほど来お話がありましたように、旭市は今20人ということで、感染症が止まっているところであります。しかし、いつこうした状況が、この旭市にも感染拡大があるのか分からない状況もありまして、そういった部分ではしっかりと事前にコロナ対策を打っていかなければならないのではないかなど、そんなような思いでいるところであります。

いずれにしても、第3次の国の補正、そうしたものを見極めながら、これから旭市としましてもやっていきたいと、そんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○議長（伊藤 保） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（18番 木内欽市 登壇）

○18番（木内欽市） 18番、木内欽市です。令和2年旭市議会第4回定例会において、一般質問を行います。

まず最初に、新型コロナウイルスについて伺います。

春先から広がり始めた新型コロナウイルス、当初は若い人たちにはあまり感染しないんだとか、暖かくなれば収まるといった楽観論がありました。収まるどころか、日々感染者が増え続けています。昨日、東京都では500人感染しました。500人超えは4日連続です。重症者は過去最多です。

本市では、今まで20名、11月7日以降、感染者は出ておりませんが、ただいま課長の答弁にもありましたように、日本医師会の会長はこの師走が正念場だと危機感をあらわにしております。これからが心配であります。今後の対策について伺います。

長引く新型コロナウイルスの影響で、各行事は中止や見直しをしなければなりません。これからの各行事について、対応を伺います。

3点目、給付金について伺います。

飲食店をはじめ様々な業種への給付金が支払われました。その実績については、ただいまの米本議員のご答弁で納得しましたので、結構です。予算に対しての充足率を伺います。

コロナ対策について、最後の質問は、対策本部についてです。

現在の状況、今後の開催予定について伺います。

質問の大きな2番目、滝郷診療所について伺います。

昭和27年に開設され、地域唯一の医療機関であります滝郷診療所。過去に何度か存続の危機がありました。医師が辞めてしまい、中央病院から医師を派遣していただきましたが、中央病院も医師不足、週5日の診療日が4日、3日と減り、とうとう週1日だけの診療という事態になりました。閉鎖寸前でした。

ちょうど10年前、ここにおられる佐久間茂樹議員が委員長で滝郷診療所あり方検討委員会が設立され、何度も会議を重ねた結果、存続という結論を出していただき、その後、市長をはじめ執行部の皆様のご努力により大変にすばらしい常勤医師を見つけていただき、現在に至っております。喜ばれているところであります。

そこで2点ほど伺います。

現在の状況について。

あわせて、建て替えについて。

以上で私の第1回目の質問を終わります。再質問については自席で行います。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは私からは、1番の（1）今後の対策と（4）対策本部についてお答えさせていただきます。

まず、今後の対策ということで、基本的な対策としましては、市民一人ひとりが感染予防対策に取り組んでいただくことが重要と考えます。これまでどおり、手洗い、マスクの着用、3密の回避、換気、保湿などの基本的な感染予防の徹底を呼びかけるとともに、先ほどの米本議員の回答とも重複しますが、国が示す感染リスクが高まる「5つの場面」や、寒冷な場面における感染防止のポイントなどを広く周知し、今後のリスクに備え、注意喚起を行っていきたいと思っております。

また、対策の一つとしまして、旭中央病院の古川先生の講演内容を市のホームページにリンクして掲載もしております。

続きまして、対策本部ですね。それでは、旭市における対策本部の経過を申し上げます。

今年の1月30日に、県内の感染者1例目が確認されました。命を受け、その5日後の2月4日に旭市独自の対策本部を立ち上げました。その後、4月7日には千葉県を含む7都府県に国の緊急事態宣言が発令され、特措法に基づく対策本部へと移行し、5月25日に国内全地域において緊急事態宣言が解除されたため、法による対策本部は解散となりましたが、本部長よりこのまま継続せよとの指示を受けまして、市独自の対策本部として継続してございまして、直近におきましては、11月24日に第20回の対策本部を開催しております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは私からは、（2）各行事に対する対応のうち、成人式について申し上げます。

まず、実施についてでございますが、こちらは令和3年1月10日日曜日に東総文化会館大ホールでの開催を予定しております。

また、今年度は新型コロナウイルス感染防止対策としまして、会場に入場する際の検温、消毒のほか、密集、密接を避けるため、午前、午後の2部開催といたします。

ちなみに、午前の部ですが、第二中学校、干潟中学校の平成27年度の卒業生314名、午後の部は第一中学校、海上中学校、飯岡中学校の277名と市内中学校に通っていた方、旭市に転入されてきた方に分けまして、会場の収容率、これを50%以下になるように実施したいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 消防長。

○消防長（川口和昭） それでは私のほうからは、引き続きまして、消防関係の行事の対応といたしましてご回答いたします。

消防団の歳末警戒を12月29日、30日の2日間実施予定としております。この場では、団幹部による巡視は行わず、各部により地元で、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底しまして、日程ごとに長時間とならないようグループ分けをして巡視警戒となります。

また、激励会は、消防本部を会場として一括で行いまして、消防関係者のみでの開催を予定しております。

なお、令和3年旭市消防出初式につきましても、1月9日土曜日に挙行することを予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策を考慮いたしまして、規模を縮小し、市消防関係者のみ、ご案内により開催を予定しております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは私からは、（2）のうちのこの冬の主なスポーツイベントの状況についてお答えいたします。

12月に開催を予定しておりました旭市民駅伝大会、それと令和3年2月に開催を予定しておりました旭市飯岡しおさいマラソン大会につきましては、中止が決定しております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは私のほうから、（3）の給付金についてということで、予算に対する執行率ということによろしゅうございましょうか。

（発言する人あり）

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、ご答弁申し上げます。

まず、飲食店等緊急支援給付金につきましては、予算額が7,000万円に対しまして、先ほど申し上げましたが、給付しましたのは3,070万円でございます。執行率は43.86%でございます。

続きまして、中小企業者等事業継続支援金につきましては、予算額が3億2,000万円、これに対しまして、支援しましたのは2億1,110万円で、執行率は65.97%でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 農水産課からは、農水産業経営継続支援金についての状況をお答えいたします。

予算額につきましては1億6,400万円ございました。支給額につきましては4,140万円ございましたので、執行率は25%となっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 私からは、2、滝郷診療所についてのうち、初めに（1）現在の状況についてお答えいたします。

患者数の状況になりますが、ここ数年、患者数は増加傾向にありましたが、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響で受診を控えた傾向があり、前年度の1日当たりの平均患者数35人のところ、緊急事態宣言発令直後の4月では25人まで落ち込みました。8月になりますと、1日の平均患者数は32人まで回復しております。

また、診療所では、新型コロナウイルス感染防止対策として、予約制の導入や待合室の人数制限の開始、そのほか自立パネルや空間除菌脱臭機を設置し、感染防止対策を強化しております。

次に、（2）建て替えについてお答えいたします。

現在の滝郷診療所の建物は、昭和46年に建築されたもので、築後49年を経過しております。現在、市では旭市公共施設再編・長寿命化基本計画を策定中でありますので、その計画に沿って進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、再質問を行います。

今後の対策についてですが、やはりこれから増えるということを想定して、早め早めの対応を切にお願いをしたいと、このように思います。

それで、例えば今、飲食店の話とかも出ましたが、飲食を伴うとき、飛沫感染ということがもう明らかになっているので、前日も申し上げましたが、飲食店にお金だけやるのもいいんでしょうけれども、フェイスシールドとか、あるいは当然あるんでしょうけれども、消毒液のようなのを配布、これは飲食店に限らず、一般家庭にも配布してはどうかと、このように思います。いかがでしょうか。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、飲食店のお話がありましたので、私のほうからご答弁申し上げたいと思います。

フェイスシールド、効果があるのかということもお話しいただきました。今、国のほうでは、会食のときはマスクでという話も出ておりますので、そういうのも市民の皆様、そちらのほうでマスクをつけるということがよろしいかなと。マスクで会食というのが、今、国のほうも報道しておりますので、そちらのほうはどうかと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 消毒液を一般家庭まで回せないかということでございますが、確かに公共施設のほうにつきましては、消毒液のほうは市で準備させていただいております。今現在、消毒液につきましては各家庭で買える状態でございますので、現時点で各家庭まで配布するという事はちょっと考えてはおりません。

また、今後予防接種のほう、ワクチンがだいぶいい状況になってきているというのも聞いていますので、そういうふうになった場合には、当然市としても大量の消毒液も買わざるを得ないということもあろうかと思えます。

いずれにしましても、現時点では一般の家庭までは考えていないということでご理解願いたいと思います。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ぜひ前向きにお考えください。

今、飲食のときにマスクという話が出ましたが、これ、実際に飲食をして、少人数の忘年会なりがあって、食べるときは当然マスクを外しますが、それで会話のときにすぐつける。また何かつまむときは外して、また会話のときにつけると。これ、実際は不可能ですよ。食事だけ全部、30分の間に会話なしで全部食べて、それからマスクをつけて会話って、そういうのをちょっと、だいたい食べながら話をするでしょう。

この間も、総理大臣が自分で私もそうしますと言いますけれども、実際に想像してみてください。自分が飲食、例えば家庭でもいいですよ、家族でご飯を食べていて、ご飯を食べておかずをつまんだら、はい、マスクをして、今日の出来事をしゃべる。みそ汁を飲んだら、またマスクを取ってやると。そういうことを実際はできませんね。

ですから、フェイスシールドならそのままなので、私、飲食店の人に言ったんです。そ

うしたら、ああ、それはいいなど。ただ、あれは使い捨てで高いんでしょうと言うから、今100円ちょっとで買えるんです。それを、今飲食店は何件とさっきありましたっけ。それに全部やったって、これは幾らでもないんですね。ですから、そういうのをやって、旭市は安全対策を万全にしているんだということを、課長が前におっしゃいましたが、ピンチをチャンスですよ。

これ、20人のままいったらすごいですよ、旭市は。本当の安心なまちという大きなアピール効果がありますので、それで市はこれだけのことをやっていたと言うこともできますので、国・県の意向もありますが、旭市は独自のやっぱり案も出してもいいのかなと、そのように思います。

課長の答弁はこれ以上無理でしょうけれども、どうですか、市長。そういうので、そのようなお考え、幾らか前向きにお考えいただけないでしょうか。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） マスクの会食というのは、本当に、そのままずっとマスクを取りっ放しでその席にいるというのが普通なのかなと、そんなような思いもあります。

そういった中で、本当にフェイスシールドが、各店舗に配布して、それが有効に使えるのかどうか。お客様が1回使ったやつはほかのお客様にはやれないでしょうし、どれだけ必要なかという部分もあるということもありますし、そこの辺は少し精査して研究して取り組んでいきたいと、そのような思いでいますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ぜひよろしくお願いします。

議員の中でも、この間配られましたね、フェイスシールド。やっぱりそういう感じで、例えば飲食店に行って、それを当然飲食店はお客さんにあげちゃうわけです。そうすると、もらった人も、ふだんもそれをするようになるので、みんなフェイスシールドをやって防げると、このように思いますので、ぜひ前向きにご検討ください。

それでは、次の質問ですが、各行事に対する対応、これ、成人式とかは午前、午後でやるということですが、市によってはもう早々と中止と発表しているところもあるんですが、これからのコロナウイルスの感染状況によっては変わるということもあるんでしょうね。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、成人式ということによろしいでしょうか。

先日、県のほうから成人式の予定、開催状況ではございませんが、予定ということで、県内の市町村の状況がちょっと示されました。今のところ、県内では中止という団体はないようです。それが一つでございます。

それと、今後どうするかということで、対応については、新しい対策が出ればそれを取り入れてやっていくと。ご承知のように、成人式は一生に一度のものでございますので、できるだけ実施したいというふうには考えております。

ただし、今急激に感染者数が増えている状況でございますので、以前のような非常事態宣言とかそういったのが出たら、いきなり、どうするかではなくて、中止、そういった選択肢もあろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ぜひ、やっぱり非常時ですので、柔軟に対応していただきたいと、このように思います。

3点目、給付金についてですが、これ、予算に対しての執行率が意外とみんな少ないんですよね。農林水産業、農家に関しては25%、これはやはり申請件数が少なかったのか、あるいは、全般的に少ないんですが、中小企業、これは65%、結構使っていますけれども、飲食店も43%ですか。これはどういうことでこういう執行率が少ないんでしょうか。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） ご答弁申し上げます。

まず、飲食店のほうでございます。これは予算のときにもちょっとご説明申し上げました。だいたい700店ですか、ほど見込みでしたが、これはそのとき、当時、本当に緊急ということでしたので、まずほとんど全ての飲食店等が影響があったらろうということで、マックスといいますか、一番多くの人数を見込んだところでございます。

予算執行漏れのないように、緊急的に計上したところでございます。実際には、300店ほどの影響があったということでございます。

中小企業のほうにつきましては、65%ほど行っております。これにつきましても、市内の事業者がだいたい3,000件ぐらいございます。これも8割ぐらい影響があったのかなというふうに緊急的に計上したところでございます。

いずれにしても、支援に支障がないよう、不足が生じないよう、しっかりと予算を確保させていただいた結果であるのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 農水産業経営継続支援金につきましても、国の緊急事態宣言により緊急的に支援をし、予算を確保したものと考えております。

緊急事態宣言後、家庭の消費量のほうにつきましては、安定的に増えているというような現状もございまして、売上げについて回復傾向ということもございます。また、農家のほうでの販売方式の変更等がございまして、実際の支援につきましても執行が25%というような状況ということになったと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） やはり、例えば農家なんかの場合には、周知徹底が届かなかったのかなとも思うんですけども、終わってしまったことはしょうがないので、これから、例えば第2次のそんな予定とか、そういうのはおありなんですか。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 繰り返しにちょっとなりますけれども、現在、消費のほうがある程度回復しているというようなこともございまして、次の農水産業に対しての市独自の支援というのは考えておりません。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 1回、もう諦めちゃっているのかどうか分かりませんが、今現在も野菜の暴落はずっと続いているんですね。陽気がよかったせいもあるんでしょうけれども、キャベツ、大根、白菜、全てが例年の半値以下というような状況なんです。一旦もう農家は給付金が出たから、あとはもう遠慮しちゃっているのか何か分かりませんが、今は大変な状況であるということを改めてご認識いただきたいと、このように思います。

それで、先ほどとダブりますが、例えば飲食店に対しても、実際の予算に対して43%ですか。お金がいっぱい、予算が余っているんですから、そういった面でも、フェイスシールド当たりを100個でも200個でも飲食店に配れば、これはだいぶいいと思うので、これからもそ

ういうことをお考えください。そうすると、前にも言いましたが、旭市は飲食店がそういうのを徹底しているんだよと、全部フェイスシールドをやっているんだというようなことになれば、よそからも来ると思うんです。

今のところは出ないからいいんですが、これが出ちゃったら大変なことになります。旭市は、ご存じのように医療圏100万人の中央病院も控えていますし、年間100万人が来るという道の駅もあるんです。ですから、もし旭市で発生したら、全てに大きな影響が出ます。

例えば、農産物から出たとしても、場合によっては農産物が売れなくなる可能性すらあるんです、旭市の農産物から出たということになると。やっぱり段ボールの箱とかにも全部つくわけですから。ですから、ちょっと慣れちゃうと怖いと思うんですね。今は本当に非常に危機的状況だということを改めて認識をしていただいて、いい知恵を出していただきたいと、このように思います。

対策本部についても当然そうです。今はちょっと落ち着いちゃっていますが、やはり起こる前に対策を取ると。先人の言葉に、精農は草を見ずして草を取る、中農は草を見て草を取る、駄農は草を見て草を取らずということわざがありますが、問題が起きる前に対策を打つというのが一番でありますので、改めて今まで以上の対策をお考えいただきたいと、このように思います。いかがでしょうか。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 議員が言われるとおり、起こる前に対策を取ると、それは肝に銘じておきたいと思います。

それとあと、逆に、本来ならば対策会議は開かないで済む状態になることが望ましいというふうに思っておりますけれども、また今後逆に、ワクチン等についていろいろ状況が変化していますので、それについてまたよりよい情報による対策本部というのも考えられるのかなということで、ちょっと期待をしているところもあります。

いずれにしましても、そういうことも含めて前へ前へというような形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 先ほど課長の答弁で、市民一人ひとりが気をつけていただくと、本当にこれに尽きると思うんです。一人ひとりが気をつけて、例えば私、みんなそうだと思うんです。よそへ行ったら、エレベーターだって手で触りませんよ、感染したら怖いから。エス

カレーターに乗ったって、手すりなんか触りませんね。飲食店のドアだって、取っ手なんかは持ちません、家へ持ち込まないように。

みんなが気をつけて家庭へ持ち込まなければ、全員がそうなるのであれば、家庭の集まりが集落、集落の集まりが市ですから、旭市からは一人も出ないわけです、一人ひとりが気をつければ。もうそれに尽きると思います。

ですから、再度そういうのを、今ちょっと気が緩んでいます、確か。一時は、芸能人が急に亡くなって、あの頃は恐怖がすごかったですよ、怖いなど。恐らく、本人はコロナと分からないうちに死んじゃったんだろうなど。日本で最高の医療を施した人が1週間ぐらいで死んじゃうと。

ですから、すごい危機感があったんですが、今はもうちょっと緩んじゃって、ですからこれが一番怖いことだと思いますので、先ほど答弁がありましたが、医師会の会長もこの師走、12月が一番の山場だと言っているんですから。実際にもうそういう状態なので、気を緩めないで、ぜひ再度市民一人ひとりに、だからそういった意味で、消毒液を配るのも、各家庭にはあるでしょうが、注意をしていただくためにということで申し上げているんです。よろしくをお願いします。

次に、滝郷診療所について伺います。

本当に、この滝郷診療所、一時は全く存続の危機だったんです。それで、ちょうど佐久間議員が委員長だった頃は、やっていただいた頃には、これはまだ選定療養費の話は出ていなかったんですね。それから、選定療養費が出たのは、あれはたしか2016年頃かな。大病院に患者が集中するのを防ぐのに、かかりつけ医にかかるようにと。それで、紹介状なしに来た場合には5,000円以上のお金を徴収するという。それ以前にできた。

ですから本当に、当時はそこまで想定していなかったんでしょ、非常に先見の明があったんだなど、そのように思うんです。

この診療所に関しては、今いろいろ、患者数の話も聞きました。今、患者数が戻ってきていますので、コロナ前まではいきませんが、非常に助かっていますので、状況はよく分かりました。

それで、2点目の建て替えです。こちらのほうへいきたいと思います。

これがもう49年たっているということです、建てて。それで、耐震診断もやっていない。当然、一時は閉鎖ということも頭にあったでしょうが、当然耐震診断もやっていませんが、今の状況を見ると、やっぱり地区になくてはならない施設です。

それで、市長の英断で保育所も新しくなりましたので、病児保育と併せてやっていますので、そろそろ建て替えをしてはいただけないのかなと。

ちなみに、余ったお金の、基金は今幾らぐらいありますか。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 基金の残高でございますが、令和元年度末の財政調整基金の残高は、現在7,800万円であります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これ、診療所の場合には、交付税が710万円ですか。国保連合会からたしか30万円ぐらいお金が入ってきますね。市のお金は一銭も出さないんですが、ストレートにそれを診療所に流すんですが、これはやはりあれでしょう、診療所があるところは過疎地ですので、財政的な負担が市にかかる、持っているところにかかる。そういったところへ補助をするという認識でいいんでしょうか。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 今のご質問ですけれども、過疎地域というのは僻地とはまた違いまして、施設勘定の一般会計繰入金、今710万円というお話です。普通交付税の算定分と同額を、今現在繰り入れております。

これは、施設の規模や財政状況にかかわらず国が決定している金額でありまして、市町村が開設し診療を行っている診療所1施設につき、一律710万円となっております。その理由と申しますか、その辺は、診療所を開設している市町村が診療所を開設していない市町村に比べ財政的な負担が大きいことが、普通交付税に算定されている理由として考えられます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これで3回目の質問でしたっけ。

○議長（伊藤 保） 4回。

○18番（木内欽市） 最後。

そうですか。これ、たしか県内では、診療所があるところは七つぐらいだと思うんです。過疎とは言いませんが、要するに、町場の人口のいっぱいあるところは民間が開業しますね。

ですから、過疎という言い方でもいいのではないかなと、このように私は理解しているんですが。

それで、診療所のよさというのは、実際に大病院はあります。全国有数の大病院がありますが、これはやっぱり急性期の患者とか、外来の受付も11時で終わっちゃうんですから。ところが、診療所の場合は午後でも診てくれるんです。

これは実際の話で、私の友達が、うちの妻は診療所のおかげで命が助かったんだよと。何ですかと言ったら、ちょっと調子が悪くて、だけれども中央病院へ行くほどではないかと、こう自分なりに思っていて、よく私もありますよね。中央病院までは、二、三日すれば治るかなと。ところが、診療所がすぐ近くにあるので、午後の時間のすいたときにちょっと行ったそうなんです。そうしたら先生に診ていただいて、これはちょっとおかしいかと。中央病院にすぐ行ってくださいと。そうしたら、本当の初期のがんだったんですね。それで、入院は3日で済みました。抗がん剤もやらないで。ですから、そういった本当のよさがあるんですよ、近くの。

患者も滝郷地区だけじゃないです。市内、市外、県外からも来る人がいるんです。県外はどういうことかという、わざわざ診療所に来るわけではないですけども、こちらのほうへ帰省したときにちょっと診てもらおう。そういった意味で、大病院にないよさがありますので、それで、先ほど言ったように、もう49年たつわけです。

行ったら分かりますが、49年前の建物で、当時は常勤の先生がいたので、上に寝室もあるんですけども、上は使っていません。全くぼろぼろですけども。それで待合室があって、事務室、薬剤室を通して診察室へ入るんです。それで、今コロナの関係で、やはり待合室は密を避けていますし、そうすると廊下で待っているんですね。中央病院あたりはみんな廊下だからいいんですが、中央病院は空調設備が整っていますから、全然、夏は涼しい、冬は暖かい。ところが、診療所で廊下で待たされると、これは冬場とかはやっぱり効きます。

ですから、そうじゃなくて、もう基金も七千何百万ある。それで、これはちょっと残念なことに、合併特例債が使えないんですね。てっきり私は使えると思っていたんですが、保育所は使えるけれども、これは新市の建設計画に載っていなかったもので、合併特例債が使えませんが、有利な財源は使えるはずですよ。

それだけあれば、市のお金を持ち出さなくても十分建ちますので、その辺を、これ以上課長に言っても答弁は難しいでしょうが、ここで本当に保育所も市長の英断でやっていただいて、あれはできないと思って諦めていたんですが、市長がこれではしょうがないと、市長の

一声でできて、今、子どもらが元気に通っています。

どうですか、市長。診療所のほうもぜひ、もうあの建物では、それで患者もどんどん増えている、地域にも喜ばれている施設、ぜひもう建て替えの時期が来ていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 木内議員が前からずっと懸念していた部分でありまして、質問も何回かされていますけれども、そういった面で、私も滝郷診療所には年に何回も行っているところがあります。

平野先生との話の中で、エコーの機械とかそういった部分の要望というものはあるわけがありますけれども、建て直しのことについては、こっちからも話が出さないということもありまして、先生のほうからはあまりそういったことも発言がありません。

そういった中で、老朽化、そういった部分も含めて考えていかなければというような思いはありますけれども、市も今、公共施設等総合管理計画、あるいはまた行政改革アクションプラン、総合的な将来を見据えたまちづくり、そういったものも視野に入れながら考えていく必要があるのではないかなど。

中央病院という大病院があるということもありまして、それに接続するアクセス道、そしてまた飯岡海上連絡道、そういった部分も含めて、距離は完全に縮まってきていると思います。そういった部分での、総合的な将来性を考えてこれから検討していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ありがとうございます。

今ちょうど市長からお話があったので、私も同じようなことを伺っているんです。建て替えに関しては、先生は希望しないんです。本当にいい先生だと思うんです。建て替えて経営内容が悪くなっちゃったら市に申し訳ないから、このまま頑張りますと言うんです。本当にいい先生ですよ。

それで、例えば紹介状の件の、出ますが、紹介状も、どんなのでも紹介状を書くわけじゃないです。先生が診て、これはもう私が診て大丈夫なんだから紹介状は書く必要がないと思ったら、幾ら中央病院の紹介状を書いてくれと言っても書いてくれないんです。ですからそういう、本当に感謝しているんです、そういうすばらしい先生を見つけてきていただいた

ということ。

ですから、先生が建て替えないというのは、市のためを思っているんですね。先生、これではしょうがないでしょうと言うと、いや、これをやって診療所の収支が悪くなっちゃったら申し訳ないから、もう少しこのまま頑張りますと。それであと、お年寄りも、いつもかかっていたお年寄りが最近高齢者で亡くなっちゃっている方が多いので、いや、患者数もちょっと減っちゃっているんですよと。本当に経営のことを考えている先生です。

ですから、先生は自分からは建て替えてくれとは決して言わないと思います。そこをちょっと頭に入れてご検討いただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 高 木 寛

○議長（伊藤 保） 続いて、高木寛議員、ご登壇願います。

（9番 高木 寛 登壇）

○9番（高木 寛） 議席番号9番、日本共産党の高木寛です。

今回の一般質問ですが、3つの質問事項を取り上げましたので、明快な答弁を期待いたします。

第1点目です。新型コロナウイルス感染症対策への支援強化を求めることについてです。

全国各地で新型コロナウイルスの感染者が急増しています。こうした深刻な事態が起こっているにもかかわらず、菅政権は経済を回さなければならないと言いますが、日本医師会の中川俊男会長は、感染防止策が結果的には一番の経済対策と指摘しています。

日本共産党は、感染の爆発的拡大を抑え、医療体制を維持強化し、国民の命と健康を守るための4つの提案をしました。

そこで伺います。

旭市独自の各種支援策の状況についてどのようなものですか。この点については、先ほど来、担当課が答弁していますので、重複をなくするために答弁はいたしません。

次に、7月末や9月末で終了された事業で、当初計画予算よりも少ない事業には、旭市として支援策のさらなる継続を求めます。

そして、住民の営業と暮らしや教育に関わる問題状況を伺います。

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などに対する減免を求める要望などの状況はどうですか。教育問題では、学校給食の無料化が6か月実施されましたが、それへの評価はどのようなものですか。また、タブレット貸与による事業はいかがですか。

次に、第2点目です。ごみ問題についてです。

ごみには家庭から排出する一般ごみと産業ごみ、産業廃棄物があります。収集したごみは、中間処理施設に運ばれ、燃やされたりリサイクルされたりします。燃やした後に残った灰は有害であり、最終処分場に運ばれ、埋め立てられます。ごみを燃やしたときに発生するガスは、主として水蒸気と二酸化炭素、有害物質の窒素や硫黄の化合物、ダイオキシン、水銀などの重金属が発生します。

焼却炉は金食い虫と指摘する学者もおります。ごみの処理費用は収集、焼却、埋立てです。その金とは市民の税金です。

そこで伺います。

東総地区広域市町村圏事務組合が進めている広域ごみ処理施設、広域ごみ最終処分場施設の建設の進捗状況についてどのような状況ですか。

収集ごみの中継施設について。現在稼働している旭市クリーンセンターはどうなりますか。今まで直接クリーンセンターに搬入していた家庭ごみなどの扱いはどうなりますか。

次に、ごみの分別について、何でも燃やす溶融炉ですが、ごみの分別はどのようになりますか。

焼却中心から環境、資源重視を求めることについてですが、焼却炉は一旦止めると立ち上げるのにエネルギーを必要とし、温度が下がるとダイオキシンなどの有害物質が発生するので、24時間連続運転しています。中でもプラスチックの燃焼は大量の二酸化炭素を排出し、温暖化を加速する状況をつくり出しています。地球温暖化によって自然災害が激しくなっています。焼却政策は多くの矛盾を抱えていると指摘します。

環境・経済産業両省は、プラスチックごみのリサイクル強化策の法案作成作業を本格化さ

せ、2022年度にはプラスチックを大量に排出する事業者にリサイクルを義務づける方針を明らかにしました。ごみの焼却からごみの削減、資源化に向けて、大きく転換すべきです。

次に3点目です。税務課による滞納処分の状況について伺います。

日本経済が長く低迷する中で、消費税の増税などの課税が強化されていることなどの影響もあって、全国で滞納処分、差押えが急増していると報道されています。しっかりと納税を果たしている納税者との公平を確保する意味でも、滞納者には適正に法を適用し、対応することが必要ですが、旭市での年度の税の滞納状況について。また差押え状況、そして滞納者との相談や対応について伺います。それぞれの状況はどうですか。

以上で、第1回目の質問を終わります。それぞれについて、市長と担当課長の答弁をお願いいたします。

あとは自席での質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、農水産課から大きな1番の（2）、旭市として支援策のさらなる継続ということについてお答えさせていただきます。

今回の支援金は、国の緊急事態宣言により、経営に深刻な影響を受けた農水産業者の皆さんに対し、市の単独事業として一刻も早く支援ができるよう実施したものであります。経営継続への後押しができたものと考えております。

現在は、生産する作物の転換や販売方式の変更により、また家庭内消費も増えたことから、売上げは回復傾向にあると考えておりますので、現在のところ、支援の延長は考えておりません。

今後の支援につきましては、国、県等による高収益作物次期作支援交付金をはじめ、雇用対策や販売促進、各種融資などの事業が用意されておりますので、引き続き支援策の周知を図ってまいりたいと思っております。

また、相談等があった場合には、丁寧に農業者の方へご説明したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは私のほうから、1の（2）の独自の支援策の継続を求めるとのことでございます。

私どものほうで、飲食店等緊急支援給付金、それから中小企業者等事業継続支援金を実施

したところでございますが、先ほどの答弁と繰り返しになるかもしれませんが、こちらの事業も緊急事態宣言の発令に伴い、経済活動が停滞したことを鑑み、一刻も早く事業者の皆様の一助となるよう支援金を給付したものでございます。市単独の経済支援としては、事業者の皆様へ適切に支援が行われたものと考えております。

現在のところ、これらの事業の継続については考えていないところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課のほうからは1の（3）のうち、国民健康保険税についてと、3の（1）、（2）、（3）について回答いたします。

まず、1の（3）国民健康保険税の減免の状況についてお答えいたします。

10月末現在で、減免件数は113件、減免金額は1,783万4,100円という状況です。

次に、3の（1）滞納状況について、平成30年と令和元年度についてお答えいたします。

平成30年度の滞納状況は、市民税1億7,817万242円、固定資産税2億8,611万2,877円、都市計画税2,452万9,151円、軽自動車税2,197万8,430円、その他1,990万5,581円、国民健康保険税4億4,681万1,357円です。

令和元年度の滞納状況は、市民税1億4,330万4,456円、固定資産税2億4,902万5,791円、都市計画税2,115万6,221円、軽自動車税2,158万1,237円、その他1,199万8,178円、国民健康保険税3億2,955万6,555円になります。

次に、3の（2）です。差押え状況についてお答えいたします。

平成30年度の差押え件数は480件で、滞納税への充当は327件、9,537万8,533円となりました。主な差押え財産は給与288件、生命保険76件、預貯金75件などとなっております。

令和元年度の差押え件数は583件で、滞納税への充当は246件、8,642万1,196円となりました。主な差押え財産は給与321件、生命保険96件、預貯金109件などとなっております。

次に、3の（3）滞納者との相談や対応についてでございます。

納税相談につきましては、通常業務に加えまして、夜間・休日の窓口を月に1回ずつ開設して、相談の機会を設けております。

納税相談では収入状況や家族構成などの聞き取り調査により、生活状況を把握し、市民の実情に応じた対応を行っています。具体的には、猶予制度の説明や分割納付、また疾病等による滞納処分の執行停止制度を適用しております。

なお、市税は、滞納処分により時効が中断しているものを除き、原則として5年で時効により消滅いたします。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 私からは、大きな1点目の（3）の減免の状況はというご質問についてのうち、介護保険料の減免の状況についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に起因する収入減少等により、現在まで窓口で15件程度の相談がありました。このうち8件から介護保険料の減免申請があり、うち承認が7件、審査中が1件となっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 1の（3）、保険年金課からは後期高齢者医療保険料の減免状況についてお答えいたします。

後期高齢者医療保険料の減免の制度は、全額免除と一部免除があります。

新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方は、保険料が全額免除となります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の収入の減少が見込まれる世帯の方で、一定の要件を満たす方は一部免除となります。

現在の状況ですが、窓口での一部免除の相談が5人ございました。相談の内容は、給与が減少した、また農業の収入が減少している等でありました。

5人中2人の方については非該当で、3人の方には申請書用紙をお渡ししてありますが、11月末現在、申請書の提出はございません。

以上です。

○議長（伊藤 保） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 1の（3）、学校教育課からは、教育に関わる支援の実施状況として、学校給食費の無償化とタブレット端末についてお答えいたします。

給食の提供は、緊急事態宣言の延長により6月からとなり、6か月間の給食無償化は11月分をもちまして終了いたしました。夏季休業の短縮で、7月は末日まで、8月も6日間給食を提供し、104日間実施いたしました。6か月間の減免額は5月1日現在の児童・生徒数による積算で、第3子以降の減免額も含め、1億922万7,000円となる見込みであります。

無償化への評価ということではありますが、保護者への負担は軽減され、新型コロナウイルス

ス対策事業として大きな効果があったものと考えております。

次に、タブレット端末についてです。

11月にタブレット端末の納入業者が決定し、先日仮契約を終えましたので、今議会で議決をいただきました後に、各小・中学校へ3月中に納入の予定です。令和3年度から効果的な活用ができるよう準備を進めているところです。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、私のほうからは大きな2番、ごみ問題についての（1）から（4）までお答えいたします。

まず（1）広域ごみ処理施設、広域ごみ最終処分場施設の建設進捗状況についてお答えします。

広域ごみ処理施設と広域最終処分場の建設工事につきましては、令和3年4月からの稼働に向けまして、それぞれ工事が進められているところでございます。広域ごみ処理施設につきましては、建物の工事が完了し、外構等の工事が進められております。

また、試運転のために11月16日からごみの受入れを開始しておりまして、12月上旬より実際に焼却による試運転を行う予定となっております。

広域最終処分場につきましては、貯留構造物、いわゆる埋立ピットの工事が完了しまして、被覆工事や浸出水処理施設の工事が進められております。

11月末現在の工事の進捗状況ですが、広域ごみ処理施設は95.5%、広域最終処分場につきましては58.0%となっております。

続きまして、（2）収集ごみの中継施設についてお答えします。

令和3年4月から、現在のクリーンセンターについては、一般の方などが直接持ち込む一時多量ごみや粗大ごみを受け入れ、そのごみを積み替えまして、広域ごみ処理施設まで運搬するための中継施設となります。

また、市内の各地に設置しておりますごみステーションに出されたごみは、委託業者が直接、広域ごみ処理施設へ搬入することになります。

一般の方が直接搬入する一時多量ごみや粗大ごみにつきましては、今までどおり、中継施設で受け入れることになっております。

続いて、3番目のごみの分別についてお答えします。

令和3年4月から銚子市、旭市、匝瑳市の3市で統一した普通ごみ、資源ごみ、粗大ごみ

という分別区分になります。

現在の可燃ごみに加え、プラスチック類や陶器類などの不燃ごみとプラスチック製容器包装類の3種類が、燃やせるごみとして普通ごみとなります。

また、かん、びん、ペットボトル、紙類、布類のほか、従来不燃ごみとして出されていた金属類が、リサイクルされる資源ごみとなります。

また、ソファや机などの大型ごみは、粗大ごみとして中継施設へ直接持ち込むごみとなります。

そのほか、水銀を使用している蛍光灯やボタン電池などの有害ごみ、いわゆる水銀使用廃製品と、デジタルカメラや携帯電話などの小型家電につきましては、市役所などのロビーに設置してあります回収ボックスでの拠点回収となります。

続きまして、(4)焼却中心から環境、資源重視を求めることについてお答えします。

プラスチックごみの現状につきましては、現在、中国や東南アジアの輸入規制の強化により行き場がなくなりつつあり、処分先に苦慮している状況が続いております。また、プラスチックごみをリサイクルする場合の選別などの手間やコストが上がっていることから、全国のリサイクル率は3割に満たない状況となっております。

広域ごみ処理施設では、ごみの焼却熱を利用し、発電してサーマルリサイクルを行うこととしております。

その他のリサイクルとしましては、当該施設の処理過程において製造されます熔融スラグを建設資材として使用する予定でございます。

本市におきましても、引き続き3Rを推進しまして、ごみの減量化に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは自席での再質問を行います。

まず最初に、コロナ感染症対策への支援強化ですね。それぞれの担当課で実施した市独自の事業なんですけど、これは当初の計画よりもかなり低まった支給とか申請であったわけですね。

事例で、お隣の匝瑳市では、前回の9月議会で太田市長は、農業の旭市でやっている経営継続支援と類似した事業なんですけれども、匝瑳市では9月議会で太田市長が、対象期間を本年1月から12月までにすると。申請期間は来年の2月9日まで延長すると、議会で答弁し

ています。

どうでしょう、市長。実際に支給された金額、それぞれ農水産業、中小企業、飲食店、緊急支援、そういう事業はかなり当初の計画よりも低まっている申請だったり支給だったりするので、ぜひ旭市長も匝瑳市長に並んで、もっと申請期間を延ばす、これは9月30日で終わった事業、7月で終わった事業がありますが、申請をもっと延ばして、それで支給するという方向を考えてみてはいかがでしょうか。

市長の答弁を求めます。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いち早くそういった中小企業等事業継続支援金、農業に対する事業継続支援金、旭市としては行ったわけであります。

当時、緊急事態宣言が出ておりました、一番コロナウイルスの影響が出ていた時期、それが減収につながっていたということもありますし、その時点での自治体として支援策を講じたところでもありますので、それ以来、先ほど来、担当課から説明がありましたように、それこそ農家自身、一人ひとりの努力によって経営のほうは回復してきているところでもありますので、今の時点でそういった申請期間、あるいはまた補助の継続ということは考えておりませんので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

ただ、今後そういったコロナ感染拡大がますます影響が出てきたということになれば、この次の第3弾、市としては第3弾をやりましたので、第4弾の対策事業として考えていかなければならないと、そんなように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 市長、回答されましたけれども、まだコロナそのものは続いているんですよね。それで、農業経営は9月30日で事業が打ち切られたと。実際これからもまだコロナの影響が出る、そういう可能性は十分にあるんですよね。それで、当初の計画よりもかなり少ないといいますか、申請者がいなかった、また支給金額も少ないわけですから、当初の計画よりは低まっているわけですよね。

ですから、まだ終わっていない、ぜひこれを機に、市長の決断を求めます。ぜひさらなる支援強化を要望します。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど来からずっと答弁しておりますように、今後やはり感染拡大が非常に経済に影響を及ぼす、地方自治体にとっても深刻な状況になるということになれば、やはり個々の経営のことも考えていかなければなりませんし、生活も考えていかなければなりませんので、そういった部分ではしっかりと国の動向、県の動向を見ながら判断していきたいと、そのように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ぜひ検討をお願いします。

この中で（1）のほうですね。例のプレミアム商品券、これへの対応ですね。これかなり人気がありまして、応募者数もかなり多かったです。でもこれ抽選ではじかれてしまったと。この事業を、やはり市民はこういう事業をしていただけると生活、家計に優しい、それで使われた商店も元気になる、その見通しはあるんですよ。ですから、これも引き続きといいますか、ぜひ応募者数全員に応えられるような政策を実現してほしい、支援を実行してほしい、その要求をします。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それではご答弁申し上げます。

プレミアム付共通商品券、今回はプレミアム率を10%から30%へと、発行セット数も1万5,000セット、半年間で利用できる商品券としては十分に内容を拡充して発行しました。確かにだいぶ人気がありました。

この事業は、議員おっしゃいましたが、地域経済の活性化につながるものと十分理解しているところでございます。

ただ、この発行セット数も1万5,000ということでだいぶ拡充しました。今はその当選された方々の利用も始まっているところでございます。

これから再度発行しますといいますと、また印刷や何から相当の期間もございます。その辺も踏まえまして、ちょっと年度を越えてしまうということもございますので、現在のところは再度の拡充と発行は考えていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは（3）のほうですね。住民の営業と暮らしや教育に関わるということで、健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの減免の要望ありましたか

という質問で回答をいただきました。

それで、厚労省は、新型コロナウイルス被害で3割以上収入が減少した場合は、減免の費用を国が財政措置すると通知されたということを聞いています。この辺はどうでしょう。

それからあわせて、これらのコロナ減免の要件を市民に周知すべきですが、それへの対応はいかがでしょう。

そしてもう一つ、国保税、これにある子どもの均等割、これを1年間でも軽減する、そういう方向性を要求して質問します。どうでしょう。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、ただいま質問が3つあったと思います。

まず最初、厚労省の減免の費用、国が負担ということでございますが、こちらにつきましては、ただいま議員申されたとおり、国への負担、全額負担となりますので、そのような手続きをしているところでございます。

次に、減免の要件の周知ということがございました。国民健康保険税の減免に関しましては、今年6月15日号の広報、その他ホームページ等に制度の概要を記載するとともに、納税通知書に減免要件等の詳細を記載したチラシを同封し、市民への周知を図ってまいりました。

来年の3月末を申請期限としてございますが、さらに追加して広報等その他周知してまいります。よろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、国保税に関しての均等割の件でございます。

国民健康保険税は、相互扶助の理念に基づき、国保給付等に要する費用を被保険者の負担能力、受益の程度等に応じて徴収することによって賄うことを基本としております。

確かに制度上、加入世帯員が多くなるほど負担していただく国民健康保険税が多くなる仕組みとなっておりますが、世帯の所得水準に応じて均等割と平等割を軽減する措置を設けております。

現状においては、子どもの均等割を世帯の所得水準にかかわらず一律に軽減することは難しい状況であり、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方への減免や納税猶予と併せ、納税者の実情を十分把握し、適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） それでは、介護保険料の減免制度の周知でございますけれど

も、市の広報やホームページに掲載したほか、第1号被保険者全員に配布する介護保険料納付通知書に減免制度について記載したチラシを同封し、周知を図っております。また、電話や窓口で相談に来た際についても、制度の案内をしているところでございます。

今後につきましても、郵便物へのチラシの同封や市の広報への掲載などを継続し、減免の対象となる方が制度を活用できるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 後期高齢者医療保険料の減免の通知の対応ということですが、まず7月1日号の広報に掲載と、7月の被保険者証郵送の際に全ての方に千葉県後期高齢者医療広域連合で作成したパンフレットを同封いたしました。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、この中で学校給食の6か月無料化、実施されました。先ほど課長から答弁いただきまして、大きな効果があったというような内容の答弁がありました。

それで私は毎回といいますか、かなり一般質問でも取り上げましたけれども、これを継続して旭市の事業としてやるべきだ。コロナだけじゃなくて、完全無料化、そのことを実施してほしい、これを市長に要望してこの問題を終わらして、次に学校関係で、タブレットの端末機ですか、これを貸与するというのが今回の議会で条例制定といいますか、提案されました。ぜひこれを実現していただくという方向だと思いますが、特に自宅にネットワークの環境がない、そういう家庭もあると思うので、それへの支援策といいますか、その辺はどうなっているかお聞きします。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 最初に、学校給食の無償化についてであります。6月議会でも回答させていただきましたが、本市では子育て世帯の経済的負担の軽減や少子化対策の一つとして、第3子以降の減免措置や、本年は6か月間の免除を実施したところであります。

本市では食数が多く、物価の上昇とともに食材購入に充当する恒久的な財源の確保が今以上に必要となることが考えられます。近隣と比較しましても低額でもありますので、現状を維持してまいりたいと考えております。

続きまして、自宅にネットワーク環境がない場合のという話でございました。導入後、ま

ずは全ての児童・生徒がタブレット端末の使い方に慣れることが第一と考えており、直ちにオンラインによる学習を実施することは想定しておりません。

令和3年4月以降、タブレット端末を活用した授業や学習について教職員の研修を進めるとともに、児童・生徒については、学校の授業や、自宅に持ち帰ってオフラインによる家庭学習を計画しています。

先ほどもご回答いたしましたように、タブレット端末の各学校への納入は3月を予定しています。現在、各学校から教職員1名が参加するICT教育推進委員会を立ち上げ、4月から効果的な活用ができるよう準備を進めており、オンライン学習についても今後全ての児童・生徒が自宅で行うことができるような環境、方法について検討してまいりたいと考えております。

学校教育課からは以上です。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 市長のお考えを、この問題での最後にします。お答えください。

○議長（伊藤 保） 明智市長。

○市長（明智忠直） 学校給食問題、要望して回答はらないというような感じでありましたので、考えていませんでしたけれども、前々から話、高木議員から要望があります。学校給食費については、担当課はいろいろな部分で精査をして、年間2億3,000万円くらい予算がかかる、無償化をした場合にかかるというようなこともありまして、将来の旭市のまちづくりのためにどれだけ影響が出るのかと、そういった部分も含めながら、慎重にこの問題については検討していかなければと、そのような思いでいるところであります。

ただ6か月の延長の問題、あれは緊急事態宣言で、学校や幼稚園、保育所、休みになりました。そういった部分で休校が余儀なくされたところでありまして、そういった部分で家庭の子どもたちを指導する、面倒見るといふ部分、大変な局面でありましたので、市としては一番、緊急事態宣言が出されている間、給食費は無償化しようというようなことであります。

今もそういった状況が続いているところでありますけれども、今後慎重に給食費の無償化の延長については検討していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） よろしいですかね、だいぶお昼の時間を過ぎましたけれども。

ごみ問題について……

○議長（伊藤 保） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 8分

再開 午後 1時10分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高木寛議員の一般質問を行います。

高木寛議員。

○9番（高木 寛） 次に、ごみ問題について伺います。

進捗状況は先ほど答弁をいただきましたので、ここでは二つの施設、これへのダンプ車、生コン車、大型車の通行で、道路の破損とか地域住民への迷惑状況などの発生はありましたか。そのことを伺います。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、ただいまのご質問についてお答えします。

野尻の広域ごみ処理施設につきましては、大きな苦情はないと聞いております。しかし、森戸町の広域最終処分場につきましては、砂ぼこりや道路の破損、工事車両との擦れ違いにつきまして、月1回程度の苦情があったと聞いております。その対策といたしましては、それぞれ施工業者による道路への水まき、道路の補修、また工事車両の通行につきましては、施工業者に対する注意喚起を行い、対応しているとのことでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ありがとうございます。

それでは中継施設、現在稼働している旭クリーンセンター、先ほど答弁いただきましたけれども、直接このクリーンセンターに搬入していた家庭ごみ、今後、これも確認しますけれども、どのようになりますか。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 持込みということですので、一般の家庭ごみ、その中でもタンスト

か大きなテーブル等の粗大ごみ、あと引っ越し等による一時多量ごみ、あと年末の大掃除等に伴うもの、そういった一時多量ごみにつきましては、中継施設での受入れは可能でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ありがとうございます。

次に、分別ごみについて回答いただきましたけれども、もう一度具体的に伺いますけれども、特にプラごみの扱い、これはどのようにされますか。回答をお願いします。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） プラスチックごみに関してのご質問だと思います。

プラスチックごみですが、今現在分別して集めているプラスチック製容器包装類及び硬質プラスチック類ですね、バケツとかおもちゃ、そういったものにつきましては、今度は可燃ごみの扱いになりますので、全て焼却、焼却というより熔融処理ということになりますので、ここでこれからの区分で言います普通ごみという扱いで回収させてもらうようになります。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ごみ問題で、循環型社会形成推進基本法というのがあります。そして資源循環の基本原則を、資源を有効に利用していくことに定められています。

旭市では、資源の有効利用で地球に優しい社会、そういうものをつくらうとして3Rですが、この運動を展開しています。この運動との矛盾、要するに片方ではどんどん燃やせ、プラごみも含めてということ、片方では3Rの運動を展開して資源に有効に利用しようということが言われていますが、この運動との矛盾状況をどのように考えていますか。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 3Rとの矛盾状況とのことでよろしいでしょうか。

矛盾といいますか、今まで市のほうで容器包装プラスチックとして集めてきましたものに関して、固形燃料等になるように再資源化といいますか、リサイクルしております。ただ、その回収しているそのプラスチック製容器包装類全てがそういった材料になる、再資源化されるというわけではなく、再資源化されるのはその一部でございます。といいますのは、結

構汚れた容器、そういった汚れたプラスチック類、そういったものに関しましては、リサイクルはできない、そういう状況になっております。

それで近年の、たしか平成29年7月からだったと思いますが、中国のほうで輸入の規制がかかりました。そういった関係がありまして、近年ではプラスチック類の再資源化、そういったものが大変厳しくなっています。

そういった状況の中で、今回の広域ごみ処理施設での焼却処理、これはただ焼却処理をするのではなく熱回収、サーマルリサイクルをしまして、熱源として利用するというので、別の形で再資源化ということになるのではないかと思います。

また、今までどおり、市のほうで推進している3Rと申しますのは、物を無駄にしないよう発生抑制、再使用、再資源化、これらについて推進しておりますので、その辺のご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） （4）ですね。焼却中心からということで、焼却によるダイオキシン、CO₂、重金属類の発生や埋立てによる土壌、水汚染など、環境破壊が起こります。現状は焼却、埋立てが大型、広域化による焼却強化、溶融になっているというふうに指摘します。

ごみ問題は命と健康に関わる重大な問題だと思います。それで、脱焼却、脱埋立てを前提に、ごみ処理に伴う資源やお金の無駄遣いをなくし、地球が自立して地域の知恵や人材、資源を生かし、ごみ処理に伴う環境リスク、環境汚染を引き起こさず、ものづくりの段階からごみにならない製品づくりを要望したいと思ひますが、こういう姿勢について、市長はどのように考えていますか。お答えをお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 当然ごみの減量化は推進していかなければなりませんし、その中で広域ごみ処理事業、今もう間もなく営業が始まるわけでありまして、

そういった部分でしっかりとごみの減量化、あるいは再資源化、そういったものを組合として十分皆で考えていかなければならない。

先ほど課長から話がありましたように、ごみを焼却することによってかなりの発電量ができるわけでありまして、その発電を売電して各市負担金へ還元することも考えております。それはやはりリサイクルになるのではないかなと。

それと同時に、最終処分場については、溶融の中での灰は今までの4分の1くらいの量でありますし、20年間、今造っている最終処分場に、屋根つきでありますので公害、そういったものも出ないと。そういったところで屋根つきの最終処分場を、今造っているところでもありますので、いろんな面で環境に配慮した、人と命を守る、そういったごみ焼却事業にしていきたいと、そのように考えております。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ありがとうございます。

それでは、最後の質問になる税務課による滞納処分の状況についてということですが、（1）、（2）は先ほど回答いただきましたので、（3）の関係で、私のところに寄せられた相談がありましたので、それを発言して回答をいただきたいと思えます。

私に相談があったのは、旭市ニの人で、旭市長から不動産を差し押さえた、こういう差押書が送付され、アパート経営の収入の賃料が差し押さえられ、生活が厳しくなった、そう相談がありました。しかし、なぜか差押え賃料が還付される状況が発生しました。

この状況は、担当課が上から目線の対応ではないか、そういうふうには私は考えました。

税務課の収税班の担当者は、この案件にきちんと対応されたかどうか、まず伺います。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） ただいまのご質問でございますが、税務課の対応はということだと思います。お答えいたします。

差押えにつきましては、給料や預貯金、生命保険など、換価の見込みがあるものを対象としており、差押えを実施する際にも収入状況、家族構成などを把握し、生活困窮に至らないように努めており、過度な差押えは行っておりません。

また、差押えを実施しましても、即滞納に充てるわけではなく、換価まで一定の期間を置いております。

滞納処分は、地方税法や国税徴収法などの法令等を遵守して行っております。生活に必要な財産は差押禁止財産として指定されており、無益な差押えや著しく生活困窮に至る差押えも禁止されております。給与、年金についても、一定の差押え禁止額が示されており、必要以上の差押えは行っておりません。

税の公平の観点から、一定の滞納処分は実施していかなければなりません、市民の生活再建を優先することも考慮して対応しているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 今課長のほうからる説明がありました。

差押えには厳密なルールがありますよね。差押禁止財産、国税徴収法75条から78条に明記されています。さらに、差押えが制限されているのは給料や年金などで、最低生活費と租税公課の金額は差し押さえてはならないものというふうに明記されています。

滞納している人、これは差し押さえられた人は税や保険料を払っていない自分が悪いんだという自責の思いが強い方が多いです。

行政の皆さんには、違法行為をするな、法を守れ、このように要求します。それで、命より金が大事だと、こういう旭市政ではありませんね。確認します。市長の答弁を求めます。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） ただいまのご質問でございますが、先ほどの回答と同じ回答になります。著しく生活困窮に至る差押えの禁止、また市民の生活再建を優先すること、この辺も十分考慮しておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤 保） 明智市長。

○市長（明智忠直） 税の公平、公正、そういった部分からすれば、やはり差押えをするという事は行政を担っていく中で、当然必要な部分であろうかと思ひます。ただ、担当課には強権的な差押え、順序を踏んで、手続きを踏んで、きちっとやっていってくださうこととは言っておりますので、そういった指導の下に今後もやっていきたいと、そのように考えております。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の一般質問を終わります。

ここで説明員の入替えのため、しばらく自席で休憩いたします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時25分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 伊藤房代

○議長（伊藤 保） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（15番 伊藤房代 登壇）

○15番（伊藤房代） 議席番号15番、公明党、伊藤房代でございます。

令和2年第4回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は大きく分けて4点の質問をさせていただきます。

1点目、新型コロナウイルスワクチン接種に係る実施体制について。

2点目、次亜塩素酸水生成器の導入について。

3点目、災害対策について。

4点目、市役所の各種申請書について質問させていただきます。

まず、1点目、新型コロナウイルスワクチン接種に係る実施体制について質問いたします。

予防接種法及び検疫法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の下、都道府県の協力により市町村において予防接種を実施するものとする。実施に係る費用は国が負担する。予防接種により健康被害が生じた場合の救済措置や副反応疑い報告などについては、予防接種法の現行の規定を適用する。

新型コロナウイルスワクチン接種に係る実施体制について、国の指導の下、必要な財政措置を行い、住民に身近な市町村が接種事務を実施し、都道府県は広域観点から必要な調整を担うとあります。

そこで、（1）対象人数について。旭市の新型コロナウイルスワクチン接種の対象人数と優先順位について質問いたします。

（2）相談窓口について。接種手続きなどに関する一般相談対応や専門相談対応、健康被害救済の申請受付、給付など相談窓口の設置について、国・県と連携を取り、しっかり準備に取り組んでいただきたいと思います。

（3）医療機関の整備について。どこの医療機関へかかったらよいのか、また、集団的な接種を行う場合の会場確保など、どのようにしていくのか質問いたします。

2点目、次亜塩素酸水生成器の導入について質問いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、殺菌・消毒効果のある次亜塩素酸水の注目が集まっています。幅広い細菌やウイルスを不活化するとされる一方、微酸性や弱酸性のものは人

体への影響も少なく、厚生労働省が食品添加物に指定、自治体や民間施設でも活用が広がっています。

(1) 保育所・小学校・中学校への導入について質問いたします。保育所・小学校・中学校への次亜塩素酸水生成器の導入について、今後、導入の考えはあるのか質問いたします。

(2) 公共施設への導入について質問いたします。公共施設への次亜塩素酸水生成器の導入について、今後、導入の考えはあるのか質問いたします。

3点目、災害対策について質問いたします。

千葉県野田市は、先頃、日産自動車など3社と災害連携協定を締結し、災害による停電時に日産の販売店などから電気自動車（EV）を無償で貸与してもらい、避難所運営などの電力源に活用できる態勢を整えた。貸与されるEVは日産リーフ。災害時にはEVに蓄電された電力を専用機器を介して取り出し、生活家電やスマートフォンなどの電力として活用する。

市は、今回の災害協定のほか、2月に給電機能を搭載したEVを公用車に導入するなど、災害時の電源確保に力を入れている。市の担当者は、電力は必要不可欠、避難所だけでなく、在宅避難をせざるを得ないが、電気を必要とする人のもとにも出向いて供給できるようにしたいと話していたとあります。

そこで、(1) 災害による停電時に電気自動車（EV）の活用について。災害による停電時に販売店などから電気自動車（EV）を貸与してもらうことはできないか質問いたします。

(2) 自動車会社との災害連携協定について。旭市でも災害連携協定を自動車会社と締結することはできないか質問いたします。

(3) 公用車の電気自動車（EV）導入について。旭市では、公用車に電気自動車（EV）導入の考えはあるのか質問いたします。

(4) 災害時に自家発電機の貸出しについて質問いたします。個人の住宅に自家発電機が設置できない家庭に、市として自家発電機の貸出しはできないか、また旭市として自家発電機は何台ストックされているのか質問いたします。

(5) 自家発電機の購入時の補助金について質問いたします。昨年の台風15号では1週間停電が続き、冷蔵庫も動かず、電気もつかない状況で大変な状況でした。19号でも10月12日、市内で停電が発生し、10月13日、最大で7,700軒が停電しました。いざというときのために、自家発電機の設置に補助はできないか質問いたします。

(6) 土のう専用のステーションの設置について質問いたします。台風や大雨など災害に備えて、日頃から土のう専用のステーションを設置してはと考えますが、いかがでしょうか。

質問いたします。

4点目、市役所の各種申請書について質問いたします。

埼玉県深谷市は、今年7月からの新庁舎オープンに合わせて、来庁者が住民票や印鑑証明書、税証明などの申請書を書かずに申請できる「書かない窓口」を導入し、運用している。窓口での市民の負担軽減が目的です。

申請者はこれまで記載台で申請書を記入する必要があり、書き方などをアドバイスする案内役が配置されていた。今回の新庁舎オープンに合わせ、市民課は案内役を廃止。職員が窓口で住民情報を直接入力し、申請書の作成を支援する取組を始めた。この「書かない窓口」では、申請者が住民票などの各種証明書の発行や引っ越しなどの届出の際、身分証明書を出すと、職員が申請書に住所・生年月日などの情報を聞き取り、確認しながら必要事項をパソコンに入力。申請者は印刷された内容を確認し、誤りがなければ署名するだけで簡単に申請が完了する。

そこで、(1) 来庁者が住民票や印鑑証明書、税証明などの申請書を書かずに申請できる「書かない窓口」の導入について質問いたします。旭市でも、来庁者が住民票や印鑑証明書、税証明などの申請書を書かずに申請できる「書かない窓口」の導入はできないか質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、私からは1番、新型コロナウイルスワクチン接種に係る実施体制について、(1) から(3) までお答えいたします。

まず、1点目、ワクチン接種の対象人数と優先順位はということでございました。

予防接種法及び検疫法の改正案が、昨日、参議院本会議において全会一致で可決され、成立いたしました。これによりまして、議員が言われるとおり、接種費用は国が全額負担し、実施主体は市町村となり、県と協力して予防接種を行うことが可能となりました。

ご質問の本市の対象人数と優先順位でございますが、まず、対象人数としましては、国が全国民に対し供給すると言っております。したがって、接種対象者は、全人口である約6万5,000人と考えます。

また、現時点での国が示す優先順位は、医療従事者、高齢者、基礎疾患を有する者となっております。

続きまして、(2)、2点目ですね。相談体制等、国・県と連携してしっかり準備をというように思います。

まず、国が示す役割としましては、市町村は接種手続きに関する相談対応、県は専門的相談体制の整備となっております。

ワクチン接種により健康被害が生じた場合の救済措置は、定期接種と同様に、申請受付、調査、給付事務を市町村が行うことになります。

住民接種が具体化する中で、市としても相談窓口などの体制を整えることは大変重要だと考えますので、国・県と連携を取りながらしっかりと準備してまいりたいと思っております。

あと、3点目ですね。どの医療機関に行くのか、集団会場の確保はということでございました。

予防接種については、ワクチンや接種体制などの詳細情報はまだ示されておりませんが、実施に当たっては、地域医師会等と協議しながら進めていくこととなりますので、個別接種となった場合は、当然、予防接種の実施を受託していただいた医療機関において接種していただくこととなります。

また、集団接種会場の確保というご質問でございますが、集団接種の会場としましては、現段階では、保健センターを中心に多人数の接種可能な公共施設の利用を考えておりますが、今後、医師会等とも協議する中で、例えば、特設会場を設けるとか、ドライブスルー方式にするとか、あらゆる選択肢の中で検討することになると思われまます。いずれにしましても、今後、具体化する中で早急にお示ししていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(伊藤 保) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(石橋方一) 私のほうからは、大きな2番の(1)の質問のうち、公立保育所分について回答いたします。

初めに、現状を申しますと、公立保育所では、海上保育所1か所のみで次亜塩素酸水生成器を設置しておりますが、用途といたしまして、給食に伴う食器等の生鮮食品の殺菌洗浄を目的に調理室で使用しております。

次亜塩素酸水は、アルコール消毒液が品薄でほとんど手に入らなかった時期に、一定の消毒効果が期待されるため代用が取り沙汰されましたが、その後、噴霧使用等で吸引した場合には、濃度次第では有害になると厚生労働省から注意喚起がなされました。

現在に至るまで、保育所における感染症予防対策はアルコール消毒液の使用を中心に考え

ており、今後の導入につきましては、次亜塩素酸水生成器を導入しての感染症予防対応は、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（伊藤 保） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） では、庶務課からは、小学校・中学校への次亜塩素酸水生成器の導入についてお答えいたします。

現状の新型コロナウイルス感染予防対策としましては、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を参考に消毒や清掃作業を実施しておりますが、次亜塩素酸水につきましては、学校内のテーブルやドアノブなどの共有部分を消毒する場合、アルコールのように少量で広い範囲を消毒できるわけではありませんので、消毒作業が一部煩雑化し、共有部分の形状によっては効果が期待できない可能性も考えられております。

また、本年度は、定期的に各小・中学校へ安定した個数のアルコール消毒液を配布し、清掃及び手指の消毒を行っているところでございます。

このことから、優先的に使う必要性を考慮すると、次亜塩素酸水の生成器につきましては現在のところ導入は考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、2の（2）の公共施設への導入についてお答え申し上げます。

既に今、子育て支援課、庶務課のほうから、保育所と小・中学校のほうの理由を申し上げたとおり、同様のものになってしまいます。

行政改革推進課としましては、公共施設への導入で、主に庁舎への導入についてということで回答させていただきたいと思いますが、学校、保育所と同様に、いろいろな面でダメージを及ぼす可能性があるというようなことも国から言われておりますので、庁舎管理としましては、現在のところマスク、消毒用アルコールなどの供給のほうがスムーズに行われておりますので、次亜塩素酸水生成器の公共施設への導入については、現在のところ考えていない状況でございますので、よろしくお願いいたします。

それと、あと3の（3）公用車の電気自動車の導入についてになります。

公用車につきましては、一般的な利用と比べまして走行距離が結構多いものですから、性

能の低下等によりバッテリー交換等の必要となる可能性がありまして、また車種が限られていることなど、トータルコストが高くなってしまいうようなことで、すぐに導入することは今のところ考えておりませんので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな3の災害対策についてのうち、（1）、（2）、（4）、（5）、（6）について順次行ってまいります。

まず、（1）のところで、停電時に電気自動車を活用できないかというご質問でございます。

電気自動車を移動式電源として使用することにつきましては、昨年の台風の影響で大規模な停電が続いた際に、避難所の照明ですとか扇風機、携帯電話の充電などに活用した自治体がありまして、災害時に有用であるということは十分認識しております。

ご質問の、販売店などから電気自動車の貸与をしてもらえないかということになりますが、貸与いただける販売店がございましたら、ぜひ貸与を受けたいと考えております。

このように、災害時に応援を受けるためには協定の締結が必要となり、相手方の意向や条件も踏まえ協議を重ねて締結することとなってまいります。ご賛同いただける販売店がございましたら、協定締結に向けて協議を進めていきたいと考えております。

続いて、次の（2）自動車会社との災害連携協定ということでございます。

旭市におきましては、災害時において様々な支援を受けられるように多くの応援協定を締結しておりますが、電気自動車を移動式電源として貸与を受けるための協定は、現在、締結しておりません。千葉県内において、自動車会社と協定を締結している自治体があることは存じております。

今後、条件面などを含めまして、旭市の防災の取組に賛同いただけるような自動車会社がありましたら、防災力向上のため、協定を締結していきたいと考えております。

続きまして、（4）災害時に自家発電機の貸出しにつきましてお答えいたします。

市では、軽油やガソリンなどを燃料とした持ち運びができるポータブル発電機を60台ほど備蓄しております。これらの発電機は、災害時に停電が発生した場合におきまして市の施設や避難所等で利用するために備蓄しております。

市民への貸出しについてでございますが、災害時においては業務において使用するほか、緊急性の高い病院ですとか社会福祉施設への貸出しを優先としているために、あるいは数に

限りもあるということから、個人への貸出しは行っておりません。

続いて、（５）の自家発電機の購入時の補助金についてお答えいたします。

現在、市において個人で発電機を購入するための補助制度は導入しておりません。発電機は個人で備えていただくこととなっております。補助を行うとなりますと、非常に多くの財源が必要になると思われまますので、難しいというふうを考えております。

なお、停電してもご自宅で過ごせるための備えということも重要になるかと思えます。対策の例を幾つか申し上げますと、懐中電灯ですとか足元の明かり、こんなものを備える。あるいは情報を得るための電池で利用できるラジオなどを備蓄しておく。あるいは電力供給を必要とする家庭用医療器具などを使用している場合には、予備のバッテリーですとか代替の手段というのを考えておく。こういったことが考えられるかと思えます。ふだんから準備をお願いできればと思っております。

続きまして、（６）の土のうステーションについてお答えいたします。

市では、梅雨どきや台風の多い出水期に、土砂崩れや河川氾濫の際の応急復旧のために土のうを備えております。また、台風の前などには、道路などから家屋への浸水被害を防止するため、市民へ土のうの配布を飯岡支所敷地内で行っております。数に限りがありますことから、今年の台風のときには、ご希望される１世帯当たり１０袋を上限に配布いたしました。

ご質問の土のう専用ステーションでございますが、河川の氾濫ですとか都市型の水害が頻繁に発生する自治体において設置している例があるのは存じております。ステーションを地域に設置することによって土のうを手軽に素早く利用することができるということも存じております。ただ、ルールを守らない方ですとか、災害時に補給が追いつかないなど、運営ですとか管理に問題があるということもございます。

旭市では、今すぐ土のう専用ステーションを設置することは考えておりませんが、土のうの配布に当たり、よりよい方法を考えていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 私のほうからは、４の（１）「書かない窓口」の導入についてお答えいたします。

「書かない窓口」につきましては、全国で幾つかの自治体で申請書作成支援システムを導入して実施の事例がありますことは認識しております。千葉県内では、船橋市において、住民異動届に関して「書かない窓口」を実施していると聞いておりますが、証明書の発行につ

いては、実施しているところは確認できませんでした。

旭市では、マイナンバーカードを使用したコンビニ交付の利用により、申請書に記入することなく住民票や印鑑登録証明書を発行することができます。令和3年8月から税証明の一部についても発行可能となる予定ですので、引き続きマイナンバーカードの普及促進を図っていきたいと思います。

現在、「書かない窓口」を導入する予定はございませんが、市民サービス向上のため、今後、先進地の事例も参考に研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、何点か再質問させていただきます。

1点目の（1）、（2）、（3）は、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

次の2点目の次亜塩素酸水生成器の導入について、これ（1）（2）併せて再質問させていただきます。一緒の質問になりますので、再質問させていただきます。

松戸市では、全小・中学校に次亜塩素酸水生成器の導入が決まり、第1弾として33校、第2弾として33校、合計66校に設置が決まり、1校につき2台が設置で、合計132台を今月順次設置、今、されているところだと聞いております。また、埼玉県蓮田市では、保育園・小学校・中学校合わせて40施設に設置されています。また、西日本の兵庫県川西市では、24校に設置されています。また、岩手県奥州市では、保育所・幼稚園・小学校・中学校、その他施設合わせて42施設に設置がされています。また、静岡県島田市では、小学校・中学校に20台設置されています。

旭市としましても、ぜひ今後、導入の方向で検討していただけないか、再度お伺いいたします。この次亜塩素酸水生成器は新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価というのが、最終報告で効力があるということで、最終にはこういうあれが決定されておりますので、効力がないわけではありませんので、よろしく願いいたします。

再度、再質問させていただきます。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、今の再質問について回答いたします。

先ほど回答いたしましたとおり、現状では、アルコール消毒液を中心に消毒作業を行って

おります。もし万が一、そういうアルコール消毒液が品切れになった場合ですが、保育所では、そのアルコール消毒液のほか、業務用の次亜塩素酸ナトリウム液を適切に希釈して消毒液としても使用しております。

このようなことで、保育所といたしましては、次亜塩素酸水を消毒、手指とかそういう施設の消毒としてでなく、調理用の殺菌という目的で使うことと、今後、アルコール消毒液が万が一品切れになった場合は、次亜塩素酸ナトリウム液を消毒液の代用として感染防止に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） では、先ほども回答いたしましたけれども、小・中学校につきましては、学校内の共有部分、テーブルやドアノブなどを消毒した場合は、アルコールのように少量で広い範囲を消毒できるわけではございませんので、消毒作業が一部煩雑化し、効果が期待できない可能性も考えられております。それと、安定した個数のアルコール消毒液も配布しておりますから、優先的に使う必要性を考慮すると、今のところ導入のほうは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） 庁舎につきましても、今後も庁舎への出入口付近や事務所内の出入口付近には消毒用のアルコールを設置しまして、マスクの着用や飛沫予防の亚克力板を活用し、感染予防に努めたいと考えております。

万が一、消毒用のエタノールが不足した場合は、石けんでの手洗いを徹底し、次亜塩素酸ナトリウム液を適切に希釈し、代用するなど、感染予防に対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、再々質問させていただきます。

食品添加物の次亜塩素酸水生成器、微酸性電解水は、非接触型光センサーを搭載し、手を触れずに操作可能で、高除菌力、安全性に優れた次亜塩素酸水、また消臭効果、消臭作用で腐敗臭、また悪臭カット、周辺への拡散も防止、環境に優しい洗浄後のすすぎ水として使用可能、低コストとなっています。

次亜塩素酸水の薬剤コストは、1リットル当たりの価格は6円から8円で生成できます。それに比べて、消毒用アルコールエタノールの価格は、1リットル当たり1,000円から1,500

円、塩素系漂白剤などは、1リットル当たり20円、次亜塩素酸水水溶液、希釈混合は、1リットル当たり375円ですので、次亜塩素酸水電解分解の価格は1リットル当たり6円から8円で生成できるので、かなりの低コストとなっています。

ぜひ旭市でも次亜塩素酸水生成器の導入ができないか質問いたします。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 先ほども申し上げましたが、現在、次亜塩素酸水については、今、調理室で使用するというところで、アルコール消毒液を中心に今後も考えていきたいと思っています。

そのアルコール消毒液でございますが、6月の補正予算で承認いただきました国の補助事業によりまして、50万円までの感染に係る消耗品、また消毒業務の補助事業を活用して、年度内のアルコール消毒液の確保は確認できるというところでございますので、今のところは生成器の導入については考えておりません。

○議長（伊藤 保） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 次亜塩素酸水を使って物のウイルス対策をする場合の注意事項というのを、厚生労働省、経済産業省、消費者庁として出しております。その中で、汚れをあらかじめ落とししておく、十分な量の次亜塩素酸水で表面をひたひたに濡らす、少し時間を置き、20秒以上置いて、きれいな布やペーパーで拭き取るというような注意事項が書かれております。

先ほども説明いたしました。やはり消毒作業については、一部、煩雑化してしまいますし、共有部分の形状によっては効果が期待できない可能性がありますから、優先的に使う必要性を考慮すると、今のところ導入することは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、4回目の質問をさせていただきます。

次亜塩素酸水生成器を使った業者の声をちょっと紹介させていただきます。

「希釈する必要がなく、消毒作業が楽になった」、また、「養護教諭が休みの前に、ほかの先生に希釈説明する必要がなくなり、ストレスが減った」、「運動会で共有する旗やバトン、ボールなどの道具類も気にせず消毒できる」、「蛇口部分など、アルコールでは効果減退する水分を含む箇所にも使える」、「アルコールでびりびりしていたが、これなら痛くな

らない」、「アルコールを零し、床が変色するなど困っていた」、「ノロやインフルにも使えて助かる」、また「部活動で使用するボールなどの共有部分にも使える」、「素手で使えるので楽だし、安全」、「万が一消毒液不足になっても安心できる」とのことです。

ぜひ早急に次亜塩素酸水生成器の導入ができないか質問いたします。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） いろいろと低コストであったり利用者の声など、情報の提供をいただきましてありがとうございます。

では、公共施設全般ということで、行革のほうから答えさせていただきます。

そういったことであれば、また庁内で意見を集約した中で、またいろいろと検討なり、入れられるものであれば入れるようなものというようなことを検討、または勉強などをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） 質問ではなく、今の、このコロナウイルスが収束した後もずっとこれは使うものだと思うんですね、日頃。ですので、いちいち薄めたりいろいろしているよりも、この生成器を導入すればかなりのコスト削減になると思いますので、これは市のほうで検討していただければと思います。

次に、3点目の災害対策について移らせていただきます。いいですか、続けて。

○議長（伊藤 保） はい。

○15番（伊藤房代） 3点目、災害対策についての（3）の公用車の電気自動車（EV）導入について再質問させていただきます。

給電機能を搭載したEVを今後、公用車に導入の予定はあるのか。災害時の電源確保に、また今後、避難所だけでなく、在宅避難をせざるを得ないが電気を必要とする人のもとにも出向いて供給できるように、市としても積極的に進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） 申し訳ございません。EVにつきましては、運転時の温室効果ガスや大気汚染物質を排出しない、環境負担が少なく地球環境への配慮といった点では

大変メリットがある、大きなメリットが出ているということは考えております。

現在のところ、購入といいますが、対象となるEV車両というのが車種が限られてしまっているというようなこと、それとコストのほうはかなり割高になっているというようなことがありますので、そういった状況を今後、導入費用のほうの状況を見ながら、EVまたはPHEVなどの車がありますので、そういったものを今後、導入に向けて検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひ、何台でも結構だと思うんですね、まずは。まず、1台もないというのちょっとあれだと思いますので、まずは何台か入れていただいて、例えば市長の車であったり、議長の車であったり、議長車であったり、いろいろあると思うんですね。もし、あれであれば、ちょっと試運転していただいて、そういうのもこれから検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 続けて。

○15番（伊藤房代） はい。では、次に移ります。

(6)の土のう専用のステーションの設置ですけれども、これもぜひ、水は少しでも低いところに流れていくと思うんですね。土のう一つで被害が防げる一番の災害対策ではないかと思しますので、まず、土のう専用のステーションをぜひ早急に検討していただければと思います。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 土のうステーションが有効に活用されているという自治体があるというのも承知はしているところでございます。

先ほどのお答えと重複する部分にもなりますが、使い方ということについて少し問題があるというのも伺っておりますので、そういった面も含めて、どんな形で市民の方に土のうを提供したらいいのか、土のうステーションの方式だけではなくてそのほかの部分も含めまして、今後も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひお願いいたします。

次に、4点目の市役所の各種申請書についての再質問をさせていただきます。

市は職員側の業務効率化を図るため、事務作業にかかる時間を短縮するためのシステムを導入、これは先進地事例の、先ほどの市ですけれども、定型業務を自動化するRPA、ロボティック・プロセス・オートメーションを運用し、職員が窓口で入力したデータを基に証明書などを自動的に作成できるようにした。従来は、申請者が手書きした書類を審査した後、職員が入力で証明書を作成し、印刷していた。同システムは、入力内容が住民基本台帳システムと連携し、住民の転出・転入時に職員が情報を入力する必要がないのも特徴。職員が名前や住所を正確に入力できるよう、OCR、文字読み取り技術装置で運転免許証などから情報を読み取る深谷市独自の機能も追加した。市民課の担当者は、記入に不慣れな高齢者も増えており、職員がサポートする態勢が大切。同時に、職員の業務効率化も進めていきたいと話している。市は、「書かない窓口」の導入のほかにも、利便性の向上へ新たなサービスを開始。窓口で外国語での対応可能なタブレットによる遠隔通訳サービス、聴覚障害者のための遠隔手話通訳サービスを実施しているとあります。

旭市としても、これから高齢化がますます進む中、「書かない窓口」の導入は必要になってくると思います。職員がサポートする態勢を今後ぜひ検討していただければと思いますが、再度質問いたします。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） お答えいたします。

利用しやすい窓口環境を整備することは、行政事務の効率化の面からも重要な課題であると考えます。一方で、システム導入に当たっては、新たなスペースの確保や人的配置、コストも発生いたします。

先ほども申し上げましたが、市民サービス向上のために旭市においてどのような改善ができるのか、先進自治体の取組も参考にしながら研究してまいりたいと考えます。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） どうもありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時 7分

再開 午後 2時28分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第18号、議案第19号の財産の取得についての2議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 配付漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 島田和雄 登壇）

○議会運営委員長（島田和雄） ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

追加議案は、市長より提案のありました議案第18号、議案第19号の2議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります令和2年旭市議会第4回定例会議事日程その2、本日12月3日木曜日、この後、追加日程第1、議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、議案の補足説明、追加日程第4、議案質疑、追加日程第5、常任委員会議案付託。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第18号、議案第19号の2議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長（伊藤 保） 追加日程第1、議案上程。

議案第18号、議案第19号の2議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（伊藤 保） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、議案2件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第18号及び議案第19号はいずれも財産の取得についてでありまして、議案第18号は、学習用タブレット端末等を購入することについて、議案第19号は小中学校用ネットワーク機器を購入することについて、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 保） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（伊藤 保） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第18号について、学校教育課長、登壇してください。

(学校教育課長 加瀬政吉 登壇)

○学校教育課長(加瀬政吉) 議案第18号、財産の取得について、補足説明を申し上げます。

取得する財産は、学習用タブレット端末等4,700台で、市内各小・中学校に配備されるものです。

取得金額は3億6,017万3,000円、取得の相手方は東京都江東区東陽二丁目3番25号、株式会社内田洋行、営業統括グループ取締役上席執行役員、営業統括グループ統括小柳諭司であります。

契約方法につきましては、公募型プロポーザル方式により執行いたしました。

執行の経過を申し上げます。

令和2年10月8日に公募を開始し、10月23日まで参加表明の受付を行ったところ、1者から参加表明書類の提出がありました。書類を審査したところ、参加資格要件を満たしておりましたので、10月26日に審査結果を通知いたしました。

その後、募集要項に基づき、11月2日に提出された見積書、企画提案書並びに11月10日に実施したプレゼンテーションの審査を基に評価、採点を行ったところ、評価点数906点となり、最低評価点数600点を上回りましたので、受注予定者と選定し、11月13日に選定結果を通知いたしました。

11月16日から契約締結に向けた諸条件を確認し、契約内容を確定した後、改めて価格交渉の結果、協議が調いましたので、12月2日仮契約を締結いたしました。

納入期限は、令和3年3月25日であります。

以上で議案第18号の補足説明を終わります。

○議長(伊藤 保) 学校教育課長の補足説明は終わりました。

議案第19号について、財政課長、登壇してください。

財政課長。

(財政課長 伊藤義隆 登壇)

○財政課長(伊藤義隆) 議案第19号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

取得する財産は、小中学校用ネットワーク機器で、学習用タブレット端末の導入に伴う通信環境の整備のため、市内小・中学校に設置するものです。

取得金額は7,249万円、取得の相手方は東京都江東区東陽二丁目3番25号、株式会社内田洋行、営業統括グループ取締役上席執行役員、営業統括グループ統括小柳諭司であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

令和2年11月9日に公告し、11月24日まで入札書の受付を行ったところ、1者から入札書の提出がありました。11月25日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は12月2日、納入期限は令和3年2月26日であります。なお、予定価格は、7,751万7,000円、落札率は93.51%です。

以上で議案第19号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 財政課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明を終わります。

◎追加日程第4 議案質疑

○議長（伊藤 保） 追加日程第4、議案質疑。

これより議案の質疑を行います。

議案第18号について、質疑はありませんか。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、追加になりました議案第18号、財産の取得について。

学習用タブレット端末等取得ということでありました。

今、本市の小学校、中学校は、休校があり、今、復活したところでありますけれども、児童・生徒の学びには多大な影響が出ました。義務教育として一人もこぼさないよう下支えする支援が必要だと、そのように思います。

新型コロナウイルス感染症対策として、学校現場では、学校長をはじめ教職員の皆さんが、児童・生徒の安全の確立と学習指導の充実のために様々な工夫をして取り組んでくださっています。

しかしながら、自主欠席をしている児童・生徒の保護者からは、子どもは本心では学校に行きたい、自由に友達と会話をして遊びたいけれども、コロナが怖いからいろいろな面で自粛、それから自主的にいろいろな行事に参加を取りやめるなど、子どもはいろいろな苦労があるということ聞いております。

そんな中で、僕自身もこれまで教育の情報推進化の問題、取り上げたり、いろいろな話を

してきましたが、今回このタブレット端末、3億6,071万3,000円の予算はついておりますが、対象となる子どもは何人いて、その中でどのくらいの充足であるのか。それから、機械でありますので、故障だとか古くなった場合のモデルチェンジだとか修理だとか、そういう保証の面の検討があったのかどうなのか、その辺の状況を伺いたいと思います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） それでは、対象となる児童・生徒の人数であります。若干の増減がありますが、現状では約4,660人前後になっております。時々出入りがございますので、4,700台の購入ということになっておりますので、全部に行き渡る予定ではあります。

それとあと、契約の際に5年間の保証の契約も中に盛り込んでございますので、もし壊れた場合等については、その保証を使って直すことが可能というような契約になっております。

以上であります。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） この類いのパソコンだとか 아이폰だとか、そういうものの進化が著しくて、1年や2年たたずにモデルチェンジというのがよくあるんですけども、そういうような新しいタブレットが出た場合に、交換とか能力が上がっていくとか、そういうものが附属してついているのかどうなのかをまず伺いたいと思いますのと、僕自身もこの6月、今年度定例会で、小・中学校の学習支援ソフト導入について提案型で質問させていただきました。

それは、他の自治体と比較したときに、児童・生徒1人1台の端末の完全整備が急がれると。学校でのネットワーク環境整備、それから家庭に対する通信環境の整備支援、指導員配置に向けた取組が必要であるということで、休校だとかコロナ禍でなかなか学習面で追いつかないところが出た場合のきめ細やかな支援のために、オンライン授業の導入の必要性、その期待が高まっているということで、早期の実現に向けた整備計画と運用計画を急ぐべきだろうというように申し上げました。

それで、これらが、前回も言いましたけれども、小学生にも分かるように一言で言いますと、旭市がやれるフルスペックだと思っているんですが、今回、それから比較した場合に、ネットワーク環境等でありましようが、どのくらい差異があるのか、劣っていくのか、それからフルスペックに向けてどのような順序を踏んでステップアップをさせていくのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） まず、ソフトの問題のほうからお答えをさせていただきますと、現在、小学校、中学校それぞれに導入予定のソフトについては、オフラインで活用できるソフトを予定しております。これは、家庭に持ち帰って児童・生徒が家庭学習で主にドリル的な取組をし、それについて履歴が残ります。学校に来た際には、その履歴をもう一度クラウド上に戻しまして保存する。それから教職員のほうでどの程度学習が定着しているのか、このような確認をする作業というのが、一応できるような予定になっております。

次に、通信環境のほうでございますが、まだやはり通信環境が整っていないご家庭もございます。フルスペックにするためには、オンライン授業が一人の漏れ落ちもなくできるということがフルスペックだというふうには考えているところでありますが、この1年をかけて、先ほども一般質問の際にお答えしましたが、ICT教育推進委員会というのを、教員を各学校から集め、組織しまして、効果的な活用方法、どんなことができるのか、何が必要なのかというところについて細かい協議を進めていく予定でおります。

じゃ、あと4年後、5年後どうなっているのかという部分なんですけど、現状では日進月歩以上、もっと早いスピードで進んでいるICT環境でございますので、5年後にどういう世界が待っているかというのが、ちょっと課の中でもはっきり分からないところがあります。

現状、これでスタートしまして、今後2年たち、3年たつ中で、どういう状況かというのを見極めながら対応のほうをしていきたいと、このように考えております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） じゃ、最後に確認いたしますが、国の本年度補正予算には、子どもたちに1人1台のパソコン配備をするための予算が前倒しして盛り込まれました。これには、Wi-Fi環境が整っていない家庭にルーターを貸し出すといった支援策も含まれています。

このようなICT環境を整備するための予算措置を積極的に活用して、まずは小学校の高学年や中学生から、具体的に言いますと、双方のオンライン授業の実施ができる環境整備を大きく進めることが重要と考えます。

それに向けてのまず第一歩で、非常にいい取組かなと思いますが、その部分に関しては、どのような時期でそういう段階まで持っていけるのか、時期的なものを、はっきり決まっていなくても、そのプロセスやそういうものをお知らせいただけたらありがたいと思うのと、

また、今回のタブレット、僕もどういうものだからちょっと見てみたいと思うんですけども、教職員の方の取扱い、これが普通に簡単にできるものなのか、それとも指導者の教職員の方なんかの研修等の実施やなんかの間合うのか、その辺のところをお知らせいただきたい、そのように思います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の3回目の質疑に対して答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 今回、購入したタブレットについては、取りあえず学校からうちに持って帰った場合に、インターネットで接続して使える機能については持ち合わせております。問題となるのは、その先ほどから申し上げていますように、インターネット環境が整っていない家庭で、じゃ、どうするのかということでありまして、今後、どの方法が一番現実的で、なおかつ全員に行き渡るのかということについては、検討協議、勉強させていただき、進めていくような予定であります。

なお、教職員のほうで言いますと、今回納入予定であります内田洋行のほうで研修会をまず持っていただくことになっております。このタブレットの特徴を含めまして、どのような活用方法ができるのかというのを研修を行いつつ、なおかつ、まだちょっと本決まりではありませんが、何かトラブルが起こった際には、ICT支援員のような方を何らかの形で市のほうでお願いして、そのトラブル対応も含め、いろんな活用方法等についても指導いただくような、そんな方向で現在進めているところであります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、18号議案ですね。プロポーザルで1社しか申込みがなかったということですが、このタブレットというのはメーカーが何社くらいあるのか。そんな中で、これは4,700台ですか、導入するということですが、1台どのくらいになるのか。また、だいたい5年くらいということですが、小学校1年生であれば問題ないですが、今度は中学2年、3年ですね、の場合は、二、三年しか使わないで、今度はその残りの年数ですね。これはどういうふうになるのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） お尋ねのメーカーの数ですが、申し訳ありません、私のほうで

どの程度なのかちょっと把握できておりません。小さいところから大きいところまで含めれば、かなりの数になるのかなというふうには感じているところであります。

続いて、タブレット端末1台の値段ですが、ソフトなどを含めまして約7万6,000円ということであります。

続いて、中2、中3生なんかはどうするのかということですが、卒業した生徒の分については、そのまま、今度、新入生のほうにそれを回すような形で活用するという予定であります。

以上であります。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） プロポーザルでという話でございますが、メーカーは分かるのか、それからメーカーがどれだけあるのか、そういう、何も分からない中で、プロポーザルで内田洋行から、何を基準に内田洋行と契約するのか、その辺をお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） プロポーザルということでその方法を取った一つの理由として、まず、入札という形で値段に限って条件をもし示した場合に、やはり小・中学生が使うものですので、持ち運びをしたりしたときの故障の問題、それから導入後、安全に安定して管理運用するため、それから将来を見据えた活用方法の提案等々を考えますと、学校現場の意見も取り入れつつ、総合的に企画内容や義務遂行能力を判断し、業者を選定するというようにしたかったために、このような方法を取ったということであります。

続いて、1社の内田洋行はどうなのかというところなんですが、短期間に4,700台という大量の端末を導入するに当たり、ある程度、力というか、企業としてのあれがないとなかなか難しい部分もあるのかなと思います。また、じゃ、なぜ内田洋行なのかということですが、本市においていろいろ実績も持っている業者でもあり、提案内容そのものも大変すばらしいものでありましたので、そういうような形で納入のほうをお願いしたと、こういう状況であります。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） あのね、内田洋行というのはタブレットを作るメーカーじゃないでしょう。そんな中で、製造メーカーがあるわけ。そこで作るんですからね。内田洋行関係ないと思うんですよ。あくまでもこのぐらいの台数であれば、大きな電気メーカー、幾らでもあ

るんですから、十分間に合うと思うんです。

そんな中で、結局、内田洋行がいいから導入した。導入する市の、こういうことだからいい、よかったからという、市はこういう基準をつけておいた中で、内田洋行が提案した。しかし、内田洋行だけで、ほかがもっといいプロポーザルであれば、条件があったと思うんですがね。全然、皆さん方、その条件を分らないで、ただ内田洋行がプロポーザルで出してきたから、本来ならもっとほかのメーカー、会社ですか、メーカーというより会社にも出させるべきであったんじゃないかと思いますが。その辺お尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の3回目の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） タブレットのメーカーという話でいうと、富士通社製のタブレットが入る予定になっております。ただ、単純に端末だけのメーカーですと、ソフトの問題、それからアフターサービス等々も含めると、対応できないところもあるのかなど。

今回においては、いろんな条件の中で、学校として旭市の小学校、中学校が使う端末として十分な提案をしてきた、そういう提案をしたのが1社、内田洋行であったということで、今回の運びになったということであります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

ほかに。

高木寛議員。

○9番（高木 寛） じゃ、私は1点だけ。取得金額がおよそ3億6,000万円余り計上されましたが、これの財源ですね、どこから。

もう一つ、国からの補助はこれにあるんでしょうか。そのことを伺います。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 財源でございますが、国庫補助金として公立学校情報機器整備費補助金というところで、現在、確定ではないんですが、内定をいただいております、1億4,355万円。残りについては、地方創生を得まして、一般会計からの支出を予定しているところであります。

以上です。

○議長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第19号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程第5 常任委員会議案付託

○議長(伊藤 保) 追加日程第5、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

議案第18号、議案第19号の2議案をお手元に配付してあります付託議案分担表その2のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、9日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長(伊藤 保) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は14日、定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時59分

令和2年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第5号）

令和2年12月14日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 事務報告
- 第 4 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決
- 日程第 3 事務報告
- 追加日程 議長辞職の件
- 追加日程 議長選挙の件
- 追加日程 副議長辞職の件
- 追加日程 副議長選挙の件
- 日程第 4 閉 会

出席議員（17名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 片 桐 文 夫 | 2 番 | 平 山 清 海 |
| 3 番 | 遠 藤 保 明 | 4 番 | 林 晴 道 |
| 6 番 | 米 本 弥一郎 | 8 番 | 宮 内 保 |
| 9 番 | 高 木 寛 | 10 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 11 番 | 宮 澤 芳 雄 | 12 番 | 伊 藤 保 |
| 13 番 | 島 田 和 雄 | 15 番 | 伊 藤 房 代 |

16番 向後悦世

18番 木内欽市

20番 高橋利彦

17番 景山岩三郎

19番 佐久間茂樹

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	山崎剛成
総務課長	伊藤憲治	企画政策課長	小倉直志
財政課長	伊藤義隆	市民生活課長	遠藤泰子
環境課長	高根浩司	保険年金課長	在田浩治
健康管理課長	遠藤茂樹	社会福祉課長	椎名隆
下水道課長	丸山浩	消防長	川口和昭
水道課長	宮負亨	庶務課長	杉本芳正
学校教育課長	加瀬政吉	生涯学習課長	八木幹夫

事務局職員出席者

事務局長	花澤義広	事務局次長	向後哲浩
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（伊藤 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（伊藤 保） 議案第1号から議案第7号、議案第11号から議案第15号、議案第18号から議案第19号の14議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（伊藤 保） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 向後悦世 登壇）

○建設経済常任委員長（向後悦世） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月30日、本会議において、本委員会に付託されました議案第5号、旭市公営企業の設置等に関する条例の制定についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月7日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第5号の審査内容について主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

水道課と下水道課の組織統合による業務体制はとの質疑では、統合後の事務所は下水道の浄化センターにある下水道課の事務所を事務所とし、2班体制で効率的に業務を進めていくとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告申し上げます。

令和2年12月14日、建設経済常任委員長、向後悦世。

○議長（伊藤 保） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、米本弥一郎議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 米本弥一郎 登壇）

○文教福祉常任委員長（米本弥一郎） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月30日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、議案第4号、旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定について、議案第11号、旭市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、財産の取得について、議案第19号、財産の取得についての8議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月8日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より、教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

議案第18号の主な質疑について申し上げます。

学習用タブレット端末の導入に当たり、5年間の物損保証がついているが、具体的な内容と壊れて保証を利用する際の費用負担はとの質疑では、端末を落として破損等してしまった場合にも無償で修理してくれる内容となっており、保証を利用する際の費用負担はないとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、8議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和2年12月14日、文教福祉常任委員長、米本弥一郎。

○議長（伊藤 保） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 宮澤芳雄 登壇）

○総務常任委員長（宮澤芳雄） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月30日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市出張所設置条例の制定について、議案第6号、旭市公告式条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての6議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

12月9日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長、関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑と答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

昨年と比較して再任用職員等が増えている中、なぜ常勤職員を減らさないのかとの質疑では、確かに再任用職員は少し増えている状況だが、行政事務が増えていることもあり、再任用職員等の活用と常勤職員の削減を考え現状では進めている。なお、常勤職員については合併以降毎年削減し、現在の定員適正化計画の中でも5年間で10人削減する計画となっているとの答弁がありました。

次に、議案第3号の主な質疑について申し上げます。

出張所には3名を配置し市民生活課の業務を行う予定とのことだが、各支所の実績では来客者数や証明書等の発行数が少ないことから、保険年金課等の業務も行うことができるのではないかと質疑では、出張所については初めての組織変換でサービス内容が変わるため、そごが生じないように説明も必要なことから3名の配置を予定している。また、保険年金課等の業務の取扱いについては、建設中の本庁舎に行政機能の集約を進めていることから、出張所に変更後は、市民生活課が管轄する窓口として諸証明の交付事務を行う予定であるとの答弁がありました。

以上、主な質疑と答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、6議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和2年12月14日、総務常任委員長、宮澤芳雄。

○議長（伊藤 保） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（伊藤 保） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第7号、議案第11号から議案第15号、議案第18号、議案第19号の14議案について採決いたします。

議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市出張所設置条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市公営企業の設置等に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市公告式条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時51分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての1発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 島田和雄 登壇）

○議会運営委員長（島田和雄） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議いたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります令和2年旭市議会第4回定例会議事日程その3。

本日12月14日月曜日、この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上で、追加日程の協議についての報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題にすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（伊藤 保） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号の1発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（伊藤 保） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について議会運営委員会委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 島田和雄 登壇）

○議会運営委員長（島田和雄） それでは、発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

この条例は、先ほど、議案第3号、旭市出張所設置条例の制定について、議案第5号、旭市公営企業の設置等に関する条例の制定について、議案第7号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての3議案が可決されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（伊藤 保） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（伊藤 保） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号の1発議案を議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 事務報告

○議長（伊藤 保） 日程第3、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 伊藤憲治 登壇）

○総務課長（伊藤憲治） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

1つ、金100万円を、有限会社ブライトピック千葉様より、9月24日受納いたしました。

1つ、精白米「粒すけ」440キログラムを、ちばみどり農業協同組合様より、9月28日受納いたしました。

1つ、プロジェクターほか保育用品一式を、干潟ライオンズクラブ様より、10月21日受納いたしました。

1つ、豚肉299.5キログラムを、旭市養豚推進協議会様より、11月19日受納いたしました。

1つ、金20万円を、菅谷正徳様より、12月1日受納いたしました。

1つ、金10万円を、菅谷悦子様より、12月1日受納いたしました。

以上で、事務報告を終わります。

○議長（伊藤 保） 事務報告は終わりました。

ここで、しばらく自席で休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時 2分

○副議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程 議長辞職の件

○副議長（飯嶋正利） 議長の都合により議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいま伊藤保議長より議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とします。

事務局長に辞職願を代読させます。

○事務局長（花澤義広） 辞職願。

このたび一身上の都合により旭市議会議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

令和2年12月14日、旭市議会議長、伊藤保。

旭市議会副議長様。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） おはかりいたします。

伊藤保議員の議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、伊藤保議員の議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、しばらくお待ちください。

(12番 伊藤 保 入場)

○副議長(飯嶋正利) ここで長い間お骨折りいただきました前議長、伊藤保議員よりご挨拶をお願いいたします。

ご登壇願います。

(12番 伊藤 保 登壇)

○12番(伊藤 保) 昨年の12月から、皆様のご推挙により議長にさせていただきました1年が過ぎました。この新型コロナウイルス感染症の中、議会運営をしてみりました。至らない点もありましたと思いますが、無事この1年間させていただきました。これより市民の生活と安心・安全をしっかりと守って、残された任期、一生懸命頑張ってみりますので、どうぞよろしく願います。今まで大変にありがとうございました。(拍手)

◎追加日程 議長選挙の件

○副議長(飯嶋正利) 伊藤保議員の議長辞職により議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(飯嶋正利) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(飯嶋正利) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

(事務局職員、投票の準備をする)

○副議長（飯嶋正利） 議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（飯嶋正利） ただいまの出席議員は17名であります。

これより投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○副議長（飯嶋正利） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（飯嶋正利） 配付漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○副議長（飯嶋正利） 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載を願います。なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。

また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前だけの投票は無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始します。

点呼を命じます。

（点呼に応じ投票）

○副議長（飯嶋正利） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（飯嶋正利） 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（飯嶋正利） 開票を願います。

立会人の指名をいたします。

17番、景山岩三郎議員、18番、木内欽市議員、以上の2議員を指名いたします。

景山岩三郎議員、木内欽市議員は立会人席へご着席願います。

(立会人、立会人席へ着席)

(開 票)

○副議長（飯嶋正利） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票です。

有効投票のうち 木内欽市議員 10票

飯嶋正利議員 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、木内欽市議員が旭市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました木内欽市議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻りください。

(立会人、自席へ着席)

○副議長（飯嶋正利） ただいま議長に当選されました木内欽市議員より就任のご挨拶がございます。

ご登壇願います。

(18番 木内欽市 登壇)

○18番（木内欽市） このたび皆様方のご推挙により議長に就任させていただきました。どうもありがとうございました。

なお、伊藤議長には大変お疲れさまでした。これからよろしくご指導お願い申し上げます。

ありがとうございました。

○副議長（飯嶋正利） ここで議長を交代いたします。

議長、木内欽市議員、議長席へご着席願います。

(副議長 飯嶋正利 議長席退席)

(議長 木内欽市 議長席着席)

○議長（木内欽市） 議長を交代いたしました。

ここで、しばらく自席で休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時27分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程 副議長辞職の件

○議長（木内欽市） ただいま飯嶋正利副議長より副議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を代読させます。

○事務局長（花澤義広） 辞職願。

このたび一身上の都合により市議会副議長を辞職したいので、許可されますよう願います。

令和2年12月14日、旭市議会副議長、飯嶋正利。

旭市議会議長様。

以上です。

○議長（木内欽市） おはかりいたします。

飯嶋正利議員の副議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、飯嶋正利議員の副議長の辞職を許可することにいたしました。

ここで、しばらくお待ちください。

（10番 飯嶋正利 入場）

○議長（木内欽市） ここで長い間お骨折りをいただきました前副議長、飯嶋正利議員よりご

挨拶をお願いいたします。

ご登壇願います。

(10番 飯嶋正利 登壇)

- 10番(飯嶋正利) 昨年の12月以来、副議長として1年間頑張ってまいりました。微力ではございますが、若干、市のためになったのかなというふうを考えております。今後とも新しい議長を中心に頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。(拍手)
-

◎追加日程 副議長選挙の件

- 議長(木内欽市) 飯嶋正利議員の副議長辞職により副議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

(事務局職員、投票の準備をする)

- 議長(木内欽市) 議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

- 議長(木内欽市) ただいまの出席議員は17名であります。

これより投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

- 議長(木内欽市) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木内欽市) 配付漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(木内欽市) 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。

また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前だけの投票は無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

(点呼に応じ投票)

○議長(木内欽市) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(木内欽市) 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(木内欽市) 開票を行います。

立会人の指名をいたします。

19番、佐久間茂樹議員、20番、高橋利彦議員、以上の2議員を指名いたします。

佐久間茂樹議員、高橋利彦議員は立会人席へご着席願います。

(立会人、立会人席へ着席)

(開 票)

○議長(木内欽市) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 17票

有効投票 15票

無効投票 2票です。

有効投票のうち 宮内 保議員 14票

伊藤房代議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、宮内保議員が旭市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました宮内保議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻りください。

(立会人、自席へ着席)

○議長(木内欽市) ただいま副議長に当選されました宮内保議員より就任のご挨拶がございます。

ご登壇願います。

(8番 宮内 保 登壇)

○8番(宮内 保) ただいま多くの議員の皆様のご推挙によりまして副議長という大役を仰せつかりました。本当にありがとうございます。微力ではございますが、議長とともに旭市の発展のため、また議会の円滑な運営のために努力したいと思っておりますので、どうかご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

◎日程第4 閉 会

○議長(木内欽市) 以上をもちまして、令和2年旭市議会第4回定例会を閉会いたします。
長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 木内 欽市

前議長 伊藤 保

副議長 宮内 保

前副議長 飯嶋 正利

議員 宮澤 芳雄

議員 島田 和雄